

政令第三百四十三号

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年

金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令

内閣は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）の施行に伴い、及び同法の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 厚生年金保険の被保険者期間等に関する経過措置（第三条―第二十条）

第三章 厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置

第一節 厚生年金保険法による保険給付等に関する事項

第一款 平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた

改正前厚生年金保険法の規定の読替え等に関する事項（第二十一条―第二十六条）

第二款 再評価率の改定等に関する事項（第二十七条―第三十二条）

第三款 老齡厚生年金の在職支給停止等に関する事項（第三十三条―第五十九条）

第四款 障害厚生年金及び障害手当金の支給要件に関する事項（第六十条―第六十三条）

第五款 遺族厚生年金の支給要件に関する事項（第六十四条・第六十五条）

第六款 加給年金額の加算要件等に関する事項（第六十六条・第六十七条）

第七款 二以上の種別の被保険者であった期間を有する者に係る給付に関する規定の適用等に関する

事項（第六十八条―第七十七条）

第八款 改正後厚生年金保険法等の適用に係る平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項等に規定

する給付に関する事項（第七十八条―第八十四条）

第二節 共済組合の組合員であつた者に支給する老齡厚生年金等に関する事項（第八十五条―第一百七条）

第三節 脱退一時金に関する事項（第一百八条・第一百九条）

第四章 費用の負担に関する経過措置（第一百十条―第一百十六条）

第五章 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する経過措置（第一百十七条―第一百二十

三条）

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この政令は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「平成二十四年一元化法」という。）の施行に伴い、厚生年金保険の被保険者期間、改正前厚生年金保険法による年金たる保険給付の額の計算及び支給停止、改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付に関する規定の適用等に関し必要な経過措置を定めるものとする。

(定義)

第二条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 改正前厚生年金保険法 平成二十四年一元化法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）をいう。

二 改正後厚生年金保険法 平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法をいう。

三 旧厚生年金保険法 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六

十年改正法」という。）第三条の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。

四 改正前国共済法 平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）をいう。

五 なお効力を有する改正前国共済法 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法をいう。

六 国共済施行法 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）をいう。

七 旧国共済法 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年国共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法をいう。

八 改正前地共済法 平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）をいう。

九 なお効力を有する改正前地共済法 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法をいう。

十 地共済施行法 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）をいう。

十一 旧地共済法 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下「昭和六十年地共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいう。

十二 改正前私学共済法 平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）をいう。

十三 なお効力を有する改正前私学共済法 平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前私学共済法をいう。

十四 例による改正前国共済法 私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法をいう。

十五 旧私学共済法 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号。以下「昭和六十年私学共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法を

いう。

十六 改正前国民年金法 平成二十四年一元化法附則第八十七条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）をいう。

十七 改正後国民年金法 平成二十四年一元化法附則第八十七条の規定による改正後の国民年金法をいう。

十八 旧船員保険法 昭和六十年改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）をいう。

十九 改正前昭和六十年改正法 平成二十四年一元化法附則第八十八条の規定による改正前の昭和六十年改正法をいう。

二十 改正後昭和六十年改正法 平成二十四年一元化法附則第八十八条の規定による改正後の昭和六十年改正法をいう。

二十一 改正前平成六年改正法 平成二十四年一元化法附則第九十条の規定による改正前の国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号。以下「平成六年改正法」という。）をいう。

二十二 改正後平成六年改正法 平成二十四年一元化法附則第九十条の規定による改正後の平成六年改正

法をいう。

二十三 平成八年改正法 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）をいう。

二十四 平成十三年統合法 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一百一号）をいう。

二十五 廃止前農林共済法 平成十三年統合法附則第二条第一項第一号に規定する廃止前農林共済法をいう。

二十六 廃止前昭和六十年農林共済改正法 平成十三年統合法附則第二条第三号に規定する廃止前昭和六十年農林共済改正法をいう。

二十七 改正前協定実施特例法 平成二十四年一元化法附則第百六条の規定による改正前の社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第四百四号。以下「協定実施特例法」という。）をいう。

二十八 改正後協定実施特例法 平成二十四年一元化法附則第百六条の規定による改正後の協定実施特例法をいう。

二十九 平成二十五年改正法 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）をいう。

三十 改正前厚年令 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備に関する政令（平成二十七年政令第三百四十二号。以下「平成二十七年整備政令」という。）第一条の規定による改正前の厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）をいう。

三十一 改正後厚年令 平成二十七年整備政令第一条の規定による改正後の厚生年金保険法施行令をいう。

三十二 改正前国年令 平成二十七年整備政令第二条の規定による改正前の国民年金法施行令（昭和三十

四年政令第百八十四号）をいう。

三十三 改正後国年令 平成二十七年整備政令第二条の規定による改正後の国民年金法施行令をいう。

三十四 改正前昭和六十一年経過措置政令 平成二十七年整備政令第三条の規定による改正前の国民年金

法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号。以下「昭和六十一年経過措置政令」という。）をいう。

三十五 改正後昭和六十一年経過措置政令 平成二十七年整備政令第三条の規定による改正後の昭和六十一年経過措置政令をいう。

三十六 改正前平成六年経過措置政令 平成二十七年整備政令第四条の規定による改正前の国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成六年政令第三百四十八号。以下「平成六年経過措置政令」という。）をいう。

三十七 改正後平成六年経過措置政令 平成二十七年整備政令第四条の規定による改正後の平成六年経過措置政令をいう。

三十八 平成九年経過措置政令 厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号）をいう。

三十九 平成十四年経過措置政令 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成十四年政令第四十四号）をいう。

四十 昭和六十一年国共済経過措置政令 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う

経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号）をいう。

四十一 平成二十七年国共済経過措置政令 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）をいう。

四十二 昭和六十一年地共済経過措置政令 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号）をいう。

四十三 平成二十七年地共済経過措置政令 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）をいう。

四十四 昭和六十一年農林共済改正政令 農林漁業団体職員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和六十一年政令第六十七号）をいう。

四十五 沖縄特別措置令 沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百六号）をいう。

四十六 改正前協定実施特例政令 平成二十七年整備政令第九条の規定による改正前の社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成十九年政令第三百四十七号。以下「協定実施特例政令」という。）をいう。

四十七 改正後協定実施特例政令 平成二十七年整備政令第九条の規定による改正後の協定実施特例政令をいう。

四十八 第一号厚生年金被保険者 改正後厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者をいう。

四十九 第二号厚生年金被保険者 改正後厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者をいう。

五十 第三号厚生年金被保険者 改正後厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者をいう。

五十一 第四号厚生年金被保険者 改正後厚生年金保険法第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者をいう。

五十二 第一号厚生年金被保険者期間 改正後厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間をいう。

五十三 第二号厚生年金被保険者期間 改正後厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間をいう。

五十四 第三号厚生年金被保険者期間 改正後厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間をいう。

五十五 第四号厚生年金被保険者期間 改正後厚生年金保険法第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間をいう。

五十六 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者 改正後厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者をいう。

五十七 旧国家公務員共済組合員期間 国家公務員共済組合の組合員であつた者の平成二十四年一元化法

の施行の日（以下「施行日」という。）前における当該組合員であつた期間（改正前国共済法又は他の法令の規定により当該組合員であつた期間とみなされた期間及び他の法令の規定により当該組合員であつた期間に合算された期間を含む。）をいう。

五十八 旧地方公務員共済組合員期間 地方公務員共済組合の組合員であつた者の施行日前における当該組合員であつた期間（改正前地共済法又は他の法令の規定により当該組合員であつた期間とみなされた期間及び他の法令の規定により当該組合員であつた期間に合算された期間を含む。）をいう。

五十九 旧私立学校教職員共済加入者期間 私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者であつた者の施行日前における当該加入者であつた期間（改正前私学共済法又は他の法令の規定により当該加入者であつた期間とみなされた期間を含む。）をいう。

六十 旧国家公務員共済被保険者期間 平成二十四年一元化法附則第七条第一項の規定により第二号厚生年金被保険者期間とみなされた旧国家公務員共済組合員期間をいう。

六十一 旧地方公務員共済被保険者期間 平成二十四年一元化法附則第七条第一項の規定により第三号厚生年金被保険者期間とみなされた旧地方公務員共済組合員期間をいう。

六十二 旧私立学校教職員共済被保険者期間 平成二十四年一元化法附則第七条第一項の規定により第四号厚生年金被保険者期間とみなされた旧私立学校教職員共済加入者期間をいう。

六十三 改正前国共済年金 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付をいう。

六十四 改正前地共済年金 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付をいう。

六十五 改正前私学共済年金 平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する改正前私学共済法による年金である給付をいう。

第二章 厚生年金保険の被保険者期間等に関する経過措置

（第二号厚生年金被保険者又は第三号厚生年金被保険者の資格喪失の特例）

第三条 当分の間、第二号厚生年金被保険者又は第三号厚生年金被保険者が厚生年金保険法第六条第一項第二号に該当する事業所又は事務所（以下この条において単に「事業所」という。）に使用されなくなった日又はその翌日に他の事業所に使用されるに至った場合において、当該使用されなくなった日又はその翌

日に国家公務員共済組合法第三十七条第三項又は地方公務員等共済組合法第三十九条第三項の規定による国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員の資格の喪失及び取得がなかったときにおける改正後厚生年金保険法第十三条及び第十四条の規定の適用については、その者は当該他の事業所に使用されるに至った日前から引き続き当該他の事業所に使用されていたものとみなす。

（厚生年金保険の被保険者期間に関する経過措置）

第四条 平成二十四年一元化法附則第七条第一項の規定により第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間とみなされた次に掲げる期間については、改正後厚生年金保険法第七十八条の七に規定する離婚時みなし被保険者期間とみなされたものとする。

一 改正前国共済法第九十三条の五第一項の規定による請求があつた場合において、改正前国共済法第九十三条の九第三項の規定により旧国家公務員共済組合員期間であつたものとみなされた期間

二 昭和六十一年国共済経過措置政令第六十六条の四第一項の規定による請求があつた場合において、昭和六十一年国共済経過措置政令第六十六条の五第二項の規定により旧国家公務員共済組合員期間であつたものとみなされた期間

三 改正前地共済法第百五条第一項の規定による請求があつた場合において、改正前地共済法第百七条の三第三項の規定により旧地方公務員共済組合員期間であつたものとみなされた期間

四 昭和六十一年地共済経過措置政令第七十八条の五第一項の規定による請求があつた場合において、昭和六十一年地共済経過措置政令第七十八条の六第二項の規定により旧地方公務員共済組合員期間であつたものとみなされた期間

五 改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第九十三条の五第一項の規定による請求があつた場合において、改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第九十三条の九第三項の規定により旧私立学校教職員共済加入者期間であつたものとみなされた期間

六 私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十一年国共済経過措置政令第六十六条の四第一項の規定による請求があつた場合において、同法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十一年国共済経過措置政令第六十六条の五第二項の規定により旧私立学校教職員共済加入者期間であつたものとみなされた期間

2 平成二十四年一元化法附則第七条第一項の規定により第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被

保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間とみなされた次に掲げる期間については、改正後厚生年金保険法第七十八条の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間とみなされたものとする。

一 改正前国共済法第九十三条の十三第一項の規定による請求があつた場合において、同条第四項の規定により旧国家公務員共済組合員期間であつたものとみなされた期間

二 改正前地共済法第一百七条の七第一項の規定による請求があつた場合において、同条第四項の規定により旧地方公務員共済組合員期間であつたものとみなされた期間

三 改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第九十三条の十三第一項の規定による請求があつた場合において、同条第四項の規定により旧私立学校教職員共済加入者期間であつたものとみなされた期間

(標準報酬に関する経過措置)

第五条 平成二十四年一元化法附則第五条の規定により施行日に厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者については、改正後厚生年金保険法第二十二条第一項の規定にかかわらず、施行日の前日における次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を、同項の規定により決定された厚生年金保険法による標

準報酬月額とみなす。

一 国家公務員共済組合の組合員 その者の平成二十四年一元化法附則第八条第一項の規定により第二号厚生年金被保険者期間の平成二十七年九月の厚生年金保険法による標準報酬月額とみなされた額

二 私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者 その者の平成二十四年一元化法附則第八条第一項の規定により第四号厚生年金被保険者期間の平成二十七年九月の厚生年金保険法による標準報酬月額とみなされた額

2 平成二十七年十月から平成二十八年八月までの間に前項第一号に掲げる者について国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十六号）第五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第四十条第十項、第十二項若しくは第十四項の規定に基づき標準報酬（同条第一項に規定する標準報酬をいう。）の改定が行われた場合又は前項第二号に掲げる者について私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十八号）第一条の規定による改正後の私立学校教職員共済法第二十二条第十項、第十二項若しくは第十四項の規定に基づき標準報酬月額（同条第一項に規定する標準報酬月額をいう。）の改定が行われた場合は、改定後の

当該標準報酬又は当該標準報酬月額の基礎となる報酬月額を当該改定が行われた月から平成二十八年八月（同年七月又は八月のいずれかの月に改定されたものについては、平成二十九年八月）までの各月の改正後厚生年金保険法による標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなす。

第六条 平成二十四年一元化法附則第八条第一項の規定により第二号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間の厚生年金保険法による標準報酬月額とみなされた次に掲げる額については、改正後厚生年金保険法第二十六条第一項の規定により標準報酬月額とみなされた同項に規定する従前標準報酬月額とみなされたものとする。

一 改正前国共済法第七十三条の二第一項の規定により標準報酬の月額（改正前国共済法第四十二条第一項に規定する標準報酬の月額をいう。以下同じ。）とみなされた改正前国共済法第七十三条の二第一項に規定する従前標準報酬の月額

二 改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十三条の二第一項の規定により標準給与の月額（改正前私学共済法第二十二条第一項に規定する標準給与の月額をいう。以下同じ。）とみなされた改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十三条の二第一項に規定

する従前標準給与の月額

第七条 平成二十四年一元化法附則第八条第一項の規定により第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間の厚生年金保険法による標準報酬月額とみなされた次に掲げる額については、同法第七十八条の六第一項の規定により改定され、又は決定された同法による標準報酬月額とみなされたものとする。

一 改正前国共済法第九十三条の五第一項の規定による請求があつた場合において、改正前国共済法第九十三条の九第一項の規定により改定され、又は決定された標準報酬の月額

二 昭和六十一年国共済経過措置政令第六十六条の四第一項の規定による請求があつた場合において、昭和六十一年国共済経過措置政令第六十六条の五第一項の規定により改定され、又は決定された換算標準報酬の月額（昭和六十一年国共済経過措置政令第六十六条の四第一項に規定する換算標準報酬の月額をいう。以下同じ。）

三 改正前地共済法第一百五条第一項の規定による請求があつた場合において、改正前地共済法第一百七条の三第一項の規定により掛金の標準となつた給料の額（改正前地共済法第四十四条第二項に規定する掛金

の標準となつた給料の額をいう。以下同じ。）とみなされた額に次条の数値を乗じて得た額

四 昭和六十一年地共済経過措置政令第七十八条の五第一項の規定による請求があつた場合において、昭和六十一年地共済経過措置政令第七十八条の六第一項の規定により換算給料額（昭和六十一年地共済経過措置政令第七十八条の五第一項に規定する換算給料額をいう。以下同じ。）とみなされた額に次条の数値を乗じて得た額

五 改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第九十三条の五第一項の規定による請求があつた場合において、改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第九十三条の九第一項の規定により改定され、又は決定された標準給与の月額

六 私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十一年国共済経過措置政令第六十六条の四第一項の規定による請求があつた場合において、同法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十一年国共済経過措置政令第六十六条の五第一項の規定により改定され、又は決定された換算標準報酬の月額

2 平成二十四年一元化法附則第八条第二項の規定により第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被

保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間の厚生年金保険法による標準賞与額とみなされた次に掲げる額については、同法第七十八条の六第二項の規定により改定され、又は決定された同法による標準賞与額とみなされたものとする。

一 改正前国共済法第九十三条の五第一項の規定による請求があつた場合において、改正前国共済法第九十三条の九第二項の規定により改定され、又は決定された標準期末手当等の額（改正前国共済法第四十条の二第一項に規定する標準期末手当等の額をいう。以下同じ。）

二 改正前地共済法第一百五条第一項の規定による請求があつた場合において、改正前地共済法第一百七条の三第二項の規定により掛金の標準となった期末手当等の額（改正前地共済法第四十四条第二項に規定する掛金の標準となった期末手当等の額をいう。以下同じ。）とみなされた額

三 改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第九十三条の五第一項の規定による請求があつた場合において、改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第九十三条の九第二項の規定により改定され、又は決定された標準賞与の額（改正前私学共済法第二十三条に規定する標準賞与の額をいう。以下同じ。）

3 平成二十四年一元化法附則第八条第一項の規定により第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間の厚生年金保険法による標準報酬月額とみなされた次に掲げる額については、同法第七十八条の十四第二項の規定により改定され、又は決定された同法による標準報酬月額とみなされたものとする。

一 改正前国共済法第九十三条の十三第一項の規定による請求があつた場合において、同条第二項の規定により改定され、又は決定された標準報酬の月額

二 改正前地共済法第一百七条の七第一項の規定による請求があつた場合において、同条第二項の規定により掛金の標準となつた給料の額とみなされた額に次条の数値を乗じて得た額

三 改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第九十三条の十三第一項の規定による請求があつた場合において、同条第二項の規定により改定され、又は決定された標準給与の月額

4 平成二十四年一元化法附則第八条第二項の規定により第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間の厚生年金保険法による標準賞与額とみなされた次に掲げる額については、同法第七十八条の十四第三項の規定により改定され、又は決定された同法による標準賞与

額とみなされたものとする。

一 改正前国共済法第九十三条の十三第一項の規定による請求があつた場合において、同条第三項の規定により改定され、又は決定された標準期末手当等の額

二 改正前地共済法第一百七条の七第一項の規定による請求があつた場合において、同条第三項の規定により掛金の標準となつた期末手当等の額とみなされた額

三 改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第九十三条の十三第一項の規定による請求があつた場合において、同条第三項の規定により改定され、又は決定された標準賞与の額

（平成二十四年一元化法附則第八条第一項の政令で定める数値）

第八条 平成二十四年一元化法附則第八条第一項の政令で定める数値は、一・二五とする。

2 前項の規定にかかわらず、旧地方公務員共済組合員期間のうち特別職の職員等（地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十八条に規定する特別職の職員等をいう。第二十七条第二項第一号ハにおいて同じ。）である組合員であつた期間に係る平成二十四年一元化法附則第八条第一項の政令で定める数値は、一とする。

(平成二十四年一元化法附則第八条第一項に規定する昭和六十年国共済改正法附則第九条等の規定の例により計算した額の端数処理)

第九条 平成二十四年一元化法附則第八条第一項に規定する次に掲げる規定の例により計算した額に一元未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

一 昭和六十年国共済改正法附則第九条

二 昭和六十年地共済改正法附則第八条

三 昭和六十年私学共済改正法附則第四条

(三歳に満たない子を養育する被保険者等の標準報酬月額の特例に関する経過措置)

第十条 施行日の前日において三歳に満たない子を養育していた第二号厚生年金被保険者に対する改正後厚生年金保険法第二十六条第四項の規定により読み替えられた同条第一項の規定の適用については、同項中「被保険者又は被保険者」とあるのは「第二号厚生年金被保険者又は第二号厚生年金被保険者」と、「被保険者でない」とあるのは「国家公務員共済組合の組合員でない」と、「被保険者であつた月」とあるのは「当該組合員であつた月」とする。

2 施行日の前日において三歳に満たない子を養育していた第三号厚生年金被保険者に対する改正後厚生年金保険法第二十六条第四項の規定により読み替えられた同条第一項の規定の適用については、同項中「被保険者又は被保険者」とあるのは「第三号厚生年金被保険者又は第三号厚生年金被保険者」と、「被保険者でない」とあるのは「地方公務員共済組合の組合員でない」と、「被保険者であつた月」とあるのは「当該組合員であつた月」とする。

3 施行日の前日において三歳に満たない子を養育していた第四号厚生年金被保険者に対する改正後厚生年金保険法第二十六条第一項の規定の適用については、同項中「被保険者又は被保険者」とあるのは「第四号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者」と、「被保険者にあつては」とあるのは「第四号厚生年金被保険者にあつては」と、「被保険者でない」とあるのは「私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者でない」と、「被保険者であつた月」とあるのは「当該加入者であつた月」とする。

第十一条 平成二十七年十月に三歳に満たない子を養育することとなった厚生年金保険の被保険者に対する改正後厚生年金保険法第二十六条第一項の規定の適用については、同項中「被保険者でない」とあるのは

「被保険者、国家公務員共済組合の組合員、地方公務員共済組合の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（以下この項において「被保険者等」という。）でない」と、「被保険者であつた月」とあるのは「被保険者等であつた月」とする。

第十二条 平成二十七年十一月から平成二十八年十月までの間に三歳に満たない子を養育することとなつた厚生年金保険の被保険者（平成二十七年十月から当該子を養育することとなつた日の属する月の前月までの間に厚生年金保険の被保険者であつた月がある者を除く。）に対する改正後厚生年金保険法第二十六条第一項の規定の適用については、同項中「被保険者であつた月」とあるのは、「被保険者、国家公務員共済組合の組合員、地方公務員共済組合の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者であつた月」とする。

（離婚等をした場合の標準報酬の改定の請求等に関する経過措置）

第十三条 施行日前に第一号若しくは第三号に掲げる改定及び決定が行われた者又は第二号に掲げる特例の適用を受けた者について、改正後厚生年金保険法第七十八条の十四及び厚生年金保険法第七十八条の二十の規定を適用する場合においては、改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第一項中「被保険者期間を」

とあるのは「被保険者期間並びに既に被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号。第七十八条の二十第一項及び第三項において「平成二十七年経過措置政令」という。）第十三条第一号及び第三号に掲げる改定及び決定が行われた被保険者期間並びに同条第二号に掲げる特例の適用が行われた被保険者期間を」と、厚生年金保険法第七十八条の二十第一項及び第三項中「決定が行われていない」とあるのは「決定並びに平成二十七年経過措置政令第十三条第一号及び第三号に掲げる改定及び決定並びに同条第二号に掲げる特例の適用が行われていない」とする。

一 改正前国共済法第九十三条の十三第二項及び第三項の規定による標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の改定及び決定

二 改正前地共済法第一百七条の七第二項及び第三項の規定による掛金の標準となった給料の額及び掛金の標準となった期末手当等の額に係る特例の適用

三 改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第九十三条の十三第二項及び第三項の規定による標準給与の月額及び標準賞与の額の改定及び決定

第十四条 改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第一項に規定する特定被保険者であつて、次に掲げる年金たる給付の受給権を有するものについて、同項、厚生年金保険法第七十八条の二十第一項及び第三項並びに厚生年金保険法施行令第三条の十二の十一の規定を適用する場合には、改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第一項ただし書中「障害厚生年金」とあるのは「障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号）第十四条各号に掲げる年金たる給付」と、「第七十八条の二十において同じ」とあるのは「第七十八条の二十において「障害厚生年金等」という」と、厚生年金保険法第七十八条の二十第一項ただし書及び第三項中「障害厚生年金」とあるのは「障害厚生年金等」と、同令第三条の十二の十一中「の受給権者」とあるのは「又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号）第十四条各号に掲げる年金たる給付（以下この条において「障害厚生年金等」という。）の受給権者」と、「当該障害厚生年金」とあるのは「当該障害厚生年金等」とする。

一 改正前国共済年金のうち障害共済年金

二 改正前地共済年金のうち障害共済年金

三 改正前私学共済年金のうち障害共済年金

四 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項又は第六十五条第一項の規定による障害共済年金

第十五条 次の各号のいずれかに該当する場合における二以上の種別の被保険者であつた期間を有する当事者（二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者又は改正後厚生年金令第三条の十三の十三の規定により改正後厚生年金保険法第七十八条の三十五の規定の適用について二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者とみなされた者である第一号改定者（改正後厚生年金保険法第七十八条の二第一項に規定する第一号改定者をいう。）及び第二号改定者（同項に規定する第二号改定者をいう。）をいう。以下この条及び次条において同じ。）の同項の規定による請求については、改正後厚生年金保険法第七十八条の三十五の規定は、適用しない。

一 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する当事者が、施行日前に、次のイからニまでのいずれかについて合意していたとき。

イ 改正前厚生年金保険法第七十八条の二第一項の規定により標準報酬（改正後厚生年金保険法第二十八条に規定する標準報酬をいう。以下同じ。）の改定又は決定の請求をすること及び同項第一号に規定する請求すべき按分割合^{あん}

ロ 改正前国共済法第九十三条の五第一項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の改定又は決定の請求をすること及び同項第一号に規定する請求すべき按分割合^{あん}

ハ 改正前地共済法第一百五条第一項の規定による離婚特例の適用の請求をすること及び同項第一号に規定する請求すべき按分割合^{あん}

ニ 改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第九十三条の五第一項の規定により標準給与の月額及び標準賞与の額の改定又は決定の請求をすること及び同項第一号に規定する請求す

べき按分割合^{あん}

二 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する当事者の一方により施行日前に行われた次のイからニまでに掲げる家庭裁判所に対する申立て及び施行日前に受けた当該イからニまでに掲げる情報の提供に基づき、家庭裁判所が、施行日前に、それぞれイからニまでに定める規定に規定する請求すべき按分割^{あん}

合を定めたとき。

イ 改正前厚生年金保険法第七十八条の二第二項の規定により行われた家庭裁判所に対する申立て及び改正前厚生年金保険法第七十八条の四第一項の規定により受けた情報の提供（改正前厚生年金保険法第七十八条の五の規定により裁判所又は受命裁判官が受けた資料の提供を含む）。

） 改正前厚生年金保険法第七十八条の二第一項第一号

ロ 改正前国共済法第九十三条の五第二項（昭和六十一年国共済経過措置政令第六十六条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定により行われた家庭裁判所に対する申立て及び改正前国共済法

第九十三条の七第一項（昭和六十一年国共済経過措置政令第六十六条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定により受けた情報の提供（改正前国共済法第九十三条の八（昭和六十一年国共済

経過措置政令第六十六条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定により裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官が受けた資料の提供を含む。） 改正前国共済法第九十三条の五第一項第一

号

ハ 改正前地共済法第一百五条第二項（昭和六十一年地共済経過措置政令第七十八条の五第三項において

準用する場合を含む。）の規定により行われた家庭裁判所に対する申立て及び改正前地共済法第七十七条第一項（昭和六十一年地共済経過措置政令第七十八条の五第三項において準用する場合を含む。）

の規定により受けた情報の提供（改正前地共済法第一百七条の二（昭和六十一年地共済経過措置政令第七十八条の五第三項において準用する場合を含む。）の規定により裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官が受けた資料の提供を含む。） 改正前地共済法第一百五条第一項第一号

二 改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第九十三条の五第二項（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十一年国共済経過措置政令第六十六条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定により行われた家庭裁判所に対する申立て及び改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第九十三条の七第一項（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十一年国共済経過措置政令第六十六条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定により受けた情報の提供（改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第九十三条の八（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十一年国共済経過措置政令第六十六条の

四第三項において準用する場合を含む。）の規定により裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官が受けた資料の提供を含む。） 改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第九十

三条の五第一項第一号

三 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する当事者の一方により施行日前に行われた前号イからニまでに掲げる家庭裁判所に対する申立て及び施行日前に受けた当該イからニまでに掲げる情報の提供に基づき、家庭裁判所が、施行日以後に、改正後厚生年金保険法第七十八条の二第一項第一号に規定する請求すべき按^{あん}分割合を定めたとき。

2 前項各号のいずれかに該当する場合において、二以上の種別の被保険者であつた期間を有する当事者又はその一方が施行日以後に受給権を取得した改正後厚生年金保険法による障害厚生年金の額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間に係る標準報酬が改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により改定され、又は決定されたときは、当該二以上の種別の被保険者であつた期間を有する当事者又はその一方の二以上の被保険者の種別（改正後厚生年金保険法第十五条に規定する被保険者の種別をいう。以下同じ。）に係る被保険者であつた期間を合算し、改正後厚生年金保険法第七十八条の二十

二に規定する一の期間（以下「一の期間」という。）に係る被保険者期間のみを有するものとみなして、厚生年金保険法第七十八条の十第二項の規定を適用する。

第十六条 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する当事者であつて、施行日前に第一号から第三号まで、第六号若しくは第七号に掲げる改定若しくは決定が行われたもの若しくは第四号若しくは第五号に掲げる特例の適用を受けたもの又は施行日以後に第八号に掲げる改定若しくは決定（前条第一項各号のいずれかに該当する場合に限る。）が行われたものについて、改正後厚生年金保険法第七十八条の二、第七十八条の四及び第七十八条の六並びに厚生年金保険法第七十八条の三の規定を適用する場合には、改正後厚生年金保険法第七十八条の二第一項中「被保険者期間」とあるのは「被保険者期間（既に被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号）第十六条第一号から第三号まで若しくは第六号から第八号までに掲げる改定若しくは決定が行われた被保険者期間又は同条第四号若しくは第五号に掲げる特例の適用が行われた被保険者期間を除く。次条第一項及び第七十八条の六において同じ。）」と、改正後厚生年金保険法第七十八条の四第一項ただし書中「当該請求が」とあるのは「当該

請求が当事者の有する全ての被保険者の種別に係る被保険者期間の」とする。

一 改正前厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定による標準報酬の改定又は決定

二 改正前国共済法第九十三条の九第一項及び第二項の規定による標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の改定又は決定

三 昭和六十一年国共済経過措置政令第六十六条の五第一項の規定による換算標準報酬の月額の改定又は決定

四 改正前地共済法第一百七条の三第一項及び第二項の規定による掛金の標準となった給料の額及び掛金の標準となった期末手当等の額に係る特例の適用

五 昭和六十一年地共済経過措置政令第七十八条の六第一項の規定による換算給料額に係る特例の適用

六 改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第九十三条の九第一項及び第二項の規定による標準給与の月額及び標準賞与の額の改定又は決定

七 私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十一年国共済経過措置政令第六十六条の五第一項の規定による換算標準報酬の月額の改定又は決定

八 改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定による標準報酬の改定又は決定

（特定被保険者に関する経過措置）

第十七条 改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「被保険者であつた者」とあるのは、「被保険者であつた者及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七条第一項の規定により第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間とみなされた期間を有する者」とする。

（二月期支払の年金の加算に関する経過措置）

第十八条 改正後厚生年金保険法第三十六条の二の規定は、平成二十七年十月以後の月分として支給される厚生年金保険法による年金たる保険給付の支払額について適用する。

2 改正後国民年金法第十八条の二の規定は、平成二十七年十月以後の月分として支給される国民年金法による年金たる給付の支払額について適用する。

（年金の支払の調整に係る経過措置）

第十九条 次に掲げる年金たる給付（以下この条において「乙年金」という。）の受給権者が厚生年金保険法による年金たる保険給付（当該乙年金を支給する実施機関（改正後厚生年金保険法第二条の五第一項に規定する実施機関をいう。以下この項において同じ。）と同一の実施機関により支給されるものに限る。

以下この条において「甲年金」という。）の受給権を取得したため乙年金の受給権が消滅し、又は同一人に対して乙年金の支給を停止して甲年金を支給すべき場合において、乙年金の受給権が消滅し、又は乙年金の支給を停止すべき事由が生じた月の翌月以後の分として、乙年金の支払が行われたときは、その支払われた乙年金は、甲年金の内払とみなす。

- 一 平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額
- 二 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する年金である給付
- 三 平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額
- 四 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する年金である給付
- 五 平成二十四年一元化法附則第七十八条第三項に規定する改正前私学共済法による年金である給付
- 六 平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する年金である給付

2 乙年金の受給権者が死亡したためその受給権が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以後の分として乙年金の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権（以下この項において「返還金債権」という。）に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき甲年金があるときは、主務省令で定めるところにより、甲年金の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。

3 第一項に規定する内払又は前項の規定による充当に係る額の計算に関し必要な事項は、主務省令で定める。

4 前二項に規定する主務省令は、次の各号に掲げる乙年金の区分に応じ、当該各号に定める命令とする。

一 第一項第一号及び第二号に掲げる給付 財務省令

二 第一項第三号及び第四号に掲げる給付 内閣府令・総務省令・文部科学省令

三 第一項第五号及び第六号に掲げる給付 文部科学省令

（第二号厚生年金被保険者又は第三号厚生年金被保険者が受けた賞与に係る特例）

第二十条 当分の間、第二号厚生年金被保険者又は第三号厚生年金被保険者が賞与（改正後厚生年金保険法

第三条第一項第四号に規定する賞与をいう。以下この条において同じ。）を受けた月に当該第二号厚生年金被保険者又は第三号厚生年金被保険者の資格を喪失した場合であつて、当該資格を喪失した日の属する月に再び第二号厚生年金被保険者又は第三号厚生年金被保険者の資格を取得したときは、当該賞与は、新たに取得した資格の被保険者の種別に係る被保険者期間の計算の基礎となる各月に受けた賞与とみなす。

第三章 厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置

第一節 厚生年金保険法による保険給付等に関する事項

第一款 平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法の規定の読替え等に関する事項

（改正前厚生年金保険法等による保険給付に関する経過措置）

第二十一条 改正前厚生年金保険法による年金たる保険給付について平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前厚生年金保険法等の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる法令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

改正前厚生年金保険法第三十八条第一項	他の被用者年金各法（国民年金法第五條第一項第二号から第四号までに掲げる法律をいう。以下同じ。）による年金たる給付	平成二十四年一元化法改正前共済年金（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七條第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付、平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付及び平成二十四年一元化法附則第七十九條に規定する改正前私学共済法による年金である給付（以下「平成二十四年一元化法改正前私学共済年金」という。）をいう。以下同じ。）
--------------------	--	--

	改正前厚生年金保 險法第三十八條第 二項ただし書	改正前厚生年金保 險法第四十三條第 三項	改正前厚生年金保 險法第四十四條の 三第一項ただし書	改正前厚生年金保 險法第四十六條第
他の被用者年金各法による年金たる 給付	他の被用者年金各法による年金たる 給付	、資格を喪失した日	他の被用者年金各法による年金たる 給付	私立学校教職員共済法による年金た る給付
平成二十四年一元化法改正前共済年金	平成二十四年一元化法改正前共済年金	、資格を喪失した日（第十四條第二号から 第四号までのいずれかに該当するに至つた 日にあつては、その日）	平成二十四年一元化法改正前共済年金	平成二十四年一元化法改正前私学共済年金

六項	改正前厚生年金保 険法第五十四条の 二第一項	他の被用者年金各法による	平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち
改正前厚生年金保 険法第五十四条の 二第二項	他の被用者年金各法による 給付	平成二十四年一元化法改正前共済年金	
改正前厚生年金保 険法第六十条第二 項第一号イ	他の被用者年金各法	「平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前共済各法（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務	

改正前厚生年金保険法第六十四条の	
他の被用者年金各法による	
ち	員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）、平成二十四年一元化法附則第六十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）及び平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法をいう。） 平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち

二第一項	改正前厚生年金保 険法第六十四条の 二第二項		改正前厚生年金保 険法第六十六条第 一項ただし書	改正前厚生年金保 険法第六十九条	改正前厚生年金保 険法附則第九条の 三第四項及び第九
	他の被用者年金各法による年金たる 給付	「他の被用者年金各法による	第三十八条の二第一項若しくは第二 項、前条本文	他の被用者年金各法による	喪失した日
	平成二十四年一元化法改正前共済年金	「平成二十四年一元化法改正前共済年金の うち	前条本文	平成二十四年一元化法改正前共済年金のう ち	喪失した日（第十四条第二号から第四号ま でのいずれかに該当するに至つた日にあつ ては、その日）

条の四第五項	改正前厚生年金保険法附則第十七条の二第二項
被用者年金各法	
なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前共済各法（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）及び平成二十四年一元化法附則第七十九	

	改正前昭和六十年 改正法附則第五十 六条第一項	改正前昭和六十年 改正法附則第五十 六条第四項
	同法 管掌者	厚生年金保険法
条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法をいう。	旧厚生年金保険法 実施者	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号）第二十一条第一項の規定により読み替えられた被用者年金制度の

改正前厚年令第三 条の二の二	
法第三十八条第二項（法	管掌者 他の被用者年金各法による年金たる 給付
なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前厚年法（被用者年金制度の一元化等を 図るための厚生年金保険法等の一部を改正	実施者 平成二十四年一元化法改正前共済年金 一元化等を図るための厚生年金保険法等の 一部を改正する法律（平成二十四年法律第 六十三号。以下「平成二十四年一元化法」 という。）附則第十二条第二項の規定によ りなおその効力を有するものとされた平成 二十四年一元化法第一条の規定による改正 前の厚生年金保険法

	改正前厚年令第三 条の二の二第三号
	国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号
する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。） 附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正前の法をいう。以下同じ。）第三十八条第二項（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前厚年法	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務

		員共済組合法（昭和三十三年法律第二百十八号）をいう。以下同じ。
改正前厚年令第三 条の二の二第四号	地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）をいう。以下同じ。
改正前厚年令第三 条の二の二第五号	私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法（平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法

改正前厚年令第三 条の七	
法第四十六条第六項（法	国家公務員共済組合法
正前厚年法第四十六条第六項（なお効力を	第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）をいう。以下同じ。 例による平成二十四年一元化法改正前国共済法（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいう。以下同じ。）

	改正前厚年令第三 条の七第一号	改正前厚年令第三 条の七第三号
	に限る	国家公務員共済組合法による
月数		
有する平成二十四年一元化法改正前厚年法	若しくは平成二十四年一元化法附則第三十 五条第一項の規定により読み替えられた法 の規定により支給されるもの若しくは平成 二十四年一元化法附則第五十九条第一項（ 同条第二項の規定により適用する場合を含 む。）の規定の適用を受けることにより支 給されるものに限る	平成二十四年一元化法改正前国共済年金（ 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一 項に規定する改正前国共済法による年金で ある給付をいう。以下同じ。）のうち
月数（当該退職共済年金の受給権者が老齢		

改正前厚年令第三		
地方公務員等共済組合法による	するもの	
平成二十四年一元化法改正前地共済年金（ 済年金	するもの並びに平成二十四年一元化法附則 第四十一条第一項の規定による退職共済年 金（その年金額の計算の基礎となる同項に 規定する国共済組合員等期間の月数が二百 四十以上であるものに限る。）及び障害共 済年金	厚生年金（法第二条の五第一項第二号に規 定する第二号厚生年金被保険者期間に基づ くものに限る。）の受給権を有する場合に あつては、当該月数と当該老齢厚生年金の 額の計算の基礎となる被保険者期間の月数 とを合算した月数とする。）

	月数	除く。）
平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付をいう。以下同じ。）のうち	月数（当該退職共済年金の受給権者が老齢厚生年金（法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）の受給権を有する場合にあつては、当該月数と当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数とを合算した月数とする。）	除く。）並びに平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金（その年金額の計算の基礎となる同項に

	改正前厚生令第三 条の七第五号	
	私立学校教職員共済法による	月数
規定する地共済組合員等期間の月数が二百 四十以上であるものに限る。）及び障害共 済年金	平成二十四年一元化法改正前私学共済年金 （平成二十四年一元化法附則第七十九条に 規定する改正前私学共済法による年金であ る給付をいう。以下同じ。）のうち	月数（当該退職共済年金の受給権者が老齢 厚生年金（法第二条の五第一項第四号に規 定する第四号厚生年金被保険者期間に基づ くものに限る。）の受給権を有する場合に あつては、当該月数と当該老齢厚生年金の 額の計算の基礎となる被保険者期間の月数

		とを合算した月数とする。)
改正前厚年令第三 条の十の二	法第六十条第一項第二号	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前厚年法第六十条第一項第二号
改正前厚年令第三 条の十の二第二号	国家公務員共済組合法による	平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち
改正前厚年令第三 条の十の二第三号	地方公務員等共済組合法による	平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち
改正前厚年令第三 条の十の二第四号	私立学校教職員共済法による	平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち
改正前厚年令第三 条の十の三	法第六十条第一項第二号ロ	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前厚年法第六十条第一項第二号ロ
改正前厚年令第三 条の十の三第一号	国家公務員共済組合法	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法

改正前厚年令第三 条の十の三第二号	地方公務員等共済組合法	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法
改正前厚年令第三 条の十の三第三号	私立学校教職員共済法	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法
改正前厚年令第三 条の十の四	国家公務員共済組合法	例による平成二十四年一元化法改正前国共済法
改正前厚年令第三 条の十の四第一号	国家公務員共済組合法による 同法	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法のうち なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法
改正前厚年令第三	地方公務員等共済組合法による	平成二十四年一元化法改正前地共済年金の

改正前厚年令第三 条の十の四第三号	条の十の四第二号			改正前厚年令第三 条の十の五
	同法による	同法第七十六条第二項	私立学校教職員共済法による	
改正前厚年令第三 条の十の五	国家公務員共済組合法	同法	法第六十条第二項	改正前厚年令第三 条の十の五
	例による平成二十四年一元化法改正前国共 済法	正前私学共済法	なお効力を有する平成二十四年一元化法改 正前厚年法第六十条第二項	
改正前厚年令第三 条の十の五	うち	平成二十四年一元化法改正前地共済年金の うち	なお効力を有する平成二十四年一元化法改 正前地共済法第七十六条第二項	改正前厚年令第三 条の十の五
	うち	平成二十四年一元化法改正前地共済年金の うち	なお効力を有する平成二十四年一元化法改 正前地共済法第七十六条第二項	

改正前厚年令第三 条の十の五第一号	国家公務員共済組合法	平成二十四年一元化法改正前国共済法（平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいう。以下同じ。）
改正前厚年令第三 条の十の五第二号	地方公務員等共済組合法	平成二十四年一元化法改正前地共済法（平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいう。以下同じ。）
改正前厚年令第三 条の十の五第三号	私立学校教職員共済法	平成二十四年一元化法改正前私学共済法（平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法をいう。以下同じ。）
	国家公務員共済組合法	平成二十四年一元化法改正前国共済法

改正前厚年令第三 条の十の六	法第六十条第二項第一号イ	なお効力を有する平成二十四年一元化法改 正前厚年法第六十条第二項第一号イ
改正前厚年令第三 条の十の六第一号	国家公務員共済組合法	なお効力を有する平成二十四年一元化法改 正前国共済法
改正前厚年令第三 条の十の六第二号	地方公務員等共済組合法	なお効力を有する平成二十四年一元化法改 正前地共済法
改正前厚年令第三 条の十の六第三号	私立学校教職員共済法	なお効力を有する平成二十四年一元化法改 正前私学共済法
	国家公務員共済組合法	例による平成二十四年一元化法改正前国共 済法
改正前厚年令第三 条の十の七第一項	法第六十条第二項第一号ロ	なお効力を有する平成二十四年一元化法改 正前厚年法第六十条第二項第一号ロ
改正前厚年令第三	国家公務員共済組合法による	平成二十四年一元化法改正前国共済年金の

条の十の七第一項 第一号				改正前厚年令第三 条の十の七第一項 第二号
	同法及び地方公務員等共済組合法に よる	国家公務員共済組合法第七十四条第 二項	地方公務員等共済組合法による遺族 共済年金	
	うち 平成二十四年一元化法改正前国共済年金及 び平成二十四年一元化法改正前地共済年金 のうち	うち 平成二十四年一元化法改正前国共済年金及 び平成二十四年一元化法改正前地共済年金 のうち	うち 平成二十四年一元化法改正前地共済年金の うち	

改正前厚年令第三 条の十の七第一項 第三号					同法第七十六条第二項	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法第七十六条第二項
	私立学校教職員共済法による	同法による	同法第二十五条	国家公務員共済組合法	平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち	
	国家公務員共済組合法				なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち	
	私立学校教職員共済法による				平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち	

改正前厚年令第三 条の十の七第一項 第五号	地方公務員等共済組合法		平成二十四年一元化法改正前地共済年金
	地方公務員等共済組合法	平成二十四年一元化法改正前地共済年金	
	私立学校教職員共済法による	平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち	
	国家公務員共済組合法	平成二十四年一元化法改正前国共済年金	
改正前厚年令第三 条の十の七第二項	法第六十条第二項第一号ロ	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前厚年法第六十条第二項第一号ロ	
改正前厚年令第三 条の十の七第二項 第一号	国家公務員共済組合法による	平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち	
	同法及び地方公務員等共済組合法による	平成二十四年一元化法改正前国共済年金及び平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち	
	国家公務員共済組合法第七十四条第	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正	

改正前厚年令第三 条の十の七第二項 第三号						第二号	改正前厚年令第三 条の十の七第二項	二項	正前国共済法第七十四条第二項
	同法による	私立学校教職員共済法による	同法第七十六条第二項	同法による	国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法による	共済年金	地方公務員等共済組合法による退職 共済年金		
平成二十四年一元化法改正前私学共済年金	のうち	平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法第七十六条第二項	平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち	び平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち	平成二十四年一元化法改正前国共済年金及び平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち	うち退職共済年金		

改正前厚年令第三 条の十の七第二項 第四号			改正前厚年令第三 条の十の七第二項 第四号					
国家公務員共済組合法			国家公務員共済組合法			同法第二十五条		
地方公務員等共済組合法			地方公務員等共済組合法			国家公務員共済組合法		
私立学校教職員共済法による			私立学校教職員共済法による			国家公務員共済組合法		
平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち			平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち			なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条		
平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち			平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち			例による平成二十四年一元化法改正前国共済法		
平成二十四年一元化法改正前地共済年金			平成二十四年一元化法改正前地共済年金			平成二十四年一元化法改正前国共済年金		
平成二十四年一元化法改正前地共済年金			平成二十四年一元化法改正前地共済年金			平成二十四年一元化法改正前国共済年金		
平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち			平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち			平成二十四年一元化法改正前国共済年金		

改正前厚年令第三 条の十の八	法第六十条第二項第二号イ	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前厚年法第六十条第二項第二号イ
改正前厚年令第三 条の十の八第一号	国家公務員共済組合法による	平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち
改正前厚年令第三 条の十の八第二号	国家公務員共済組合法第七十四条第二項	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四条第二項
改正前厚年令第三 条の十の八第二号	地方公務員等共済組合法による	平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち
改正前厚年令第三 条の十の八第二号	同法	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法
改正前厚年令第三 条の十の八第三号	私立学校教職員共済法による	平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち
改正前厚年令第三 条の十の八第三号	同法	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正

改正前厚年令第三 条の十の八第四号			改正前厚年令第三 条の十の八第四号			改正前厚年令第三 条の十の八第五号
	国家公務員共済組合法			国家公務員共済組合法による		
				同法による	同法第七十四条第二項	
					国家公務員共済組合法による	
	正前私学共済法			平成二十四年一元化法改正前国共済年金の うち	平成二十四年一元化法改正前国共済年金の うち	
	例による平成二十四年一元化法改正前国共 済法			平成二十四年一元化法改正前国共済年金の うち	平成二十四年一元化法改正前国共済年金の うち	
					地方公務員等共済組合法による	

	同法による	平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち
	同法第七十六条第二項	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法第七十六条第二項
改正前厚年令第三 条の十の八第六号	地方公務員等共済組合法による	平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち
	国家公務員共済組合法による	平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち
	同法	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法
改正前厚年令第三 条の十の八第七号	地方公務員等共済組合法による	平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち
	同法による	平成二十四年一元化法改正前地共済年金の

改正前厚年令第三 条の十の八第八号		改正前厚年令第三 条の十の八第八号			
同法第七十六条第二項		私立学校教職員共済法による		同法による	
うち		平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち		同法第二十五条	
なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法第七十六条第二項		平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち		国家公務員共済組合法	
平成二十四年一元化法改正前国共済年金		平成二十四年一元化法改正前国共済年金		国家公務員共済組合法	
平成二十四年一元化法改正前私学共済年金		平成二十四年一元化法改正前私学共済年金		私立学校教職員共済法による	

号		改正前厚年令第三 条の十の八第十三 号		改正前厚年令第三 条の十の八第十四 号	
	同法による	国家公務員共済組合法及び私立学校 教職員共済法による	国家公務員共済組合法による	国家公務員共済組合法 私立学校教職員共済法による	地方公務員等共済組合法による
のうち	平成二十四年一元化法改正前私学共済年金 のうち	平成二十四年一元化法改正前国共済年金 及び平成二十四年一元化法改正前私学共済年 金のうち	平成二十四年一元化法改正前国共済年金の うち	平成二十四年一元化法改正前国共済年金	平成二十四年一元化法改正前地共済年金の うち

改正前厚年令第三 条の十の八第十五 号	地方公務員等共済組合法		改正前厚年令第三 条の十の八第十六 号	地方公務員等共済組合法及び私立学 校教職員共済法による	
	私立学校教職員共済法による				
改正前厚年令第三 条の十の八第十七 号	国家公務員共済組合法による		改正前厚年令第三 条の十の八第十六 号	地方公務員等共済組合法による	
	私立学校教職員共済法による				
改正前厚年令第三 条の十の八第十五 号	平成二十四年一元化法改正前地共済年金 のうち		改正前厚年令第三 条の十の八第十六 号	平成二十四年一元化法改正前地共済年金及 び平成二十四年一元化法改正前私学共済年 金のうち	
	平成二十四年一元化法改正前私学共済年金 のうち				
改正前厚年令第三 条の十の八第十七 号	平成二十四年一元化法改正前国共済年金 のうち		改正前厚年令第三 条の十の八第十六 号	平成二十四年一元化法改正前国共済年金の うち	
	平成二十四年一元化法改正前地共済年金 のうち				

改正前厚年令第三 条の十の八第十八 号	国家公務員共済組合法	平成二十四年一元化法改正前国共済年金
改正前厚年令第三 条の十の八第十八 号	私立学校教職員共済法による	平成二十四年一元化法改正前私学共済年金 のうち
改正前厚年令第三 条の十の八第十九 号	地方公務員等共済組合法	平成二十四年一元化法改正前地共済年金
改正前厚年令第三 条の十の八第十九 号	私立学校教職員共済法による	平成二十四年一元化法改正前私学共済年金 のうち
改正前厚年令第三 条の十の九	国家公務員共済組合法	平成二十四年一元化法改正前国共済年金
改正前厚年令第三 条の十の八第二十 号	地方公務員等共済組合法	平成二十四年一元化法改正前地共済年金
改正前厚年令第三 条の十の八第二十 号	私立学校教職員共済法による	平成二十四年一元化法改正前私学共済年金 のうち
改正前厚年令第三 条の十の九	法第六十条第二項第二号ロ	なお効力を有する平成二十四年一元化法改 正前厚年法第六十条第二項第二号ロ

改正前厚年令第三 条の十の九第一号	国家公務員共済組合法による	同法	地方公務員等共済組合法による	同法による	同法第七十六条第二項	改正前厚年令第三 条の十の九第二号		改正前厚年令第三 条の十の九第三号	私立学校教職員共済法による	同法
平成二十四年一元化法改正前国共済年金の うち	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法	正前国共済法	平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち	平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法第七十六条第二項	平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正			

		改正前厚年令第三 条の十の十	改正前厚年令第三 条の十の十第一号	改正前厚年令第三 条の十の十第二号	改正前厚年令第三 条の十の十第三号
	国家公務員共済組合法	法第六十一条第三項	国家公務員共済組合法第七十七条第 四項	地方公務員等共済組合法第七十九条 第三項	私立学校教職員共済法第二十五条に おいて準用する国家公務員共済組合
正前私学共済法	例による平成二十四年一元化法改正前国共 済法	なお効力を有する平成二十四年一元化法改 正前厚年法第六十一条第三項	平成二十四年一元化法附則第三十七条第四 項の規定により適用するものとされた法第 四十三条第三項	平成二十四年一元化法附則第六十一条第四 項の規定により適用するものとされた法第 四十三条第三項	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規 定によりその例によることとされる平成二

改正前厚年令第三 条の十一第一項	改正前厚年令第三 条の十一第一項 第二号	改正前厚年令第三 条の十一第一項 第一号	改正前厚年令第三 条の十一第一項	改正前厚年令第三 条の十一第一項	改正前厚年令第三 条の十一第一項
法第七十七条第四項	法第六十四条の二第一項	国家公務員共済組合法による	地方公務員等共済組合法による	私立学校教職員共済法による	
十四年一元化法附則第三十七条第四項の規 定により適用するものとされた法第四十三 条第三項	なお効力を有する平成二十四年一元化法改 正前厚年法第六十四条の二第一項	平成二十四年一元化法改正前国共済年金の うち	平成二十四年一元化法改正前地共済年金の うち	平成二十四年一元化法改正前私学共済年金 のうち	

三 号	改正前厚年令第三 条の十一第二項	改正前厚年令第三 条の十一の二第一 項	改正前厚年令第三 条の十一の二第一 項
	法	法第六十四条の三第一項	国家公務員共済組合法による 同法
	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前厚年法	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前厚年法第六十四条の三第一項	平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法
			平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち 平成二十四年一元化法改正前地共済年金の
			同法による

	改正前厚年令第三 条の十一の二第一 項第三号			改正前厚年令第三 条の十一の二第二 項	改正前厚年令第三
	同法第七十六条第二項	私立学校教職員共済法による	同法	国家公務員共済組合法	法第六十四条の三第一項
うち	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法第七十六条第二項	平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法	例による平成二十四年一元化法改正前国共済法	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前厚年法第六十四条の三第一項
					なお効力を有する平成二十四年一元化法改正

条の十一の二第三項							正前厚年法第六十四条の三第二項
改正前厚年令第三 条の十二	法第六十九条						なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前厚年法第六十九条
改正前厚年令第三 条の十二第一号	国家公務員共済組合法						平成二十四年一元化法改正前国共済法
改正前厚年令第三 条の十二第二号	地方公務員等共済組合法						平成二十四年一元化法改正前地共済法
改正前厚年令第三 条の十二第三号	私立学校教職員共済法						平成二十四年一元化法改正前私学共済法
改正前厚年令第八 条の二の七	国家公務員共済組合法 法附則第十七条の三						平成二十四年一元化法改正前国共済法
	法第六十一条第二項						なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前厚年法附則第十七条の三
							なお効力を有する平成二十四年一元化法改正

		正前厚年法第六十一条第二項	
改正前厚年令第八 条の二の七第一号	国家公務員共済組合法	平成二十四年一元化法改正前国共済法	
改正前厚年令第八 条の二の七第二号	地方公務員等共済組合法	平成二十四年一元化法改正前地共済法	
改正前厚年令第八 条の二の七第三号	私立学校教職員共済法 国家公務員共済組合法	平成二十四年一元化法改正前私学共済法 平成二十四年一元化法改正前国共済法	
改正前昭和六十一年 年経過措置政令第 九十条第一号	第五十六条	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第	

	改正前昭和六十一年経過措置政令第九十条第二号		
	国家公務員共済組合法	私立学校教職員共済法第二十五条	準用する場合
八十八条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第五十六条	平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法	平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法第二十五条	準用する私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされ

	改正前昭和六十一年経過措置政令第九十条第三号
	地方公務員等共済組合法
る平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第七十四条の規定を適用する場合	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法

2 改正前厚生年金保険法による年金たる保険給付については、次に掲げる規定を適用する。

- 一 改正後厚生年金保険法第四十三条の二から第四十三条の五まで及び第四十六条（第六項を除く。）並びに附則第十一条から第十一条の四まで、第十三条、第十三条の二、第十三条の五から第十三条の八まで及び第十七条の四

二 改正後昭和六十年改正法附則第六十二条

三 改正後平成六年改正法附則第二十一条、第二十二条及び第二十四条から第二十七条まで

四 改正後厚年令第三条、第三条の三から第三条の五まで、第三条の六、第三条の六の二、第三条の十二の二、第三条の十二の三、第三条の十二の九、第六条の五、第七条、第八条の二及び第八条の二の六

五 改正後平成六年経過措置政令第十四条、第十四条の三及び第十四条の四

3 前項の規定によるほか、改正前厚生年金保険法による老齢厚生年金又は障害厚生年金について施行日以後に厚生年金保険法第四十四条第一項又は第五十条の二第一項の規定により加給年金額が加算されたときは、当該改正前厚生年金保険法による老齢厚生年金又は障害厚生年金については、改正後厚生年金保険法第四十六条第六項（改正後厚生年金保険法第五十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

4 改正後厚生年金保険法第三十六条の二の規定は、平成二十七年十月以後の月分として支給される改正前厚生年金保険法による年金たる保険給付の支払額について準用する。

第二十二條 昭和六十年改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付について平成二十四年一

元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前厚生年金保険法等の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる法令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

改正前昭和六十年 改正法附則第五十 六条第二項	同法第五条第一項第二号から第四号 までに掲げる法律による年金たる給 付（	平成二十四年一元化法改正前共済年金（被 用者年金制度の一元化等を図るための厚生 年金保険法等の一部を改正する法律（平成 二十四年法律第六十三号。以下「平成二十 四年一元化法」という。）附則第三十七条 第一項に規定する改正前国共済法による年 金である給付、平成二十四年一元化法附則 第六十一条第一項に規定する改正前地共済 法による年金である給付及び平成二十四年 一元化法附則第七十九条に規定する改正前
-------------------------------	--	--

	同法第五条第一項第二号から第四号までに掲げる法律による年金たる給付を		改正前昭和六十一年経過措置政令第八十六条
私学共済法による年金である給付をいう。 以下同じ。）	平成二十四年一元化法改正前共済年金を	厚生年金保険法 平成二十四年一元化法改正前共済年金（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付、平成二十四年一元化法附則	新被用者年金各法 障害共済年金

第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付及び平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する改正前私学共済法による年金である給付をいう。	
）のうち障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項若しくは第六十五条第一項の規定による障害共済年金	

2 昭和六十年改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付については、次に掲げる規定を適用する。

- 一 改正後昭和六十年改正法附則第七十八条
- 二 改正後昭和六十一年経過措置政令第九十三条、第九十三条の二、第九十八条及び第百三条の二
- 3 昭和六十年改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金について、施行日

以後に同条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第五十一条第二項において準用する旧厚生年金保険法第四十四条第一項の規定により加給年金額が計算されたときは、当該障害年金については、昭和六十年改正法附則第七十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第五十四条第三項において準用する旧厚生年金保険法第四十六条第四項及び第五項の規定は適用せず、改正後厚生年金保険法第四十六条第六項の規定を準用する。

第二十三条 昭和六十年改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付について平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前厚生年金保険法等の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる法令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

改正前昭和六十年	管掌者	実施者
改正法附則第五十六 条第七項及び第 八項	同法	旧船員保険法

改正前昭和六十一	新被用者年金各法	厚生年金保険法
年経過措置政令第	障害共済年金	平成二十四年一元化法改正前共済年金（被
八十六条		用者年金制度の一元化等を図るための厚生
		年金保険法等の一部を改正する法律（平成
		二十四年法律第六十三号。以下「平成二十
		四年一元化法」という。）附則第三十七条
		第一項に規定する改正前国共済法による年
		金である給付、平成二十四年一元化法附則
		第六十一条第一項に規定する改正前地共済
		法による年金である給付及び平成二十四年
		一元化法附則第七十九条に規定する改正前
		私学共済法による年金である給付をいう。
		）のうち障害共済年金若しくは平成二十四

	年一元化法附則第四十一条第一項若しくは 第六十五条第一項の規定による障害共済年 金

2 昭和六十年改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付については、次に掲げる規定を適用する。

一 改正後昭和六十年改正法附則第八十七条

二 改正後昭和六十一年経過措置政令第百十六条及び第百二十一条

3 昭和六十年改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金について、施行日以後に同条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法第四十一条ノ二の規定により加給金が計算されたときは、当該障害年金については、昭和六十年改正法附則第八十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法第四十四条ノ三第四項において準用する旧船員保険法第三十八条第四項及び第五項の規定は適用せず、改正後厚生年金保険法第四十六条第六項の規定を準用する。

（改正前厚生年金保険法による老齢厚生年金の支給の繰下げに関する経過措置）

第二十四条 改正前厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権者（施行日の前日において当該老齢厚生年金の請求をしていない者であつて、かつ、改正前厚生年金保険法第四十四条の三第一項の申出をしていない者に限る。）であつて、改正前国共済年金のうち退職共済年金、改正前地共済年金のうち退職共済年金、改正前私学共済年金のうち退職共済年金又は平成十三年統合法附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金のうち退職共済年金（以下「移行退職共済年金」という。）（以下この条、第八十三条第一項及び第八十四条において「改正前退職共済年金」という。）の受給権を有するもの（当該改正前退職共済年金の請求をしていない者であつて、かつ、改正前国共済法第七十八条の二第一項、改正前地共済法第八十条の二第一項、改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十八条の二第一項又は平成十三年統合法附則第十六条第十三項において準用する改正前厚生年金保険法第四十四条の三第一項の申出をしていない者に限る。）に係る当該老齢厚生年金について、平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第四十四条の三第一項の規定を適用する場合には、同項の申出は、なお効力を有する改正前国共済法第七十八条の二第一項、な

お効力を有する改正前地共済法第八十条の二第一項、なお効力を有する改正前私学共済法第二十五条において準用する例による改正前国共済法第七十八条の二第一項又は平成十三年統合法附則第十六条第十三項において準用する改正後厚生年金保険法第四十四条の三第一項の申出と同時に行為しなければならない。この場合において、次の表の上欄に掲げる第二十一条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第四十四条の三の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項 有する者	
その者が当該老齢厚生年金の受給権を取得したときに、他の年金たる給付（他の	有する者（平成二十四年一元化法の施行の日（以下この条において「施行日」という。）の前日において当該老齢厚生年金の請求をしていない者であつて、かつ、この項の申出をしていない者に限る。） 次に掲げる場合は、この限りでない。 一 当該老齢厚生年金の受給権を取得したときに、他の年金たる給付（他の年金たる保険給付、国民年金法による年金たる

年金たる保険給付、国民年金法による年金たる給付（老齡基礎年金及び付加年金並びに障害基礎年金を除く。）、又は平成二十四年一元化法改正前共済年金（退職を支給事由とするものを除く。）をいう。以下この条において同じ。）の受給権者であつたとき、又は当該老齡厚生年金の受給権を取得した日から一年を経過した日までの間において他の

給付（老齡基礎年金及び付加年金並びに障害基礎年金を除く。）、又は平成二十四年一元化法改正前共済年金（退職を支給事由とするものを除く。）若しくは厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合法等の廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金（第三号において「移行農林共済年金」という。）のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金をいう。以下この条において同じ。）の受給権者であつた場合

二 当該老齡厚生年金の受給権を取得した日から一年を経過した日までの間において他の年金たる給付の受給権者となつた場合

三 一年を経過した日が施行日以後にある場合であつて、当該

年金たる給付の受給権者と
なつたときは、この限りで
ない。

老齢厚生年金の受給権を取得したときに、平成二十四年一元
化法改正前共済年金のうち退職共済年金又は移行農林共済年
金のうち退職共済年金（以下この項及び次項において「平成
二十四年一元化法改正前共済年金のうち退職共済年金等」と
いい、当該老齢厚生年金の受給権を取得した日において、当
該平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち退職共済年金
等の受給権を取得した日から起算して四年を経過した日以後
にあるものに限る。）の受給権者であつた場合

四 一年を経過した日が施行日以後にある場合であつて、一年
を経過した日において平成二十四年一元化法改正前共済年金
のうち退職共済年金等の支給を受けている場合又は受けるこ
とができる場合

五 一年を経過した日が施行日以後にある場合であつて、当該

	第二項
	みなす。 一 老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日（次号において「五年を経過した日」という。）前に他の年金たる給付の受給
老齢厚生年金についてこの項の申出をしたときにおける当該申出をした日（次項の規定により同項各号に定める日に申出があつたものとみなされる場合にあつては、その日）に当該平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち退職共済年金等についてその受給権を取得した日から起算して一年を経過していない場合	みなす。 一 老齢厚生年金（一年を経過した日が施行日前にあり、かつ、その受給権を取得した日から起算して五年を経過した日（次号及び第四号において「五年を経過した日」という。）が施行日以後にあるものに限る。）の受給権者であつて、次のいずれかに該当するもの 施行日の前日 イ 施行日において平成二十四年一元化法改正前共済年金の

権者となつた者 他の年金たる給付を支給すべき

事由が生じた日

二 五年を経過した日後に

ある者（前号に該当する者を除く。） 五年を経

過した日

うち退職共済年金等の支給を受けている場合又は受けることができる場合

ロ 当該老齢厚生年金について前項の申出をしようとするときに平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち退職共済年金等の受給権を取得した日から起算して一年を経過していない場合

ハ 当該老齢厚生年金について前項の申出をしたときにおける当該申出をした日（この項の規定（この号を除く。）により次号から第四号までに定める日に申出があつたものとみなされる場合にあつては、その日）に、平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち退職共済年金等について他の法令の規定により支給の繰下げの申出をすることができない場合

二 平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち退職共済年金等について他の法令の規定により支給の繰下げの申出をしたときにおける当該申出をした日（他の法令の規定により当該他の法令の規定に規定する日に申出があつたとみなされる場合にあつては、その日）が、施行日前にある場合

二 五年を経過した日前に他の年金たる給付の受給権者となつた者（前号に該当する者を除く。） 他の年金たる給付を支給すべき事由が生じた日

三 平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち退職共済年金等（当該老齢厚生年金の受給権を取得した日前に受給権を取得したものに限る。）の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日（当該五年を経過した日が施行日以後にある場合に限る。）後にある者（前二号に該当する者を除く。）

	平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち退職共済年金等の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日 四 五年を経過した日後にある者（前三号に該当する者を除く。 ） 五年を経過した日

（改正前厚生年金保険法による老齢厚生年金に関する経過措置）

第二十五条 改正前厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権者が、次に掲げる年金たる給付の受給権を

取得したときは、当該改正前厚生年金保険法による老齢厚生年金（当該受給権を取得した日の属する月以前の月分として支給されるものを除く。以下この条において同じ。）は、第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金とみなして、改正後厚生年金保険法その他の法令の規定を適用する。

一 改正後厚生年金保険法による老齢厚生年金（第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）

二 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項又は第六十五条第一項の規定による退職共済年金

（改正前厚生年金保険法による遺族厚生年金の額の計算に関する経過措置）

第二十六条 改正前厚生年金保険法による遺族厚生年金の受給権者（次項に規定する者を除く。）が改正後厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権を取得した場合における当該遺族厚生年金の額の計算についての次に掲げる規定の適用については、当該老齢厚生年金を平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚年令第三条の十の二第一号に掲げる老齢厚生年金とみなす。

一 平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十条第一項及び第二項、第六十一条第二項及び第三項並びに第六十四条の三

二 平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚年令第三条の十の十一、第三条の十の十二第一項及び第三条の十一の二第二項

2 改正前厚生年金保険法による遺族厚生年金（改正前厚生年金保険法第六十条第一項第二号又は第二項の規定によりその額が計算されているものに限る。）の受給権者であつて、改正前厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権者であるものが改正後厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権を取得した場合における当該遺族厚生年金の額の計算についての前項各号に掲げる規定の適用については、前条の規定によ

り第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金とみなされた当該改正前厚生年金保険法による老齢厚生年金を平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生令第三条の十の二第一号に掲げる老齢厚生年金とみなす。この場合において、平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十条第一項第二号ロの老齢厚生年金等の額の合計額を計算する場合における老齢厚生年金の額については、改正後厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する各号の厚生年金被保険者期間（以下「各号の厚生年金被保険者期間」という。）に基づく老齢厚生年金の額を合算して得た額とする。

第二款 再評価率の改定等に関する事項

（平成二十八年度における改正後厚生年金保険法第四十三条の二第一項第二号イに掲げる率等の算定）

第二十七条 平成二十八年度における改正後厚生年金保険法第四十三条の二第一項第二号イに掲げる率及び改正後国民年金法第二十七条の二第二項第二号イに掲げる率は、これらの規定にかかわらず、平成二十三年度における改正前被用者年金被保険者等（改正前厚生年金保険法又は改正前共済各法（改正前国共済法、改正前地共済法及び改正前私学共済法をいう。以下同じ。）の被保険者、組合員又は加入者をいう。以

下同じ。)に係る改正前標準報酬額等平均額に対する平成二十六年度における改正前被用者年金被保険者等に係る改正前標準報酬額等平均額の比率とする。

2 前項の平成二十三年度における改正前被用者年金被保険者等に係る改正前標準報酬額等平均額は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる数で除して得た額を十二で除して得た額とする。

一 平成二十三年度における次に掲げる額を合算した額を、平成二十六年度における改正前被用者年金被保険者等の性別構成及び年齢別構成(以下「改正前被用者年金被保険者等の性別構成等」という。)を平成二十三年度における改正前被用者年金被保険者等の性別構成等と仮定し、厚生労働省令で定めるところにより改正前標準報酬月額等(改正前厚生年金保険法及び改正前共済各法に規定する標準報酬月額、標準報酬の月額、給料の額及び標準給与の月額をいう。以下同じ。)の等級の区分及び改正前標準賞与額等(改正前厚生年金保険法及び改正前共済各法に規定する標準賞与額、標準期末手当等の額、期末手当等の額及び標準賞与の額をいう。以下同じ。)の最高限度額の改定の影響を除去することによって補正した額

イ 各月ごとの当該月の末日における厚生年金保険の被保険者に係る改正前厚生年金保険法に規定する

標準報酬月額（厚生年金保険法第七十八条の六第一項又は第七十八条の十四第二項の規定により標準報酬月額の改定又は決定が行われた場合にあっては、これらの規定による改定前の標準報酬月額とし、これらの規定により決定された標準報酬月額を除く。）及び標準賞与額（厚生年金保険法第七十八条の六第二項又は第七十八条の十四第三項の規定により標準賞与額の改定又は決定が行われた場合にあっては、これらの規定による改定前の標準賞与額とし、これらの規定により決定された標準賞与額を除く。）の合計額の総額

ロ 各月ごとの当該月の末日における国家公務員共済組合の組合員（改正前国共済法第七十二条第二項の規定により改正前国共済法の長期給付に関する規定の適用を受けないこととされた同項に規定する職員及び国家公務員共済組合法第二百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員を除く。次号ロにおいて同じ。）に係る改正前国共済法に規定する標準報酬の月額（改正前国共済法第九十三条の九第一項又は第九十三条の十三第二項の規定により標準報酬の月額の改定又は決定が行われた場合にあっては、これらの規定による改定前の標準報酬の月額（平成二十四年一元化法附則第八条第一項の規定により標準報酬の月額が第二号厚生年金被保険者期間の厚生年金保険法による標準報酬月額とみなさ

れた場合において、当該標準報酬月額について改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項又は第七十八条の十四第二項の規定により改定が行われたときは、これらの規定による改定前の標準報酬月額とみなされた標準報酬の月額とする。）とし、改正前国共済法第九十三条の九第一項又は第九十三条の十三第二項の規定により決定された標準報酬の月額を除く。）及び標準期末手当等の額（改正前国共済法第九十三条の九第二項又は第九十三条の十三第三項の規定により標準期末手当等の額の改定又は決定が行われた場合にあつては、これらの規定による改定前の標準期末手当等の額（平成二十四年一元化法附則第八条第二項の規定により標準期末手当等の額が第二号厚生年金被保険者期間の厚生年金保険法による標準賞与額とみなされた場合において、当該標準賞与額について改正後厚生年金保険法第七十八条の六第二項又は第七十八条の十四第三項の規定により改定が行われたときは、これらの規定による改定前の標準賞与額とみなされた標準期末手当等の額とする。）とし、改正前国共済法第九十三条の九第二項又は第九十三条の十三第三項の規定により決定された標準期末手当等の額を除く。）の合計額の総額

ハ 各月ごとの当該月の末日における地方公務員共済組合の組合員（改正前地共済法第四百四十四条の二

第二項に規定する任意継続組合員、地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百五十二号）附則第三条の規定により改正前地共済法の長期給付に関する規定を適用しないものとされた者及び地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第五十九号）附則第八条第二項の規定により改正前地共済法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員としないものとされた同条第一項に規定する組合役員を除く。次号ハにおいて同じ。）に係る改正前地共済法に規定する掛金の標準となる給料の額に第八条第一項に規定する数値（特別職の職員等である組合員の掛金の標準となる給料の額にあつては、同条第二項に規定する数値）を乗じて得た額及び掛金の標準となる期末手当等の額の合計額の総額

二 各月ごとの当該月の末日における私学教職員共済制度の加入者（私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者をいい、同法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第百二十六条の五第二項に規定する任意継続加入者、改正前私学共済法第三十九条の規定により長期給付に関する規定の適用について退職したもの又は加入者でないものとみなされた者及び改正前私学共済法附則第二十項に規定する厚生年金保険のみの被保険者となった者を除く。次号ニにおいて同じ

。に係る改正前私学共済法に規定する標準給与の月額（改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第九十三条の九第一項又は第九十三条の十三第二項の規定により標準給与の月額
の改定又は決定が行われた場合にあつては、これらの規定による改定前の標準給与の月額（平成二十四年一元化法附則第八条第一項の規定により標準給与の月額が第四号厚生年金被保険者期間の厚生年金保険法による標準報酬月額とみなされた場合において、当該標準報酬月額について改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項又は第七十八条の十四第二項の規定により改定が行われたときは、これらの規定による改定前の標準報酬月額とみなされた標準給与の月額とする。）とし、改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第九十三条の九第一項又は第九十三条の十三第二項の規定により決定された標準給与の月額を除く。）及び標準賞与の額（改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第九十三条の九第二項又は第九十三条の十三第三項の規定により標準賞与の額の改定又は決定が行われた場合にあつては、これらの規定による改定前の標準賞与の額（平成二十四年一元化法附則第八条第二項の規定により標準賞与の額が第四号厚生年金被保険者期間の厚生年金保険法による標準賞与額とみなされた場合において、当該標準賞与額について改正後厚生年金

保険法第七十八条の六第二項又は第七十八条の十四第三項の規定により改定が行われたときは、これらの規定による改定前の標準賞与額とみなされた標準賞与の額とする。〕とし、改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第九十三条の九第二項又は第九十三条の十三第三項の規定により決定された標準賞与の額を除く。〕の合計額の総額

二 平成二十三年度における次に掲げる数を合算した数を十二で除して得た数

イ 各月の末日における厚生年金保険の被保険者の数の総数

ロ 各月の末日における国家公務員共済組合の組合員の数の総数

ハ 各月の末日における地方公務員共済組合の組合員の数の総数

ニ 各月の末日における私学教職員共済制度の加入者の数の総数

3 第一項の平成二十六年度における改正前被用者年金被保険者等に係る改正前標準報酬額等平均額は、第

一号に掲げる額を第二号に掲げる数で除して得た額を十二で除して得た額とする。

一 平成二十六年度における前項第一号イからニまでに掲げる額を合算した額を厚生労働省令で定めるところにより改正前標準報酬月額等の等級の区分及び改正前標準賞与額等の最高限度額の改定の状況によ

る影響を除去することによって補正した額

二 平成二十六年度における前項第二号イからニまでに掲げる数を合算した数を十二で除して得た数

4 平成二十八年度における改正後厚生年金保険法第四十三条の四第一項第一号に掲げる率及び改正後国民年金法第二十七条の四第一項第一号に掲げる率は、これらの規定にかかわらず、平成二十三年度における公的年金被保険者等総数に対する平成二十六年度における公的年金被保険者等総数の比率の三乗根となる率とする。

5 前項の平成二十三年度における公的年金被保険者等総数は、同年度における次に掲げる数を合算した数を十二で除して得た数とする。

一 各月の末日における改正前国民年金法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者（改正前国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者、平成六年改正法附則第十一条第一項の規定による被保険者及び国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第二十三条第一項の規定による被保険者を含む。次条第六項第一号において「第一号被保険者」という。）の数の総数

二 各月の末日における改正前厚生年金保険法又は改正前共済各法の被保険者、組合員及び加入者の数の

総数

三 各月の末日における国民年金法第七条第一項第三号に規定する第三号被保険者（次条第六項第四号において「第三号被保険者」という。）の数の総数

6 第四項の平成二十六年度における公的年金被保険者等総数は、同年度における前項各号に掲げる数を合算した数を十二で除して得た数とする。

（平成二十九年度における改正後厚生年金保険法第四十三条の二第一項第二号イに掲げる率等の算定）

第二十八条 平成二十九年度における改正後厚生年金保険法第四十三条の二第一項第二号イに掲げる率及び改正後国民年金法第二十七条の二第二項第二号イに掲げる率は、これらの規定にかかわらず、平成二十四年度における改正前被用者年金被保険者等に係る改正前標準報酬額等平均額に対する平成二十七年度における特定被用者年金被保険者等（平成二十七年四月から九月までにおける改正前被用者年金被保険者等及び同年十月から平成二十八年三月までにおける改正後厚生年金保険法の被保険者をいう。以下同じ。）に係る特定標準報酬額等平均額の比率とする。

2 前項の平成二十四年度における改正前被用者年金被保険者等に係る改正前標準報酬額等平均額は、第一

号に掲げる額を第二号に掲げる数で除して得た額を十二で除して得た額とする。

一 平成二十四年度における前条第二項第一号イからニまでに掲げる額を合算した額を、平成二十七年
度における特定被用者年金被保険者等の性別構成及び年齢別構成（以下「特定被用者年金被保険者等の性
別構成等」という。）を平成二十四年度における改正前被用者年金被保険者等の性別構成等と仮定し、
厚生労働省令で定めるところにより改正前標準報酬月額等の等級の区分及び改正前標準賞与額等の最高
限度額の改定による影響を除去することによって補正した額

二 平成二十四年度における前条第二項第二号イからニまでに掲げる数を合算した数を十二で除して得た
数

3 第一項の平成二十七年度における特定被用者年金被保険者等に係る特定標準報酬額等平均額は、第一号
に掲げる額と第二号に掲げる額を合算して得た額を第三号に掲げる数で除して得た額を十二で除して得た
額とする。

一 平成二十七年四月から九月までにおける前条第二項第一号イからニまでに掲げる額を合算した額を厚
生労働省令で定めるところにより改正前標準報酬月額等の等級の区分及び改正前標準賞与額等の最高限

度額の改定の状況による影響を除去することによって補正した額

二 平成二十七年十月から平成二十八年三月までにおける各月ごとの当該月の末日における厚生年金保険の被保険者に係る改正後厚生年金保険法に規定する標準報酬月額（改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項又は第七十八条の十四第二項の規定により標準報酬月額の改定又は決定が行われた場合にあつては、これらの規定による改定前の標準報酬月額とし、これらの規定により決定された標準報酬月額を除く。）及び標準賞与額（改正後厚生年金保険法第七十八条の六第二項又は第七十八条の十四第三項の規定により標準賞与額の改定又は決定が行われた場合にあつては、これらの規定による改定前の標準賞与額とし、これらの規定により決定された標準賞与額を除く。）の合計額の総額を厚生労働省令で定めるところにより改正後厚生年金保険法に規定する標準報酬月額の等級の区分及び改正後厚生年金保険法に規定する標準賞与額の最高限度額の改定の状況による影響を除去することによって補正した額

三 平成二十七年四月から九月までにおける前条第二項第二号イからニまでに掲げる数を合算した数と同
年十月から平成二十八年三月までにおける各月の末日における厚生年金保険の被保険者の数の総数を合算した数とを合算した数を十二で除して得た数

4 平成二十九年度における改正後厚生年金保険法第四十三条の四第一項第一号に掲げる率及び改正後国民年金法第二十七条の四第一項第一号に掲げる率は、これらの規定にかかわらず、平成二十四年度における公的年金被保険者等総数に対する平成二十七年度における特定公的年金被保険者等総数の比率の三乗根となる率とする。

5 前項の平成二十四年度における公的年金被保険者等総数は、同年度における前条第五項各号に掲げる数を合算した数を十二で除して得た数とする。

6 第四項の平成二十七年度における特定公的年金被保険者等総数は、次に掲げる数を合算した数を十二で除して得た数とする。

一 平成二十七年度の各月の末日における第一号被保険者の数の総数

二 平成二十七年四月から九月までの各月の末日における改正前厚生年金保険法又は改正前共済各法の被保険者、組合員及び加入者の数の総数

三 平成二十七年十月から平成二十八年三月までの各月の末日における改正後厚生年金保険法の被保険者の数の総数

四 平成二十七年年度の各月の末日における第三号被保険者の数の総数

7 平成二十九年度における改正後国民年金法第八十七条第二号イに掲げる率は、同号の規定にかかわらず、前条第一項の平成二十三年度における改正前被用者年金被保険者等に係る改正前標準報酬額等平均額に対する同項の平成二十六年度における改正前被用者年金被保険者等に係る改正前標準報酬額等平均額の比率とする。

（平成三十年度における改正後厚生年金保険法第四十三条の二第一項第二号イに掲げる率等の算定）

第二十九条 平成三十年度における改正後厚生年金保険法第四十三条の二第一項第二号イに掲げる率及び改正後国民年金法第二十七条の二第二項第二号イに掲げる率は、これらの規定にかかわらず、平成二十五年
度における改正前被用者年金被保険者等に係る改正前標準報酬額等平均額に対する平成二十八年度における厚生年金保険の被保険者に係る標準報酬平均額（改正後厚生年金保険法第四十三条の二第一項第二号イに規定する標準報酬平均額をいう。次条第一項及び第五項、第三十一条第一項及び第五項並びに第三十二条において同じ。）の比率とする。

2 前項の平成二十五年度における改正前被用者年金被保険者等に係る改正前標準報酬額等平均額は、第一

号に掲げる額を第二号に掲げる数で除して得た額を十二で除して得た額とする。

一 平成二十五年度における第二十七条第二項第一号イからニまでに掲げる額を合算した額を、平成二十八年年度における厚生年金保険の被保険者の性別構成等（改正後厚生年令第三条の四第一号に規定する厚生年金保険の被保険者の性別構成等をいう。次条第二項第一号及び第三十一条第二項第一号において同じ。）を平成二十五年度における改正前被用者年金被保険者等の性別構成等と仮定し、厚生労働省令で定めるところにより改正前標準報酬月額等の等級の区分及び改正前標準賞与額等の最高限度額の改定状況による影響を除去することによって補正した額

二 平成二十五年度における第二十七条第二項第二号イからニまでに掲げる数を合算した数を十二で除して得た数

3 平成三十年度における改正後厚生年金保険法第四十三条の四第一項第一号に掲げる率及び改正後国民年金法第二十七条の四第一項第一号に掲げる率は、これらの規定にかかわらず、平成二十五年度における公的年金被保険者等総数に対する平成二十八年度における公的年金被保険者総数（改正後厚生年金保険法第四十三条の四第一項第一号に規定する公的年金被保険者総数をいう。以下同じ。）の比率の三乗根となる

率とする。

4 前項の平成二十五年度における公的年金被保険者等総数は、同年度における第二十七条第五項各号に掲げる数を合算した数を十二で除して得た数とする。

5 平成三十年度における改正後国民年金法第八十七条第五項第二号イに掲げる率は、同号の規定にかかわらず、前条第一項の平成二十四年度における改正前被用者年金被保険者等に係る改正前標準報酬額等平均額に対する同項の平成二十七年における特定被用者年金被保険者等に係る特定標準報酬額等平均額の比率とする。

（平成三十一年度における改正後厚生年金保険法第四十三条の二第一項第二号イに掲げる率等の算定）

第三十条 平成三十一年度における改正後厚生年金保険法第四十三条の二第一項第二号イに掲げる率及び改正後国民年金法第二十七条の二第二項第二号イに掲げる率は、これらの規定にかかわらず、平成二十六年における改正前被用者年金被保険者等に係る改正前標準報酬額等平均額に対する平成二十九年度における厚生年金保険の被保険者に係る標準報酬平均額の比率とする。

2 前項の平成二十六年度における改正前被用者年金被保険者等に係る改正前標準報酬額等平均額は、第一

号に掲げる額を第二号に掲げる数で除して得た額を十二で除して得た額とする。

一 平成二十六年度における第二十七条第二項第一号イからニまでに掲げる額を合算した額を、平成二十九年
九年度における厚生年金保険の被保険者の性別構成等を平成二十六年度における改正前被用者年金被保
険者等の性別構成等と仮定し、厚生労働省令で定めるところにより改正前標準報酬月額等の等級の区分
及び改正前標準賞与額等の最高限度額の改定の状況による影響を除去することによって補正した額

二 平成二十六年度における第二十七条第二項第二号イからニまでに掲げる数を合算した数を十二で除し
て得た数

3 平成三十一年度における改正後厚生年金保険法第四十三条の四第一項第一号に掲げる率及び改正後国民
年金法第二十七条の四第一項第一号に掲げる率は、これらの規定にかかわらず、平成二十六年度における
公的年金被保険者等総数に対する平成二十九年度における公的年金被保険者総数の比率の三乗根となる率
とする。

4 前項の平成二十六年度における公的年金被保険者等総数は、同年度における第二十七条第五項各号に掲
げる数を合算した数を十二で除して得た数とする。

5 平成三十一年度における改正後国民年金法第八十七条第五項第二号イに掲げる率は、同号の規定にかかわらず、前条第一項の平成二十五年度における改正前被用者年金被保険者等に係る改正前標準報酬額等平均額に対する平成二十八年度における厚生年金保険の被保険者に係る標準報酬平均額の比率とする。

（平成三十二年度における改正後厚生年金保険法第四十三条の二第一項第二号イに掲げる率等の算定）

第三十一条 平成三十二年度における改正後厚生年金保険法第四十三条の二第一項第二号イに掲げる率及び改正後国民年金法第二十七条の二第二項第二号イに掲げる率は、これらの規定にかかわらず、平成二十七年齢における特定被用者年金被保険者等に係る特定標準報酬額等平均額に対する平成三十一年度における厚生年金保険の被保険者に係る標準報酬平均額の比率とする。

2 前項の平成二十七年齢における特定被用者年金被保険者等に係る特定標準報酬額等平均額は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる数で除して得た額を十二で除して得た額とする。

一 平成二十七年齢における第二十八条第三項第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額を合算した額を、平成三十一年度における厚生年金保険の被保険者の性別構成等を平成二十七年齢における特定被用者年金被保険者等の性別構成等と仮定し、厚生労働省令で定めるところにより改正前標準報酬月額等及び改

正後厚生年金保険法に規定する標準報酬月額等の等級の区分並びに改正前標準賞与額等及び改正後厚生年金保険法に規定する標準賞与額の最高限度額の改定の状況による影響を除去することによって補正した額

二 平成二十七年における第二十八条第三項第三号に掲げる数

3 平成三十二年度における改正後厚生年金保険法第四十三条の四第一項第一号に掲げる率及び改正後国民年金法第二十七条の四第一項第一号に掲げる率は、これらの規定にかかわらず、平成二十七年における特定公的年金被保険者等総数に対する平成三十年度における公的年金被保険者総数の比率の三乗根となる率とする。

4 前項の平成二十七年における特定公的年金被保険者等総数は、第二十八条第六項各号に掲げる数を合算した数を十二で除して得た数とする。

5 平成三十二年度における改正後国民年金法第八十七条第五項第二号イに掲げる率は、同号の規定にかかわらず、前条第一項の平成二十六年度における改正前被用者年金被保険者等に係る改正前標準報酬額等平均額に対する平成二十九年度における厚生年金保険の被保険者に係る標準報酬平均額の比率とする。

（平成三十三年度における改正後国民年金法第八十七条第五項第二号イに掲げる率の算定）

第三十二条 平成三十三年度における改正後国民年金法第八十七条第五項第二号イに掲げる率は、同号の規定にかかわらず、前条第一項の平成二十七年度における特定被用者年金被保険者等に係る特定標準報酬額等平均額に対する平成三十年度における厚生年金保険の被保険者に係る標準報酬平均額の比率とする。

第三款 老齢厚生年金の在職支給停止等に関する事項

（老齢厚生年金の支給停止に関する経過措置）

第三十三条 改正後厚生年金保険法第四十六条第一項に規定する七十歳以上の使用される者（以下この条及び次条において「七十歳以上の使用される者」という。）であつて、昭和十二年四月一日以前に生まれた者であるものについて、同項の規定を適用する場合には、同項に規定する被保険者である日、国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員である日又は七十歳以上の使用される者である日（次項において「被保険者等である日」という。）が属する月以前の一年間の各月における改正後厚生年金保険法第四十六条第二項において準用する改正後厚生年金保険法第二十四条の四第一項に規定する標準賞与額に相当する額には、施行日の属する月の前月以前の各月における当該標準賞与額に相当する額を含まないものとする。

る。

2 国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者について、改正後厚年令第三条の六第二項の規定を適用する場合（次の各号に掲げる場合に限る。）においては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、被保険者等である日が属する月以前の一年間の各月における同項各号に掲げる額には、施行日の属する月の前月以前の各月における当該次の各号に定める額を含まないものとする。

一 その者が七十歳以上の使用される者であつて昭和十二年四月一日以前に生まれた者である場合 改正後厚年令第三条の六第二項第一号に掲げる額

二 施行日の属する月の前月以前の当該各月から施行日の属する月の前月までの間に、改正後厚年令第三条の六第二項第二号及び第三号に掲げる額が、改正前国共済法第八十条の規定の適用を受けたときにおける同条第一項に規定する総収入月額相当額、改正前地共済法第八十二条の規定の適用を受けたときにおける同条第一項に規定する基準収入月額相当額又は改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第八十条の規定の適用を受けたときにおける同条第一項に規定する総収入月額相当額の計算の基礎とされていない場合 改正後厚年令第三条の六第二項第二号及び第三号に掲げる額

第三十四条 老齡厚生年金の受給権者（昭和二十年十月二日以後に生まれた者に限る。）が、施行日の前日において国家公務員共済組合の組合員、地方公務員共済組合の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者であつた者である場合においては、施行日の属する月の前月以前の月に属する日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有する者であるものとみなして、施行日の属する月において改正後厚生年金保険法第四十六条第一項並びに附則第七条の五、第十一条第一項及び第五項、第十一条の二、第十一条の三並びに第十一条の四第二項及び第三項、厚生年金保険法附則第十一条の六並びに改正後厚生年金保険法附則第十三条の六（第三項を除く。）、平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十六条第五項並びに改正後平成六年改正法附則第二十一条（改正後平成六年改正法附則第二十二条において準用する場合を含む。）、第二十四条第四項及び第五項並びに第二十六条の規定を適用する。この場合において、これらの規定の適用については、当該受給権者が施行日に平成二十四年一元化法附則第五条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得する者である場合を除き、施行日に当該被保険者の資格を取得し、かつ、施行日に当該被保険者の資格を喪失したものとみなす。

2 昭和二十年十月一日以前に生まれた者であり、かつ、七十歳以上の使用される者（施行日前から引き続き国家公務員共済組合の組合員、地方公務員共済組合の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者である者に限る。）については、施行日の属する月の前月以前の月に属する日から引き続き同一の厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所において同法第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当する者であるものとみなして、施行日の属する月において改正後厚生年金保険法第四十六条第一項及び平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十六条第五項の規定を適用する。

（平成二十四年一元化法附則第十三条第二項の規定の適用に関する読替え等）

第三十五条 施行日前において支給事由の生じた改正前厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（改正前厚生年金保険法附則第十一条の二第一項に規定する障害者・長期加入者の老齢厚生年金（以下この条、次条第二項、第三十八条及び第五十二条第一項において「障害者・長期加入者の老齢厚生年金」という。）に限る。）の受給権者（第四項及び第五十一条第一項に規定する者を除く。）について、平成

二十四年一元化法附則第十三条第二項の規定を適用する場合には、同項中「の受給権者（附則第十五条第一項及び第十六条）」とあるのは「（改正前厚生年金保険法附則第十一条の二第一項に規定する障害者・長期加入者の老齢厚生年金に限る。）の受給権者（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号）第三十五条第四項及び第五十一条第一項」と、「附則第十一条第一項に」とあるのは「附則第十一条の二第一項に」と、「この項及び附則第十五条第二項」とあるのは「この項」とする。

2 施行日前において支給事由の生じた改正前厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（改正前厚生年金保険法附則第十一条の三第一項に規定する坑内員・船員の老齢厚生年金（以下この条において「坑内員・船員の老齢厚生年金」という。）に限る。）の受給権者（次項、第五項及び第六項並びに第五十一条第一項に規定する者を除く。）について、平成二十四年一元化法附則第十三条第二項の規定を適用する場合においては、同項中「の受給権者（附則第十五条第一項及び第十六条）」とあるのは「（改正前厚生年金保険法附則第十一条の三第一項に規定する坑内員・船員の老齢厚生年金に限る。）の受給権者（被

用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号）第三十五条第三項、第五項及び第六項並びに第五十一条第一項」と、「附則第十一条第一項に」とあるのは「附則第十一条の第三第一項に」と、「この項及び附則第十五条第二項」とあるのは「この項」とする。

3 施行日前において支給事由の生じた改正前厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（坑内員・船員の老齢厚生年金に限る。）の受給権者（国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができる者に限り、第六項及び第五十一条第一項に規定する者を除く。）について、平成二十四年一元化法附則第十三条第二項の規定を適用する場合には、同項中「の受給権者（附則第十五条第一項及び第十六条に規定する者を除く）」とあるのは「（改正前厚生年金保険法附則第十一条の三第一項に規定する坑内員・船員の老齢厚生年金に限る。）の受給権者（国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができる者に限り、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号）第三十五条第六項及び第五十一条第一項に規定する者を除く）」と、「限る」とあるのは「限り、その者が当該

老齡基礎年金の受給権を取得した月を除く」と、「附則第十一条の四第二項に規定する当該老齡厚生年金に係る報酬比例部分等の額につき改正後厚生年金保険法附則第十一条の三の規定を適用して計算した場合における同条第一項に」と、「この項及び附則第十五条第二項」とあるのは「この項」と、「に相当する部分」とあるのは「と改正後厚生年金保険法附則第十一条の四第二項に規定する当該老齡厚生年金に係る厚生年金保険法附則第九条の二第二項第一号に規定する額との合計額に相当する部分」とする。

4 施行日前において支給事由の生じた改正前厚生年金保険法附則第八条の規定による老齡厚生年金（改正前厚生年金保険法第四十三条第一項及び厚生年金保険法附則第九条の規定によりその額が計算されているもの並びに障害者・長期加入者の老齡厚生年金に限る。）の受給権者（第五十一条第一項に規定する者を除き、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の規定による高年齡雇用継続基本給付金（以下「高年齡雇用継続基本給付金」という。）又は高年齡再就職給付金（以下「高年齡再就職給付金」という。）の支給を受けることができる場合に限る。）について、平成二十四年一元化法附則第十三条第二項の規定を適用する場合においては、同項中「の受給権者（附則第十五条第一項及び第十六条）」とあるのは「（改正

前厚生年金保険法第四十三条第一項及び厚生年金保険法附則第九条の規定によりその額が計算されているもの並びに改正前厚生年金保険法附則第十一条の二第一項に規定する障害者・長期加入者の老齢厚生年金に限る。）の受給権者（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号）第五十一条第一項」と、「月に」とあるのは「月において、その者が雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）の規定による高年齢雇用継続基本給付金（以下この項において「高年齢雇用継続基本給付金」という。）又は高年齢再就職給付金（以下この項において「高年齢再就職給付金」という。）の支給を受けることができる場合に」と、「額が、総報酬月額相当額と改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項に規定する基本月額（以下この項及び附則第十五条第二項において「基本月額」という。）」とあるのは「額と厚生年金保険法附則第十一条の六第一項各号（同条第八項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に掲げる場合に応じた同条第一項各号に定める額（その額に六分の十五を乗じて得た額に当該受給権者に係る標準報酬月額を加えた額が雇用保険法第六十一条第一項第二号に規定する支給限度額（以下この項において「支給限度額」という。）を超えるときは、支給限度額から当該標準報酬月額

を減じて得た額に十五分の六を乗じて得た額）との合計額が、総報酬月額相当額と改正後厚生年金保険法附則第十一条の規定を適用した場合における同条第一項の規定による基本月額又は改正後厚生年金保険法附則第十一条の二の規定を適用した場合における同条第一項の規定による基本月額（以下この項において「基本月額」という。）に高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金に相当する額（当該受給権者に係る標準報酬月額が、みなし賃金月額（当該受給権者が高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けることができる場合における雇用保険法第六十一条第一項、第三項及び第四項の規定によるみなし賃金月額をいう。以下この項において同じ。）又は賃金月額（当該受給権者が高年齢再就職給付金の支給を受けることができる場合における雇用保険法第六十一条の二第一項の賃金月額をいう。以下この項において同じ。）に三十を乗じて得た額の百分の六十一に相当する額未満であるときは、当該標準報酬月額に百分の十五を乗じて得た額とし、当該標準報酬月額が、みなし賃金月額又は賃金月額に三十を乗じて得た額の百分の六十一に相当する額以上であるときは、みなし賃金月額又は賃金月額に三十を乗じて得た額に対するみなし賃金月額又は賃金月額の割合が逓増する程度に応じ、百分の十五から一定の割合で逓減するように厚生労働省令で定める率を乗じて得た額とする。ただし、その額に当該標準報酬月額を加えた額が支給限度額

を超えるときは、当該支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額とする。以下この項において「高年齢雇用継続給付相当額」という。）を加算した額」と、「基本月額の合計額」とあるのは「基本月額に高年齢雇用継続給付相当額を加算した額との合計額」とする。

5 施行日前において支給事由の生じた改正前厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（坑内員・船員の老齢厚生年金に限る。）の受給権者（次項及び第五十一条第一項に規定する者を除き、高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金の支給を受けることができる場合に限る。）について、平成二十四年一元化法附則第十三条第二項の規定を適用する場合には、同項中「の受給権者（附則第十五条第一項及び第十六条」とあるのは「（改正前厚生年金保険法附則第十一条の三第一項に規定する坑内員・船員の老齢厚生年金に限る。）の受給権者（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号）第三十五条第六項及び第五十一条第一項」と、「月に」とあるのは「月において、その者が雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の規定による高年齢雇用継続基本給付金（以下この項において「高年齢雇用継続基本給付金」という。）又は高年齢再就職給付金（以下この項におい

て「高年齢再就職給付金」という。）の支給を受けることができる場合に」と、「額が、総報酬月額相当額と改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項に規定する基本月額（以下この項及び附則第十五条第二項において「基本月額」という。）とあるのは「額と厚生年金保険法附則第十一条の六第一項各号（同条第八項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に掲げる場合に応じた同条第一項各号に定める額（その額に六分の十五を乗じて得た額に当該受給権者に係る標準報酬月額を加えた額が雇用保険法第六十一条第一項第二号に規定する支給限度額（以下この項において「支給限度額」という。）を超えるときは、支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額に十五分の六を乗じて得た額）との合計額が、総報酬月額相当額と改正後厚生年金保険法附則第十一条の三の規定を適用した場合における同条第一項の規定による基本月額（以下この項において「基本月額」という。）に高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金に相当する額（当該受給権者に係る標準報酬月額が、みなし賃金日額（当該受給権者が高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けることができる場合における雇用保険法第六十一条第一項、第三項及び第四項の規定によるみなし賃金日額をいう。以下この項において同じ。）又は賃金日額（当該受給権者が高年齢再就職給付金の支給を受けることができる場合における雇用保険法第六十一条の二第一項

の賃金日額をいう。以下この項において同じ。）に三十を乗じて得た額の百分の六十一に相当する額未満であるときは、当該標準報酬月額に百分の十五を乗じて得た額とし、当該標準報酬月額が、みなし賃金日額又は賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の六十一に相当する額以上であるときは、みなし賃金日額又は賃金日額に三十を乗じて得た額に対するみなし賃金日額又は賃金日額の割合が逡増する程度に応じ、百分の十五から一定の割合で逡減するように厚生労働省令で定める率を乗じて得た額とする。ただし、その額に当該標準報酬月額を加えた額が支給限度額を超えるときは、当該支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額とする。以下この項において「高年齢雇用継続給付相当額」という。）を加算した額」と、
「基本月額合計額」とあるのは「基本月額に高年齢雇用継続給付相当額を加算した額との合計額」とする。

6 施行日前において支給事由の生じた改正前厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（坑内員・船員の老齢厚生年金に限る。）の受給権者（国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができる者に限り、第五十一条第一項に規定する者を除き、高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金の支給を受けることができる場合に限る。）について、平成二十四年一元化法附則第十三条第二項の規

定を適用する場合においては、同項中「の受給権者（附則第十五条第一項及び第十六条に規定する者を除く」とあるのは「（改正前厚生年金保険法附則第十一条の三第一項に規定する坑内員・船員の老齢厚生年金に限る。）の受給権者（国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができる者に限り、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号）第五十一条第一項に規定する者を除く」と、「月に」とあるのは「月において、その者が雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の規定による高年齢雇用継続基本給付金（以下この項において「高年齢雇用継続基本給付金」という。）又は高年齢再就職給付金（以下この項において「高年齢再就職給付金」という。）の支給を受けることができる場合に限り、その者が当該老齢基礎年金の受給権を取得した月を除く」と、「額が、総報酬月額相当額と改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項に規定する基本月額（以下この項及び附則第十五条第二項において「基本月額」という。）とあるのは「額と厚生年金保険法附則第十一条の六第一項各号（同条第八項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に掲げる場合に応じた同条第一項各号に定める額（その額に六分の十五を乗じて得た額に当該受給権者に係る標準報酬月額を加えた額が雇

用保険法第六十一条第一項第二号に規定する支給限度額（以下この項において「支給限度額」という。）を超えるときは、支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額に十五分の六を乗じて得た額）との合計額が、総報酬月額相当額と改正後厚生年金保険法附則第十一条の四第二項及び第三項の規定を適用した場合における基本月額（同条第二項の規定により同項に規定する当該老齢厚生年金に係る報酬比例部分等の額につき適用する場合における改正後厚生年金保険法附則第十一条の三第一項の規定による基本月額をいう。以下この項において同じ。）に高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金に相当する額（当該受給権者に係る標準報酬月額が、みなし賃金日額（当該受給権者が高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けることができる場合における雇用保険法第六十一条第一項、第三項及び第四項の規定によるみなし賃金日額をいう。以下この項において同じ。）又は賃金日額（当該受給権者が高年齢再就職給付金の支給を受けることができる場合における雇用保険法第六十一条の二第一項の賃金日額をいう。以下この項において同じ。）に三十を乗じて得た額の百分の六十一に相当する額未満であるときは、当該標準報酬月額に百分の十五を乗じて得た額とし、当該標準報酬月額が、みなし賃金日額又は賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の六十一に相当する額以上であるときは、みなし賃金日額又は賃金日額に三十を乗じて得た額に

対するみなし賃金日額又は賃金日額の割合が逦増する程度に応じ、百分の十五から一定の割合で逦減するように厚生労働省令で定める率を乗じて得た額とする。ただし、その額に当該標準報酬月額を加えた額が支給限度額を超えるときは、当該支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額とする。以下この項において「高年齢雇用継続給付相当額」という。）を加算した額」と、「基本月額合計額」とあるのは「基本月額に高年齢雇用継続給付相当額を加算した額との合計額」と、「に相当する部分」とあるのは「と改正後厚生年金保険法附則第十一条の四第二項に規定する当該老齢厚生年金に係る厚生年金保険法附則第九条の二第二項第一号に規定する額との合計額に相当する部分」とする。

第三十六条 前条第一項に規定する受給権者（施行日前から引き続き国家公務員共済組合の組合員、地方公務員共済組合の組合員若しくは私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員であるもの（以下第五十八条までにおいて「継続組合員等」という。）に限る。）について、改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第一項及び第二項の規定を適用する場合（前条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十三条第二項の規定により老齢厚生年金の支給が停止される場合を除く。）においては、改正後厚生年金保険法附則第十一条の二

第一項の規定にかかわらず、同項に規定する基本支給停止額に相当する部分の支給を停止せず、同条第二項に規定する支給停止基準額は、当該基本支給停止額を含めないものとして計算した額とする。

2 前条第四項に規定する受給権者（障害者・長期加入者の老齢厚生年金の受給権者であつて、継続組合員等であるものに限る。）について、厚生年金保険法附則第十一条の六第一項の規定を適用する場合（前条第四項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十三条第二項の規定により老齢厚生年金の支給が停止される場合を除く。）においては、改正後厚生年金保険法附則第十一条の二の規定を適用した場合における同条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する基本支給停止額に相当する部分の支給を停止せず、同条第二項に規定する支給停止基準額は、当該基本支給停止額を含めないものとして計算した額とする。

第三十七条 施行日前において支給事由の生じた改正前厚生年金保険法附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者（その者が六十五歳に達していないものに限り、次項及び第五十三条第一項に規定する者を除く。）については、平成二十四年一元化法附則第十三条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「附則第十一条第一項に」とあるのは「附則第十三条の六第一項に」と、「この項及

び附則第十五条第二項」とあるのは「この項」と読み替えるものとする。

2 施行日前において支給事由の生じた改正前厚生年金保険法附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者（第五十三条第一項に規定する者を除き、高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金の支給を受けることができる場合に限る。）については、平成二十四年一元化法附則第十三条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「月に」とあるのは「月において、その者が雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の規定による高年齢雇用継続基本給付金（以下この項において「高年齢雇用継続基本給付金」という。）又は高年齢再就職給付金（以下この項において「高年齢再就職給付金」という。）の支給を受けることができる場合に」と、「額が、総報酬月額相当額と改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項に規定する基本月額（以下この項及び附則第十五条第二項において「基本月額」という。）とあるのは「額と改正後厚生年金保険法附則第十三条の六第四項各号（同条第八項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に掲げる場合に応じた同条第四項各号に定める額（その額に六分の十五を乗じて得た額に当該受給権者に係る標準報酬月額を加えた額が雇用保険法第六十一条第一項第二号に規定する支給限度額（以下この項において「支給限度額」という。）を超えるときは、支給限

度額から当該標準報酬月額を減じて得た額に十五分の六を乗じて得た額）との合計額が、総報酬月額相当額と改正後厚生年金保険法附則第十三条の六第一項の規定を適用した場合における同項の規定による基本月額（以下この項において「基本月額」という。）に高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金に相当する額（当該受給権者に係る標準報酬月額が、みなし賃金日額（当該受給権者が高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けることができる場合における雇用保険法第六十一条第一項、第三項及び第四項の規定によるみなし賃金日額をいう。以下この項において同じ。）又は賃金日額（当該受給権者が高年齢再就職給付金の支給を受けることができる場合における雇用保険法第六十一条の二第一項の賃金日額をいう。以下この項において同じ。）に三十を乗じて得た額の百分の六十一に相当する額未満であるときは、当該標準報酬月額に百分の十五を乗じて得た額とし、当該標準報酬月額が、みなし賃金日額又は賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の六十一に相当する額以上であるときは、みなし賃金日額又は賃金日額に三十を乗じて得た額に対するみなし賃金日額又は賃金日額の割合が逦増する程度に応じ、百分の十五から一定の割合で逦減するように厚生労働省令で定める率を乗じて得た額とする。ただし、その額に当該標準報酬月額を加えた額が支給限度額を超えるときは、当該支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額とする

。以下この項において「高年齢雇用継続給付相当額」という。）を加算した額」と、「基本月額合計額」とあるのは「基本月額に高年齢雇用継続給付相当額を加算した額との合計額」と読み替えるものとする。

第三十八条 施行日前において支給事由の生じた改正前厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（改正前平成六年改正法附則第十八条、第十九条第一項から第五項まで及び厚生年金保険法附則第九条の規定によりその額が計算されているもの並びに障害者・長期加入者の老齢厚生年金（その受給権者が改正前平成六年改正法附則第二十二条に該当する者であるものに限る。

以下この条において同じ。）に限る。）の受給権者（次項から第四項まで及び第五十五条第一項に規定する者を除く。）について、平成二十四年一元化法附則第十三条第二項の規定を適用する場合においては、

同項中「の受給権者（附則第十五条第一項及び第十六条」とあるのは「（改正前平成六年改正法（附則第九十条の規定による改正前の国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）をいう。以下この項において同じ。）附則第十八条、第十九条第一項から第五項まで又は第二十条第一項から第五項まで及び厚生年金保険法附則第九条の規定によりその額が計算されているもの並びに改正前厚生年金保険法附則第十一条の二第一項に規定する障害者・長期加入者の老齢厚生年金（その受給権者が改正前平成六

年改正法附則第二十二条に該当する者であるものに限る。）に限る。）の受給権者（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号）第三十八条第二項から第四項まで及び第五十五条第一項」と、「改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項に」とあるのは「附則第九十条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十一条第一項（同法附則第二十二条において準用する場合を含む。）に」と、「この項及び附則第十五条第二項」とあるのは「この項」とする。

2 施行日前において支給事由の生じた改正前厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（改正前平成六年改正法附則第二十四条第三項各号のいずれかに該当するもの及び障害者・長期加入者の老齢厚生年金に限る。）の受給権者（国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができる者に限り、第四項及び第五十五条第一項に規定する者を除く。）について、平成二十四年一元化法附則第十三条第二項の規定を適用する場合においては、同項中「の受給権者（附則第十五条第一項及び第十六条」とあるのは「（改正前平成六年改正法（附則第九十条の規定による改正前の国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）をいう。以下この項において同じ。）附則第二十四条第三項各号のいずれかに該

当するもの及び改正前厚生年金保険法附則第十一条の二第一項に規定する障害者・長期加入者の老齢厚生年金（その受給権者が改正前平成六年改正法附則第二十二条に該当する者であるものに限る。）に限る。

）の受給権者（国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができる者に限り、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号）第三十八条第四項及び第五十五条第一項」と、「限る」とあるのは「限り、その者が当該老齢基礎年金の受給権を取得した月を除く」と、「改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項に」とあるのは「改正後平成六年改正法（附則第九十条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律をいう。以下この項において同じ。）附則第二十四条第四項に規定する当該老齢厚生年金に係る報酬比例部分等の額につき改正後平成六年改正法附則第二十一条（改正後平成六年改正法附則第二十二条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定を適用して計算した場合における改正後平成六年改正法附則第二十一条第一項に」と、「この項及び附則第十五条第二項」とあるのは「この項」と、「に相当する部分」とあるのは「と改正後平成六年改正法附則第二十四条第四項に規定する当該老齢厚生年金に係る厚生年金保険法附則第九条の二第二項第一号に

規定する額との合計額に相当する部分」とする。

3 施行日前において支給事由の生じた改正前厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（改正前平成六年改正法附則第十八条、第十九条第一項から第五項まで又は第二十条第一項から第五項まで及び厚生年金保険法附則第九条の規定によりその額が計算されているもの並びに障害者・長期加入者の老齢厚生年金に限る。）の受給権者（次項及び第五十五条第一項に規定する者を除き、高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金の支給を受けることができる場合に限る。）について、平成二十四年一元化法附則第十三条第二項の規定を適用する場合には、同項中「の受給権者（附則第十五条第一項及び第十六条」とあるのは「（改正前平成六年改正法（附則第九十条の規定による改正前の国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）をいう。以下この項において同じ。）附則第十八条、第十九条第一項から第五項まで又は第二十条第一項から第五項まで及び厚生年金保険法附則第九条の規定によりその額が計算されているもの並びに改正前厚生年金保険法附則第十一条の二第一項に規定する障害者・長期加入者の老齢厚生年金（その受給権者が改正前平成六年改正法附則第二十二条に該当する者であるものに限る。）に限る。）の受給権者（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改

正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号）第三十八条第四項及び第五十五条第一項」と、「月に」とあるのは「月において、その者が雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）の規定による高年齢雇用継続基本給付金（以下この項において「高年齢雇用継続基本給付金」という。）又は高年齢再就職給付金（以下この項において「高年齢再就職給付金」という。）の支給を受けることができる場合に」と、「額が、総報酬月額相当額と改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項に規定する基本月額（以下この項及び附則第十五条第二項において「基本月額」という。）」とあるのは「額と改正後平成六年改正法（附則第九十条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律をいう。以下この項において同じ。）附則第二十六条第一項各号（同条第八項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に掲げる場合に応じた同条第一項各号に定める額（その額に六分の十五を乗じて得た額に当該受給権者に係る標準報酬月額を加えた額が雇用保険法第六十一条第一項第二号に規定する支給限度額（以下この項において「支給限度額」という。）を超えるときは、支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額に十五分の六を乗じて得た額」との合計額が、総報酬月額相当額と改正後平成六年改正法附則第二十一条（改正後平成六年改正法附則第二十二条にお

いて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定を適用した場合における改正後平成六年改正法附則第二十一条第一項の規定による基本月額（以下この項において「基本月額」という。）に高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金に相当する額（当該受給権者に係る標準報酬月額が、みなし賃金日額（当該受給権者が高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けることができる場合における雇用保険法第六十一条第一項、第三項及び第四項の規定によるみなし賃金日額をいう。以下この項において同じ。）又は賃金日額（当該受給権者が高年齢再就職給付金の支給を受けることができる場合における雇用保険法第六十一条の二第一項の賃金日額をいう。以下この項において同じ。）に三十を乗じて得た額の百分の六十一に相当する額未満であるときは、当該標準報酬月額に百分の十五を乗じて得た額とし、当該標準報酬月額が、みなし賃金日額又は賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の六十一に相当する額以上であるときは、みなし賃金日額又は賃金日額に三十を乗じて得た額に対するみなし賃金日額又は賃金日額の割合が逡増する程度に応じ、百分の十五から一定の割合で逡減するように厚生労働省令で定める率を乗じて得た額とする。ただし、その額に当該標準報酬月額を加えた額が支給限度額を超えるときは、当該支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額とする。以下この項において「高年齢雇用継続給付相当額」という

。を加算した額」と、「基本月額合計額」とあるのは「基本月額に高年齢雇用継続給付相当額を加算した額との合計額」とする。

4 施行日前において支給事由の生じた改正前厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（改正前平成六年改正法附則第十八条、第十九条第一項から第五項まで又は第二十条第一項から第五項まで及び厚生年金保険法附則第九条の規定によりその額が計算されているもの並びに障害者・長期加入者の老齢厚生年金に限る。）の受給権者（国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができる者に限り、第五十五条第一項に規定する者を除き、高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金の支給を受けることができる場合に限る。）について、平成二十四年一元化法附則第十三条第二項の規定を適用する場合においては、同項中「の受給権者（附則第十五条第一項及び第十六条に規定する者を除く」とあるのは「（改正前平成六年改正法（附則第九十条の規定による改正前の国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）をいう。以下この項において同じ。）附則第十八条、第十九条第一項から第五項まで又は第二十条第一項から第五項まで及び厚生年金保険法附則第九条の規定によりその額が計算されているもの並びに改正前厚生年金保険法附則第十一条の二第一項に規定する障害者・長期加入者の老齢厚生年

金（その受給権者が改正前平成六年改正法附則第二十二条に該当する者であるものに限る。）に限る。）の受給権者（国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができる者に限り、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号）第五十五条第一項に規定する者を除く）と、「限る」とあるのは「において、その者が雇用保険法（昭和四十九年法律第一百十六号）の規定による高年齢雇用継続基本給付金（以下この項において「高年齢雇用継続基本給付金」という。）又は高年齢再就職給付金（以下この項において「高年齢再就職給付金」という。）の支給を受けることができる場合に限る、その者が当該老齢基礎年金の受給権を取得した月を除く」と、「額が、総報酬月額相当額と改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項に規定する基本月額（以下この項及び附則第十五条第二項において「基本月額」という。）」とあるのは「額と改正後平成六年改正法（附則第九十条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律をいう。以下この項において同じ。）附則第二十六条第一項各号（同条第八項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に掲げる場合に応じた同条第一項各号に定める額（その額に六分の十五を乗じて得た額に当該受給権者に係る標準報酬月額を加えた額が雇用保険

法第六十一条第一項第二号に規定する支給限度額（以下この項において「支給限度額」という。）を超えるときは、支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額に十五分の六を乗じて得た額）との合計額が、総報酬月額相当額と改正後平成六年改正法附則第二十四条第四項及び第五項の規定を適用した場合における基本月額（同条第四項の規定により同項に規定する当該老齢厚生年金に係る報酬比例部分等の額につき適用する場合における改正後平成六年改正法附則第二十一条第一項（改正後平成六年改正法附則第二十条において準用する場合を含む。）の規定による基本月額をいう。以下この項において同じ。）に高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金に相当する額（当該受給権者に係る標準報酬月額が、みなし賃金日額（当該受給権者が高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けることができる場合における雇用保険法第六十一条第一項、第三項及び第四項の規定によるみなし賃金日額をいう。以下この項において同じ。）又は賃金日額（当該受給権者が高年齢再就職給付金の支給を受けることができる場合における雇用保険法第六十一条の二第一項の賃金日額をいう。以下この項において同じ。）に三十を乗じて得た額の百分の六十一に相当する額未満であるときは、当該標準報酬月額に百分の十五を乗じて得た額とし、当該標準報酬月額が、みなし賃金日額又は賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の六十一に相当する額以上である

ときは、みなし賃金日額又は賃金日額に三十を乗じて得た額に対するみなし賃金日額又は賃金日額の割合が逓増する程度に応じ、百分の十五から一定の割合で逓減するように厚生労働省令で定める率を乗じて得た額とする。ただし、その額に当該標準報酬月額を加えた額が支給限度額を超えるときは、当該支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額とする。以下この項において「高年齢雇用継続給付相当額」という。）を加算した額」と、「基本月額の合計額」とあるのは「基本月額に高年齢雇用継続給付相当額を加算した額との合計額」と、「得た額に相当する」とあるのは「得た額と改正後平成六年改正法附則第二十条第四項に規定する当該老齢厚生年金に係る厚生年金保険法附則第九条の二第二項第一号に規定する額に相当する」とする。

（旧厚生年金保険法による老齢年金等の受給権者に係る平成二十四年一元化法附則第十三条の規定の準用）

第三十九条 旧厚生年金保険法による老齢年金及び旧船員保険法による老齢年金の受給権者（平成二十四年一元化法附則第十六条第二項に規定する者及び第四十七条第一項に規定する者を除く。）について、これらの老齢年金を昭和六十年改正法附則第七十八条第六項（昭和六十年改正法附則第八十七条第七項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により厚生年金保険法第四十二条の規定による老齢

厚生年金とみなして改正後厚生年金保険法第四十六条第一項の規定を適用する場合には、平成二十四年一元化法附則第十三条第一項の規定を準用する。

2 旧厚生年金保険法による老齢年金及び旧船員保険法による老齢年金の受給権者（第五十八条に規定する者を除く。）について、これらの老齢年金を昭和六十年改正法附則第七十八条第六項の規定により厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（改正後平成六年改正法附則第十八条の規定によりその額が計算されているものに限る。）とみなして改正後平成六年改正法附則第二十一条第一項の規定を適用する場合においては、前条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十三条第二項の規定を準用する。

（平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の政令で定める年金たる給付）

第四十条 平成二十四年一元化法附則第十四条第一項（第四十五条第一項（同条第三項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）において準用する場合を含む。）の政令で定める年金たる給付は、次のとおりとする。

一 改正前国共済年金のうち退職共済年金（なお効力を有する改正前国共済法第七十四条第二項（なお効

力を有する改正前国共済法その他の法令の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する退職共済年金の職域加算額及び昭和六十年国共済改正法附則第十六条第一項又は第四項の規定により加算された金額に相当する部分を除く。）

二 旧国共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金（次号に掲げる年金たる給付を除く。）（その受給権者が第二号厚生年金被保険者若しくは第三号厚生年金被保険者又は七十歳以上の使用される者（組合員たる七十歳以上の者に限る。）であるときは、当該退職年金、減額退職年金又は通算退職年金の額のうちその算定の基礎となっている旧国共済施行日前期間を基礎としてなお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四の二第二項、国共済施行法第十一条並びに昭和六十年国共済改正法附則第九条及び第十五条の規定の例により算定した額（減額退職年金にあつては、その算定した額から、当該減額退職年金の給付事由となった退職の理由及び当該減額退職年金の支給が開始されたときのその者の年齢に応じ、平成二十七年国共済経過措置政令第五十条第一項に定める額を控除した額）に相当する部分に限り、その受給権者が第一号厚生年金被保険者若しくは第四号厚生年金被保険者、七十歳以上の使用される者（組合員たる七十歳以上の者を除く。）又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員で

あるときは、当該退職年金、減額退職年金又は通算退職年金の額に百分の四十五を乗じて得た額に相当する部分に限る。）

三 旧国共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものに限る。）（その受給権者が第一号厚生年金被保険者（旧適用法人等適用事業所被保険者に限る。）又は七十歳以上の使用される者（七十歳以上の旧適用法人等適用事業所に使用される者に限る。）であるときは、当該退職年金、減額退職年金又は通算退職年金の額のうちその算定の基礎となっている旧適用法人施行日前期間を基礎として平成九年経過措置政令第二十三条第一項の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四の二第二項、平成九年経過措置政令第二十三条第二項の規定により読み替えられた国共済施行法第十一条並びに昭和六十年国共済改正法附則第九条及び第十五条の規定の例により算定した額（減額退職年金にあつては、その算定した額から、当該減額退職年金の給付事由となった退職の理由及び当該減額退職年金の支給が開始されたときのその者の年齢に応じ、平成二十七年国共済経過措置政令第五十条第一項に定める額を控除した額）に相当する部分に限り、その受給権者が第一号厚生年金被

保険者（旧適用法人等適用事業所被保険者を除く。））、第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者若しくは第四号厚生年金被保険者、七十歳以上の使用される者（七十歳以上の旧適用法人等適用事業所に使用される者を除く。）又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員であるときは、当該退職年金、減額退職年金又は通算退職年金の額に百分の四十五を乗じて得た額に相当する部分に限る。）

四 改正前地共済年金のうち退職共済年金（当該退職共済年金の額のうちなお効力を有する改正前地共済法第七十六条第二項の規定（なお効力を有する改正前地共済法その他の法令の規定により読み替えて適用する場合を含む。）により支給の停止を行わないこととされる部分、昭和六十年地共済改正法附則第十六条第一項又は第四項の規定により加算された金額及びなお効力を有する改正前地共済法附則第二十条第一項に規定する特例加算額に相当する部分を除く。）

五 旧地共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金（その受給権者が第二号厚生年金被保険者若しくは第三号厚生年金被保険者又は七十歳以上の使用される者（組合員たる七十歳以上の者に限る。）であるときは、当該退職年金、減額退職年金又は通算退職年金の額のうちその算定の基礎となつている旧地共済施行日前期間を基礎としてなお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項（第

三号を除く。）、地共済施行法第十三条並びに昭和六十年地共済改正法附則第八条及び第十五条の規定の例により算定した額（減額退職年金にあつては、その算定した額から、当該減額退職年金の給付事由となつた退職の理由及び当該減額退職年金の支給が開始されたときのその者の年齢に応じ、平成二十七年地共済経過措置政令第四十八条第一項に定める額を控除した額）に相当する部分に限り、その受給権者が第一号厚生年金被保険者若しくは第四号厚生年金被保険者、七十歳以上の使用される者（組合員たる七十歳以上の者を除く。）又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員であるときは、当該退職年金、減額退職年金又は通算退職年金の額に百分の四十五を乗じて得た額に相当する部分に限る。）

六 改正前私学共済年金のうち退職共済年金（なお効力を有する改正前私学共済法第二十五条において準用する例による改正前国共済法第七十四条第二項（なお効力を有する改正前私学共済法第二十五条において準用する例による改正前国共済法その他の法令の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する退職共済年金の職域加算額及び私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第十六条第一項又は第四項の規定により加算された金額に相当する部分を除く。）

七 旧私学共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金（その受給権者が第四号厚生年金被保険者又は七十歳以上の使用される者（教職員等たる七十歳以上の者に限る。）であるときは、当該退職年金、減額退職年金又は通算退職年金の額のうちその算定の基礎となっている旧私立学校教職員共済加入者期間を基礎としてなお効力を有する改正前私学共済法第二十五条において準用する例による改正前国共済法附則第十二条の四の二第二項第二号、沖縄特別措置令第三十五条、昭和六十年私学共済改正法附則第四条及び私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第十五条の規定の例により算定した額（減額退職年金にあつては、その算定した額から、当該減額退職年金の給付事由となつた退職の理由及び当該減額退職年金の支給が開始されたときその者の年齢に応じ、私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年国共済経過措置政令第五十条第一項に定める額を控除した額）に相当する部分に限り、その受給権者が第一号厚生年金被保険者、第二号厚生年金被保険者若しくは第三号厚生年金被保険者、七十歳以上の使用される者（教職員等たる七十歳以上の者を除く。）又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員であるときは、当該退職年金、減額退職年金又は通算退職年金の額に百分の四十五を乗じ

て得た額に相当する部分に限る。）

八 移行退職共済年金（平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十五条第一項又は第四項の規定により加算された額に相当する部分を除く。）

九 移行農林年金（平成十三年統合法附則第十六条第六項に規定する移行農林年金をいう。以下同じ。）のうち退職年金、減額退職年金又は通算退職年金（その受給権者が第一号厚生年金被保険者（農林漁業団体等適用事業所被保険者に限る。）又は七十歳以上の使用される者（七十歳以上の農林漁業団体等適用事業所に使用される者に限る。）であるときは、当該退職年金、減額退職年金又は通算退職年金の額のうちその算定の基礎となっている旧農林共済組合員期間を基礎として平成十四年経過措置政令第十四条第一項の規定により読み替えられた平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法附則第九条第二項（第三号を除く。）並びに平成十四年経過措置政令第十四条第二項の規定により読み替えられた平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十四条及び第十五条の規定

の例により算定した額（減額退職年金にあつては、その算定した額から、当該減額退職年金の給付事由となつた退職の理由及び当該減額退職年金の支給が開始されたときのその者の年齢に応じ、平成十三年統合法附則第十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十一年農林共済改正政令附則第五十一条第三項に定める額を控除した額）に相当する部分に限り、その受給権者が第一号厚生年金被保険者（農林漁業団体等適用事業所被保険者を除く。）、第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者若しくは第四号厚生年金被保険者、七十歳以上の使用される者（七十歳以上の農林漁業団体等適用事業所に使用される者を除く。）又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員であると
きは、当該退職年金、減額退職年金又は通算退職年金の額に百分の四十五を乗じて得た額に相当する部分に限る。）

2 この条、第四十三条、第四十四条第一項及び第四十八条において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 七十歳以上の使用される者 厚生年金保険法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者をいう。
- 二 組合員たる七十歳以上の者 国家公務員共済組合の組合員たる七十歳以上の使用される者又は地方公

務員共済組合の組合員たる七十歳以上の使用される者をいう。

三 旧国共済施行日前期間 旧国家公務員共済組合員期間及び平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項に規定する追加費用対象期間をいう。

四 旧適用法人等適用事業所被保険者 旧適用法人等適用事業所（平成八年改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法第二条第一項第七号に規定する適用法人又は同法第百十一条の六第一項に規定する指定法人の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所であるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）に使用される者（平成九年三月三十一日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有し、かつ、旧適用法人等適用事業所に使用される者を除く。）をいう。

五 七十歳以上の旧適用法人等適用事業所に使用される者 旧適用法人等適用事業所に使用される七十歳以上の使用される者（平成九年三月三十一日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有していた者であつて、当該被保険者の資格を改正後厚生年金保険法第十四条第五号に該当したことにより喪失した日から引き続き厚生年金保険法第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当するものう

ち、同月三十一日以前の日から引き続き旧適用法人等適用事業所に使用されるものを除く。）をいう。

六 旧適用法人施行日前期間 平成八年改正法附則第二十四条第二項に規定する旧適用法人施行日前期間をいう。

七 旧地共済施行日前期間 旧地方公務員共済組合員期間及び平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間をいう。

八 教職員等たる七十歳以上の者 私立学校教職員共済法第十四条第一項に規定する教職員等たる七十歳以上の使用される者をいう。

九 農林漁業団体等適用事業所被保険者 農林漁業団体等適用事業所（農林漁業団体等（平成十三年統合法附則第四条に規定する農林漁業団体等をいう。）の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所であるものをいう。次号において同じ。）に使用される者をいう。

十 七十歳以上の農林漁業団体等適用事業所に使用される者 農林漁業団体等適用事業所に使用される七十歳以上の使用される者をいう。

十一 旧農林共済組合員期間 平成十三年統合法附則第二条第一項第七号に規定する旧農林共済組合員期

間をいう。

（平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法第四十六条第一項の厚生年金保険法第四十四条第一項の規定に相当するものとして政令で定める規定）

第四十一条 平成二十四年一元化法附則第十四条第一項（第四十五条第一項（同条第三項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）及び第四十七条第一項（同条第三項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法第四十六条第一項の厚生年金保険法第四十四条第一項の規定に相当するものとして政令で定める規定は、次のとおりとする。

一 なお効力を有する改正前国共済法第七十八条第一項

二 なお効力を有する改正前地共済法第八十条第一項

三 なお効力を有する改正前私学共済法第二十五条において準用する例による改正前国共済法第七十八条

第一項

四 平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共

済法第三十八条第一項

（平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法第四十六条第一項の改正後厚生年金保険法第四十四条の三第四項の規定に相当するものとして政令で定める規定）

第四十二条 平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法第四十六条第一項の改正後厚生年金保険法第四十四条の三第四項の規定に相当するものとして政令で定める規定は、次のとおりとする。

一 なお効力を有する改正前国共済法第七十八条の二第四項

二 なお効力を有する改正前地共済法第八十条の二第四項

三 なお効力を有する改正前私学共済法第二十五条において準用する例による改正前国共済法第七十八条の二第四項

四 平成十三年統合法附則第十六条第十三項において準用する厚生年金保険法第四十四条の三第四項

（平成二十四年一元化法附則第十四条第二項の規定の適用範囲）

第四十三条 平成二十四年一元化法附則第十四条第二項の規定は、同条第一項に規定する受給権者が、厚生

年金保険の被保険者（第一号厚生年金被保険者に限る。）であつて施行日前から引き続き当該被保険者の資格を有するもの又は七十歳以上の使用される者（組合員たる七十歳以上の者及び教職員等たる七十歳以上の者を除く。）であつて施行日前から引き続き同一の厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所において同法第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当するもの（第四十五条第二項及び第四十七条第二項において「継続第一号厚生年金被保険者等」という。）である場合に適用するものとする。

（平成二十四年一元化法附則第十四条第二項及び第三項の規定の適用の特例）

第四十四条 次の各号に掲げる規定に規定する受給権者であつて、厚生年金保険の被保険者（施行日前から引き続き旧適用法人等適用事業所被保険者又は農林漁業団体等適用事業所被保険者である者に限る。）又は七十歳以上の使用される者（施行日前から引き続き七十歳以上の旧適用法人等適用事業所に使用される者又は七十歳以上の農林漁業団体等適用事業所に使用される者である者に限る。）であるものについて当該各号に定める規定を適用する場合においては、当該各号に定める規定中「の規定の」とあるのは「及び附則第十一条第一項の規定の」と、「同条第一項」とあるのは「改正後厚生年金保険法第四十六条第一項

」とする。

一 平成二十四年一元化法附則第十四条第一項 同条第二項

二 次条第一項 同条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第二項

三 第四十七条第一項 同条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第二項

2 次の表の上欄に掲げる法令の規定に規定する受給権者について同表の中欄に掲げる場合においては、同表の下欄に掲げる規定中「の規定の」とあるのは「及び附則第十一条第一項の規定の」と、「同条第一項」とあるのは「改正後厚生年金保険法第四十六条第一項」とする。

平成二十四年一元化法附則第十四条第一項	平成二十四年一元化法附則第十四条第三項の規定により同条第一項及び第二項の規定の例による場合	平成二十四年一元化法附則第十四条第三項の規定によりその例によることとされる同条第二項
次条第一項	次条第三項の規定により同条第一項及び第二項の規定の例による場合	次条第三項の規定によりその例によることとされる同条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則

		第十四条第二項
第四十七条第一項	第四十七条第三項の規定により同条第一項及び第二項の規定の例による場合	第四十七条第三項の規定によりその例によることとされる同条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第二項

（老齢厚生年金の受給権者であつて改正前国共済年金のうち改正前国共済法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金等の受給権者であるものに係る老齢厚生年金の支給停止に関する特例）

第四十五条 厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権者であつて、次に掲げる年金たる給付の受給権者（昭和二十五年十月二日以後に生まれた者であつて、六十五歳に達しているものに限る。）であるものについては、平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定を準用する。

- 一 改正前国共済年金のうち改正前国共済法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金
- 二 改正前国共済年金のうち退職共済年金（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものに限る。）

三 旧国共済法による退職年金又は減額退職年金

四 改正前地共済年金のうち改正前地共済法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金

五 旧地共済法による退職年金又は減額退職年金

六 改正前私学共済年金のうち改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金

七 旧私学共済法による退職年金又は減額退職年金

八 移行退職共済年金

九 移行農林年金のうち退職年金又は減額退職年金

2 平成二十四年一元化法附則第十四条第二項の規定は、前項の場合（同項に規定する受給権者が継続第一号厚生年金被保険者等である場合に限り、同項第二号及び第八号に掲げる年金たる給付の受給権者である場合を除く。）について準用する。

3 第一項に規定する受給権者（継続組合員等）に限り、同項第二号及び第八号に掲げる年金たる給付の受給権者を除く。）について、改正後厚生年金保険法第四十六条第一項の規定を適用する場合には、前

二項の規定の例による。

（継続組合員等である施行日以後に支給事由の生じた改正後厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権者であつて施行日前において支給事由の生じた改正前厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権者であるものに係る平成二十四年一元化法附則第十四条第二項の規定の準用）

第四十六条 施行日以後に支給事由の生じた改正後厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権者であつて、施行日前において支給事由の生じた改正前厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権者（継続組合員等に限る。）であるものについて、改正後厚生年金保険法第七十八条の二十九の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法第四十六条第一項の規定を適用する場合には、平成二十四年一元化法附則第十四条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「の規定の」とあるのは「及び附則第十一条第一項の規定の」と、「前項の規定により読み替えられた同条第一項」とあるのは「改正後厚生年金保険法第七十八条の二十九の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法第四十六条第一項」と、「当該老齢厚生年金」とあるのは「一の期間（改正後厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する一の期間をいう。）に係る被保険者期間を計算の基礎とする老齢厚生年金」と読み替えるものとする。

（旧厚生年金保険法による老齡年金等の受給権者に係る平成二十四年一元化法附則第十四条の規定の準用）

第四十七条 旧厚生年金保険法による老齡年金及び旧船員保険法による老齡年金の受給権者（平成二十四年一元化法附則第十六条第二項に規定する者を除く。）であつて、第四十条第一項各号に掲げる年金たる給付の受給権者であるものについて、これらの老齡年金を昭和六十年改正法附則第七十八条第六項（昭和六十年改正法附則第八十七条第七項において準用する場合を含む。）の規定により厚生年金保険法第四十二条の規定による老齡厚生年金とみなして改正後厚生年金保険法第四十六条第一項の規定を適用する場合においては、平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定を準用する。

2 平成二十四年一元化法附則第十四条第二項の規定は、前項の場合（同項に規定する受給権者が継続第一号厚生年金被保険者等である場合に限る。）について準用する。

3 第一項に規定する受給権者（継続組合員等に限る。）について、改正後厚生年金保険法第四十六条第一項の規定を適用する場合においては、前二項の規定の例による。

（平成二十四年一元化法附則第十五条第一項の政令で定める年金たる給付）

第四十八条 平成二十四年一元化法附則第十五条第一項の政令で定める年金たる給付は、次のとおりとする。

一 改正前国共済年金のうち改正前国共済法附則第十二条の三、第十二条の六の二第三項及び第十二条の八の規定による退職共済年金（当該退職共済年金について、国共済在職支給停止規定（退職共済年金の受給権者が平成二十七年国共済経過措置政令第十八条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項に規定する被保険者等である日が属する月において適用される同項その他の当該退職共済年金の支給の停止に関する規定をいう。）により支給を停止する額を計算する場合において、その計算の基礎となる基本月額に十二を乗じて得た額に相当する部分に限る。）

二 旧国共済法による退職年金又は減額退職年金（次号に掲げる年金たる給付を除く。）（その受給権者が第二号厚生年金被保険者又は第三号厚生年金被保険者であるときは、当該退職年金又は減額退職年金の額のうちその算定の基礎となっている旧国共済施行日前期間を基礎としてなお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四の二第二項、国共済施行法第十一条並びに昭和六十年国共済改正法附則第九条及び第十五条の規定の例により算定した額（減額退職年金にあつては、その算定した額から、当該減額退職年金の給付事由となった退職の理由及び当該減額退職年金の支給が開始されたときのその者の年齢に応じ、平成二十七年国共済経過措置政令第五十条第一項に定める額を控除した額）に相当する部分に

限り、その受給権者が第一号厚生年金被保険者若しくは第四号厚生年金被保険者又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員であるときは、当該退職年金又は減額退職年金の額に百分の九十を乗じて得た額に相当する部分に限る。）

三 旧国共済法による退職年金又は減額退職年金（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものに限る。）（その受給権者が第一号厚生年金被保険者（旧適用法人等適用事業所被保険者に限る。）であるときは、当該退職年金又は減額退職年金の額のうちその算定の基礎となっている旧適用法人施行日前期間を基礎として平成九年経過措置政令第二十三条第一項の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四の二第二項、平成九年経過措置政令第二十三条第二項の規定により読み替えられた国共済施行法第十一条並びに昭和六十年国共済改正法附則第九条及び第十五条の規定の例により算定した額（減額退職年金にあつては、その算定した額から、当該減額退職年金の給付事由となつた退職の理由及び当該減額退職年金の支給が開始されたときのその者の年齢に応じ、平成二十七年国共済経過措置政令第五十条第一項に定める額を控除した額）に相当する部分に限り、その受給権者が第一号厚生年金被保険者（旧適用法人等適用

事業所被保険者を除く。）、第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者若しくは第四号厚生年金被保険者又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員であるときは、当該退職年金又は減額退職年金の額に百分の九十を乗じて得た額に相当する部分に限る。）

四 改正前地共済年金のうち改正前地共済法附則第十九条、第二十四条の二第三項及び第二十六条の規定による退職共済年金（当該退職共済年金について、地共済在職支給停止規定（退職共済年金の受給権者が平成二十七年地共済経過措置政令第十七条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項に規定する被保険者等である日が属する月において適用される同項その他の当該退職共済年金の支給の停止に関する規定をいう。）により支給を停止する額を計算する場合において、その計算の基礎となる基本月額に十二を乗じて得た額に相当する部分に限る。）

五 旧地共済法による退職年金又は減額退職年金（その受給権者が第二号厚生年金被保険者又は第三号厚生年金被保険者であるときは、当該退職年金又は減額退職年金の額のうちその算定の基礎となっている旧地共済施行日前期間を基礎としてなお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項（第三号を除く。）、地共済施行法第十三条並びに昭和六十年地共済改正法附則第八条及び第十五条の規定の例

により算定した額（減額退職年金にあつては、その算定した額から、当該減額退職年金の給付事由となつた退職の理由及び当該減額退職年金の支給が開始されたときのその者の年齢に応じ、平成二十七年地共済経過措置政令第四十八条第一項に定める額を控除した額）に相当する部分に限り、その受給権者が第一号厚生年金被保険者若しくは第四号厚生年金被保険者又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員であるときは、当該退職年金又は減額退職年金の額に百分の九十を乗じて得た額に相当する部分に限る。）

六 改正前私学共済年金のうち改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の三、第十二条の六の二第三項及び第十二条の八の規定による退職共済年金（当該退職共済年金について、私学共済在職支給停止規定（退職共済年金の受給権者が私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年国共済経過措置政令第十八条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項に規定する被保険者等である日が属する月において適用される同項その他の当該退職共済年金の支給の停止に関する規定をいう。）により支給を停止する額を計算する場合において、その計算の基礎となる基本月額に十二を乗じて得た額に相当する部分

に限る。)

七 旧私学共済法による退職年金又は減額退職年金（その受給権者が第四号厚生年金被保険者であるときは、当該退職年金又は減額退職年金の額のうちその算定の基礎となっている旧私立学校教職員共済加入者期間を基礎としてなお効力を有する改正前私学共済法第二十五条において準用する例による改正前国共済法附則第十二条の四の二第二項、沖縄特別措置令第三十五条、昭和六十年私学共済改正法附則第四条及び私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第十五条の規定の例により算定した額（減額退職年金にあつては、その算定した額から、当該減額退職年金の給付事由となった退職の理由及び当該減額退職年金の支給が開始されたときのその者の年齢に応じ、私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年国共済経過措置政令第五十条第一項に定める額を控除した額）に相当する部分に限り、その受給権者が第一号厚生年金被保険者、第二号厚生年金被保険者若しくは第三号厚生年金被保険者又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員であるときは、当該退職年金又は減額退職年金の額に百分の九十を乗じて得た額に相当する部分に限る。）

八 移行退職共済年金（平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法附則第七条又は第十三条の規定による退職共済年金に限り、当該移行退職共済年金について、農林共済在職支給停止規定（移行退職共済年金の受給権者が平成十四年経過措置政令第二十三条第一項の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十一条第一項に規定する被保険者等である日が属する月において適用される同項その他の当該移行退職共済年金の支給の停止に関する規定をいう。）により支給を停止する額を計算する場合において、その計算の基礎となる基本月額に十二を乗じて得た額に相当する部分に限る。）

九 移行農林年金のうち退職年金又は減額退職年金（その受給権者が第一号厚生年金被保険者（農林漁業団体等適用事業所被保険者に限る。）であるときは、当該退職年金又は減額退職年金の額のうちその算定の基礎となっている旧農林共済組合員期間を基礎として平成十四年経過措置政令第十四条第一項の規定により読み替えられた平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法附則第九条第二項（第三号を除く。）並びに平成十四年経過措置政令第十四条第二項の規定により読み替えられた平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力

を有するものとされた廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十四条及び第十五条の規定の例により算定した額（減額退職年金にあつては、その算定した額から、当該減額退職年金の給付事由となつた退職の理由及び当該減額退職年金の支給が開始されたときのその者の年齢に応じ、平成十三年統合法附則第十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十一年農林共済改正政令附則第五十一条第三項に定める額を控除した額）に相当する部分に限り、その受給権者が第一号厚生年金被保険者（農林漁業団体等適用事業所被保険者を除く。）、第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者若しくは第四号厚生年金被保険者又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員であるときは、当該退職年金又は減額退職年金の額に百分の九十を乗じて得た額に相当する部分に限る。）

（平成二十四年一元化法附則第十五条第二項の政令で定める規定）

第四十九条 平成二十四年一元化法附則第十五条第二項（第五十一条第二項（同条第三項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）、第五十三条第二項（同条第三項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）、第五十五条第二項（同条第三項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）、第五十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第五十七条第一項（同条第二

項において準用する場合を含む。）及び第五十八条第二項（同条第三項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）において準用する場合を含む。次項において同じ。）の政令で定める規定は、改正後厚生年金保険法第四十六条第一項並びに附則第七条の五、第十一条第一項及び第五項、第十一条の二、第十一条の三並びに第十一条の四第二項及び第三項、厚生年金保険法附則第十一条の六並びに改正後厚生年金保険法附則第十三条の六（第三項を除く。）並びに改正後平成六年改正法附則第二十一条（改正後平成六年改正法附則第二十二条において準用する場合を含む。）、第二十四条第四項及び第五項並びに第二十六条とする。

2 平成二十四年一元化法附則第十五条第二項に規定する調整前特例支給停止額については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、前項に規定する規定の適用があるものとした場合に支給を停止するものとされる部分に相当する額に当該各号に定める額に相当する額を含まないものとして計算した額とする。

一 改正後厚生年金保険法附則第十一条の二の規定の適用があるものとした場合 同条第一項に規定する基本支給停止額

二 改正後厚生年金保険法附則第十一条の四第二項及び第三項の規定の適用があるものとした場合 同条

第二項に規定する厚生年金保険法附則第九条の二第二項第一号に規定する額

三 厚生年金保険法附則第十一条の六第一項の規定の適用があるものとした場合 改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第一項に規定する基本支給停止額

四 厚生年金保険法附則第十一条の六第四項の規定の適用があるものとした場合 同項に規定する厚生年金保険法附則第九条の二第二項第一号に規定する額

五 改正後平成六年改正法附則第二十四条第四項及び第五項の規定の適用があるものとした場合 同条第四項に規定する厚生年金保険法附則第九条の二第二項第一号に規定する額

六 改正後平成六年改正法附則第二十六条第三項の規定の適用があるものとした場合 同項に規定する厚生年金保険法附則第九条の二第二項第一号に規定する額

（平成二十四年一元化法附則第十五条第二項の規定の適用範囲）

第五十条 平成二十四年一元化法附則第十五条第二項の規定は、同条第一項に規定する受給権者が、厚生年金保険の被保険者（第一号厚生年金被保険者に限る。）であって施行日前から引き続き当該被保険者の資格を有するもの（次条第二項、第五十三条第二項、第五十五条第二項及び第五十八条第二項において「継

続第一号厚生年金被保険者」という。）である場合に適用するものとする。

（厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者であつて退職共済年金等の受給権者であるものに係る老齢厚生年金の厚生年金保険法の規定による支給停止に関する特例）

第五十一条 厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者であつて、第四十八条各号に掲げる年金たる給付の受給権者（昭和二十五年十月二日から昭和三十年十月一日までの間に生まれた者に限る。）であるものについて、平成二十四年一元化法附則第十五条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条、改正後厚生年金保険法附則第十一条の二、第十一条の三並びに第十一条の四第二項及び第三項並びに厚生年金保険法附則第十一条の六の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる法令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

平成二十四年一元化法附則第十五条第一項の規定により読み替	受給権者	受給権者（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号。以下この項において「
------------------------------	------	--

えられた改正後 厚生年金保険法 附則第十一条第 一項		
改正後厚生年金 保険法附則第十	被用者年金制度の一元化 等を図るための厚生年金 保険法等の一部を改正す る法律（平成二十四年法 律第六十三号）附則第十 五条第一項の政令で定め る年金たる給付	
受給権者	受給権者（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生 年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年	平成二十七年経過措置政令「<u>第四十八条各号</u> に掲げる年金たる給付の受給権者（昭和二十五年十月二 日から昭和三十年十月一日までの間に生まれた者に限る 。）に限る。）

一条の二第二項		と当該老齢厚生年金	第四項に	を十二	改正後厚生年金 保険法附則第十
金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号。以下この条から附則第十一條の六までにおいて「平成二十七年経過措置政令」という。）第四十八條各号に掲げる年金たる給付の受給権者（昭和二十五年十月二日から昭和三十年十月一日までの間に生まれた者に限る。）に限る。次項において同じ。）	と老齢厚生年金等の額の合計額（当該老齢厚生年金	次項及び第四項に	と平成二十七年経過措置政令第四十八條各号に掲げる年金たる給付の額との合計額をいう。）を十二	報酬比例部分の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額に十二	

一条の二第二項		
改正後厚生年金 保険法附則第十 一条の三第一項	受給権者	受給権者（平成二十七年経過措置政令第四十八条各号に掲げる年金たる給付の受給権者（昭和二十五年十月二日から昭和三十年十月一日までの間に生まれた者に限る。）に限る。）
	と老齢厚生年金 を十二	と老齢厚生年金等の額の合計額（老齢厚生年金と平成二十七年経過措置政令第四十八条各号に掲げる年金たる給付の額との合計額をいう。）を十二
	に十二	に当該老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額に十二
改正後厚生年金 保険法附則第十 一条の四第二項	受給権者	受給権者（平成二十七年経過措置政令第四十八条各号に掲げる年金たる給付の受給権者（昭和二十五年十月二日から昭和三十年十月一日までの間に生まれた者に限る。）

		()に限る。)
厚生年金保険法 附則第十一条の 六第一項（同条 第八項において 準用する場合を 含む。）	の受給権者	の受給権者（平成二十七年経過措置政令第四十八条各号 に掲げる年金たる給付の受給権者（昭和二十五年十月二 日から昭和三十年十月一日までの間に生まれた者に限る 。 ）に限る。）
	附則第十一条及び第十一 条の二	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法 等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号 。 以下この項において「平成二十四年一元化法」という 。 ）附則第十五条第一項の規定により読み替えられた附 則第十一条及び附則第十一条の二
	附則第十一条又は第十一 条の二	平成二十四年一元化法附則第十五条第一項の規定により 読み替えられた附則第十一条又は附則第十一条の二
	十二	平成二十四年一元化法附則第十五条第一項の規定により

	厚生年金保険法 附則第十一条の 六第二項（同条 第八項において 準用する場合を 含む。）
	の受給権者
読み替えられた附則第十一条の規定を適用した場合にお ける当該老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を同条 第一項の規定による基本月額で除して得た数又は附則第 十一条の二の規定を適用した場合における同条第一項の 規定による当該老齢厚生年金に係る報酬比例部分の額を 十二で除して得た額を同項の規定による基本月額で除し て得た数を乗じて得た額に十二	の受給権者（平成二十七年経過措置政令第四十八条各号 に掲げる年金たる給付の受給権者（昭和二十五年十月二 日から昭和三十年十月一日までの間に生まれた者に限る 。）に限る。第四項において同じ。） 同条の規定を適用した場合における同条第一項の規定に よる当該老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を同項

厚生年金保険法 附則第十一条の 六第四項（同条 第八項において 準用する場合を 含む。）	十二	の規定による基本月額で除して得た数を乗じて得た額に 十二
		附則第十一条の四第二項及び第三項の規定を適用した場 合における当該老齢厚生年金の額（同条第二項の規定に より同項に規定する報酬比例部分等の額につき適用する 場合における附則第十一条の三第一項の規定による老齢 厚生年金の額とする。）を十二で除して得た額を附則第 十一条の三第一項の規定による基本月額で除して得た数 を乗じて得た額に十二

2 平成二十四年一元化法附則第十五条第二項の規定は、前項の場合（同項に規定する受給権者が継続第一

号厚生年金被保険者である場合に限る。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる
法令の規定を適用するときは、同条第二項中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字
句に読み替えるものとする。

前項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第二項及び第二項	同項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項各号	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号。以下この項において「平成二十七年経過措置政令」という。）第五十一条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第二項各号
前項の規定により読み替えられた同条第一項の		平成二十七年経過措置政令第五十一条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第一項の
当該老齢厚生年金	報酬比例部分	
数を乗じて得た額	数を乗じて得た額と平成二十七年経過措置政令第五十一条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保	

同項の規定により読み替 えられた改正後厚生年金 保険法附則第十一条第一 項各号	前項の規定により読み替 えられた同条第一項の	当該老齢厚生年金 数に乗じて得た額
--	---------------------------	----------------------

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号。以下この項において「平成二十七年経過措置政令」という。）第五十一条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第二項各号	平成二十七年経過措置政令第五十一条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第一項の報酬比例部分
--	--

		前項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の三第一項
	前項の規定により読み替えられた同条第一項各号	同項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項各号
險法附則第十一条の二第一項に規定する基本支給停止額との合計額	平成二十七年経過措置政令第五十一条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第二項各号	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号。以下この項において「平成二十七年経過措置政令」という。）第五十一条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の三第一項各号
前項の規定により読み替	前項の規定により読み替	前項の規定により読み替

	えられた同条第一項の	り読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の 三第一項の
前項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の四第二項	前項の規定により読み替えられた同条第一項各号	平成二十七年経過措置政令第五十一条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の 三第一項各号
	同項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項各号	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号。以下この項において「平成二十七年経過措置政令」という。）第五十一条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の四第二項に規定する当該老齢厚生年金に係る報酬比例部分等の額（以下この項において「報酬比例部分等の額

	前項の規定により読み替えられた同条第一項各号	報酬比例部分等の額につき平成二十七年経過措置政令第五十一条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の三の規定を適用して計算した場合における同条第一項各号
前項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の六第一項（厚生年金保険法附則第十一条の六）の規定により読み替えられた同条第一項の規定による総報酬月額相当額と基本月額	同項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項各号に定める額が、前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による総報酬月額相当額と基本月額	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号。以下この項において「平成二十七年経過措置政令」という。）第五十一条第一項の規定により読み替えられた前項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の規定を適用した場合における同条第一項各号に定める額又は平成二十七年経過措置政令第五十一条第一項の規定により読み替えられ

含む。
）

た改正後厚生年金保険法附則第十一条の二の規定を適用した場合における同条第二項各号に定める額と平成二十七年経過措置政令第五十一条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法附則第十一条の六第一項各号（厚生年金保険法附則第十一条の六第八項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に掲げる場合に応じた平成二十七年経過措置政令第五十一条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法附則第十一条の六第一項各号に定める額（その額に六分の十五を乗じて得た額に当該受給権者に係る標準報酬月額を加えた額が雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十条第一項第二号に規定する支給限度額（以下この項において「支給限度額」という。）を超えるときは、支給

限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額に十五分の六を乗じて得た額。以下この項において同じ。）との合計額が、平成二十七年経過措置政令第五十一条第一項の規定により読み替えられた前項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の規定を適用した場合における同条第一項の規定による総報酬月額相当額及び基本月額又は平成二十七年経過措置政令第五十一条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の二の規定を適用した場合における同条第一項の規定による総報酬月額相当額及び基本月額と雇用保険法の規定による高年齢雇用継続基本給付金（以下この項において「高年齢雇用継続基本給付金」という。）及び高年齢再就職給付金（以下この項において「高

年齢再就職給付金」という。）に相当する額（当該受給権者に係る標準報酬月額が、みなし賃金日額（当該受給権者が高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けることができる場合における同法第六十一条第一項、第三項及び第四項の規定によるみなし賃金日額をいう。以下この項において同じ。）又は賃金日額（当該受給権者が高年齢再就職給付金の支給を受けることができる場合における同法第六十一条の二第一項の賃金日額をいう。以下この項において同じ。）に三十を乗じて得た額の百分の六十に相当する額未満であるときは、当該標準報酬月額に百分の十五を乗じて得た額とし、当該標準報酬月額が、みなし賃金日額又は賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の六十一に相当する額以上であるときは、みなし賃金

	日額又は賃金日額に三十を乗じて得た額に対するみなし賃金日額又は賃金日額の割合が逡増する程度に応じ、百分の十五から一定の割合で逡減するように厚生労働省令で定める率を乗じて得た額とする。ただし、その額に当該標準報酬月額を加えた額が支給限度額を超えるときは、当該支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額とする。）
特例支給停止相当額に十二を乗じて得た額に平成二十七年経過措置政令第五十一条第一項の規定により読み替えられた前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による当該老齢厚生年金の額を十二で除して得た額	特例支給停止相当額に十二を乗じて得た額に平成二十七年経過措置政令第五十一条第一項の規定により読み替えられた前項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の規定を適用した場合における同条第一項の規定による当該老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を同項の規定による基本月額で除して得た数を

を当該基本月額で除して 得た数を乗じて得た額	乗じて得た額又は平成二十七年経過措置政令第五十一条 第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険 法附則第十一条の二の規定を適用した場合における同条 第一項に規定する基本支給停止額と特例支給停止相当額 に十二を乗じて得た額に平成二十七年経過措置政令第五 十一条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年 金保険法附則第十一条の二の規定を適用した場合におけ る同条第一項の規定による当該老齢厚生年金に係る報酬 比例部分の額を十二で除して得た額を同項の規定による 基本月額で除して得た数を乗じて得た額との合計額
前項の規定により読み替 えられた同条第一項各号 に定める額	平成二十七年経過措置政令第五十一条第一項の規定によ り読み替えられた前項の規定により読み替えられた改正 後厚生年金保険法附則第十一条の規定を適用した場合に

	低い額に十二を乗じて得た額に前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による当該老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を当該基本月
おける同条第一項各号に定める額又は平成二十七年経過措置政令第五十一条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の二の規定を適用した場合における同条第二項各号に定める額と平成二十七年経過措置政令第五十一条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法附則第十一条の六第一項各号に掲げる場合に応じた同項各号に定める額との合計額	低い額に十二を乗じて得た額に平成二十七年経過措置政令第五十一条第一項の規定により読み替えられた前項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の規定を適用した場合における同条第一項の規定による当該老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を同項の規定による基本月額で除して得た数を乗じて得た額

	前項の規定により読み替えられ
額で除して得た数を乗じて得た額	同項の規定により読み替えられた改正後厚生年金
又は平成二十七年経過措置政令第五十一条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の二の規定を適用した場合における同条第一項に規定する基本支給停止額と特例支給停止相当額又は特定支給停止相当額のいずれか低い額に十二を乗じて得た額に平成二十七年経過措置政令第五十一条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の二の規定を適用した場合における同条第一項の規定による当該老齢厚生年金に係る報酬比例部分の額を十二で除して得た額を同項の規定による基本月額で除して得た数を乗じて得た額との合計額	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保

た厚生年金保険 法附則第十一条 の六第二項（厚 生年金保険法附 則第十一条の六 第八項において 準用する場合を 含む。）	保険法附則第十一条第一 項各号に定める額が、前 項の規定により読み替え られた同条第一項の規定 による総報酬月額相当額 と基本月額	険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年 政令第三百四十三号。以下この項において「平成二十七 年経過措置政令」という。）第五十一条第一項の規定に より読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条 の三の規定を適用した場合における同条第一項各号に定 める額と平成二十七年経過措置政令第五十一条第一項の 規定により読み替えられた厚生年金保険法附則第十一条 の六第一項各号（厚生年金保険法附則第十一条の六第八 項において準用する場合を含む。以下この項において同 じ。）に掲げる場合に応じた平成二十七年経過措置政令 第五十一条第一項の規定により読み替えられた厚生年金 保険法附則第十一条の六第一項各号に定める額（その額 に六分の十五を乗じて得た額に当該受給権者に係る標準
---	--	---

報酬月額を加えた額が雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条第一項第二号に規定する支給限度額（以下この項において「支給限度額」という。）を超えるときは、支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額に十五分の六を乗じて得た額。以下この項において同じ。）との合計額が、平成二十七年経過措置政令第五十一条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の三の規定を適用した場合における同条第一項の規定による総報酬月額相当額と基本月額に雇用保険法の規定による高年齢雇用継続基本給付金（以下この項において「高年齢雇用継続基本給付金」という。）及び高年齢再就職給付金（以下この項において「高年齢再就職給付金」という。）に相当する額（当該

受給権者に係る標準報酬月額が、みなし賃金日額（当該受給権者が高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けることができる場合における同法第六十一条第一項、第三項及び第四項の規定によるみなし賃金日額をいう。以下この項において同じ。）又は賃金日額（当該受給権者が高年齢再就職給付金の支給を受けることができる場合における同法第六十一条の二第一項の賃金日額をいう。以下この項において同じ。）に三十を乗じて得た額の百分の六十一に相当する額未満であるときは、当該標準報酬月額に百分の十五を乗じて得た額とし、当該標準報酬月額が、みなし賃金日額又は賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の六十一に相当する額以上であるときは、みなし賃金日額又は賃金日額に三十を乗じて得た額に対するみ

	なし賃金日額又は賃金日額の割合が逡増する程度に応じ、百分の十五から一定の割合で逡減するように厚生労働省令で定める率を乗じて得た額とする。ただし、その額に当該標準報酬月額を加えた額が支給限度額を超えるときは、当該支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額とする。）を加算した額
前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による当該老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を当該	平成二十七年経過措置政令第五十一条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の三の規定を適用した場合における同条第一項の規定による当該老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を同項の規定による
前項の規定により読み替えられた同条第一項各号	平成二十七年経過措置政令第五十一条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の

	に定める額	三の規定を適用した場合における同条第一項各号に定める額と平成二十七年経過措置政令第五十一条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法附則第十一条の六第一項各号に掲げる場合に応じた同項各号に定める額との合計額
前項の規定により読み替えられた厚生年金保険法附則第十一条の六第四項（厚生年金保険法附則第十一条の六）	同項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項各号に定める額が、前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による総報酬月額相当額	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号。以下この項において「平成二十七年経過措置政令」という。）第五十一条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の四第二項及び第三項の規定を適用した場合における同条第二項の規定により同項に規定する当該老齢厚生年金
第八項において	と基本月額	

準用する場合を

含む。）

に係る報酬比例部分等の額（以下この項において「報酬比例部分等の額」という。）につき適用する場合における平成二十七年経過措置政令第五十一条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の三第一項各号に定める額と平成二十七年経過措置政令第五十一条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法附則第十一条の六第一項各号（厚生年金保険法附則第十一条の六第八項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に掲げる場合に応じた平成二十七年経過措置政令第五十一条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法附則第十一条の六第一項各号に定める額（その額に六分の十五を乗じて得た額に当該受給権者に係る標準報酬月額を加えた額が雇用保険法（

昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条第一項第二号に規定する支給限度額（以下この項において「支給限度額」という。）を超えるときは、支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額に十五分の六を乗じて得た額。以下この項において同じ。）との合計額が、平成二十七年経過措置政令第五十一条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の四第二項及び第三項の規定を適用した場合における平成二十七年経過措置政令第五十一条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の三第一項の規定による総報酬月額相当額と基本月額（報酬比例部分等の額につき適用する場合における平成二十七年経過措置政令第五十一条第一項の規定により読み替えられた改正

後厚生年金保険法附則第十一条の三第一項の規定による基本月額をいう。以下この項において同じ。）に雇用保険法の規定による高年齢雇用継続基本給付金（以下この項において「高年齢雇用継続基本給付金」という。）及び高年齢再就職給付金（以下この項において「高年齢再就職給付金」という。）に相当する額（当該受給権者に係る標準報酬月額が、みなし賃金日額（当該受給権者が高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けることができる場合における同法第六十一条第一項、第三項及び第四項の規定によるみなし賃金日額をいう。以下この項において同じ。）又は賃金日額（当該受給権者が高年齢再就職給付金の支給を受けることができる場合における同法第六十一条の二第一項の賃金日額をいう。以下この項にお

特例支給停止相当額に十	
特例支給停止相当額に十二を乗じて得た額に平成二十七	いて同じ。）に三十を乗じて得た額の百分の六十一に相当する額未満であるときは、当該標準報酬月額に百分の十五を乗じて得た額とし、当該標準報酬月額が、みなし賃金日額又は賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の六十一に相当する額以上であるときは、みなし賃金日額又は賃金日額に三十を乗じて得た額に対するみなし賃金日額又は賃金日額の割合が逡増する程度に応じ、百分の十五から一定の割合で逡減するように厚生労働省令で定める率を乗じて得た額とする。ただし、その額に当該標準報酬月額を加えた額が支給限度額を超えるときは、当該支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額とする。 。）を加算した額

二を乗じて得た額に前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による当該老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を当該基本月額で除して得た数を乗じて得た額

年経過措置政令第五十一条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の四第二項及び第三項の規定を適用した場合における当該老齢厚生年金の額（報酬比例部分等の額につき適用する場合における平成二十七年経過措置政令第五十一条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の三第一項の規定による老齢厚生年金の額とする。以下この項において同じ。）を十二で除して得た額を当該基本月額で除して得た数を乗じて得た額と平成二十七年経過措置政令第五十一条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の四第二項に規定する当該老齢厚生年金に係る厚生年金保険法附則第九条の二第二項第一号に規定する額との合計額

前項の規定により読み替えられた同条第一項各号に定める額	報酬比例部分等の額につき適用する場合における平成二十七年経過措置政令第五十一条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の三第一項各号に定める額と平成二十七年経過措置政令第五十一条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法附則第十一条の六第一項各号に掲げる場合に応じた同項各号に定める額との合計額
低い額に十二を乗じて得た額に前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による当該老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を当該基本月	低い額に十二を乗じて得た額に平成二十七年経過措置政令第五十一条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の四第二項及び第三項の規定を適用した場合における当該老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を当該基本月額で除して得た数を乗じて得た額と同条第二項に規定する当該老齢厚生年金に係る

額で除して得た数を乗じて得た額	厚生年金保険法附則第九条の二第二項第一号に規定する額との合計額
-----------------	---------------------------------

3 第一項に規定する受給権者（継続組合員等に限る。）について、改正後厚生年金保険法附則第十一条の二、第十一条の三、第十一条の四第二項及び第三項並びに厚生年金保険法附則第十一条の六の規定を適用する場合においては、前二項の規定の例による。この場合において、前項の表前項の規定により読み替える

られた改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第二項及び第二項の項中

数を乗じて得た額	数 条 險 と
前項の規定により読み替えられた同条第一項各号	平 り 二

を乗じて得た額と平成二十七年経過措置政令第五十一

第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保
法附則第十一条の二第一項に規定する基本支給停止額
の合計額

とあるのは

前項の規定により読み替 えられた同条第一項各号	平成 り読
----------------------------	----------

成二十七年経過措置政令第五十一条第一項の規定によ

二第

読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の

第二項各号

二十七年経過措置政令第五十一条第一項の規定によ

み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の

と、同表前項の規定により読み替えられた厚生年

二項各号

金保険法附則第十一条の六第一項（厚生年金保険法附則第十一条の六第八項において準用する場合を含む

）。の項中「を乗じて得た額又は平成二十七年経過措置政令第五十一条第一項の規定により読み替えられ

た改正後厚生年金保険法附則第十一条の二の規定を適用した場合における同条第一項に規定する基本支給

停止額と特例支給停止相当額に十二を乗じて得た額に」とあるのは「又は」と、「得た額との合計額」とあるのは「得た額」と、「を乗じて得た額又は平成二十七年経過措置政令第五十一条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の二の規定を適用した場合における同条第一項に規定する基本支給停止額と特例支給停止相当額又は特定支給停止相当額のいずれか低い額に十二を乗じて得た額に」とあるのは「又は」とする。

4 厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者であつて、第四十八条各号に掲げる年金たる給付（次に掲げる年金たる給付（第五十三条第四項において「特例による退職共済年金」という。）に限る。）の受給権者（昭和三十年十月二日以後に生まれた者に限る。）であるものについては、第一項の規定を準用する。この場合において、同項の表平成二十四年一元化法附則第十五条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項の項中「の受給権者（昭和二十五年十月二日から昭和三十年十月一日までの間）」とあるのは「（平成二十七年経過措置政令第五十一条第四項に規定する特例による退職共済年金に限る。以下この項において同じ。）の受給権者（昭和三十年十月二日以後）」と、同表改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第一項の項中「の受給権者（昭和二十五年十月二日から

昭和三十年十月一日までの間」とあるのは、「（平成二十七年経過措置政令第五十一条第四項に規定する特例による退職共済年金に限る。以下この条から附則第十一条の六までにおいて同じ。）の受給権者（昭和三十年十月二日以後」と、同表改正後厚生年金保険法附則第十一条の三第一項の項中「昭和二十五年十月二日から昭和三十年十月一日までの間」とあるのは「昭和三十年十月二日以後」と、同表改正後厚生年金保険法附則第十一条の四第二項の項中「昭和二十五年十月二日から昭和三十年十月一日までの間」とあるのは「昭和三十年十月二日以後」と、同表厚生年金保険法附則第十一条の六第一項（同条第八項において準用する場合を含む。）の項中「昭和二十五年十月二日から昭和三十年十月一日までの間」とあるのは「昭和三十年十月二日以後」と、同表厚生年金保険法附則第十一条の六第二項（同条第八項において準用する場合を含む。）の項中「昭和二十五年十月二日から昭和三十年十月一日までの間」とあるのは「昭和三十年十月二日以後」と読み替えるものとする。

一 改正前国共済年金のうち改正前国共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金（なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の七の二第二項及び第三項の規定によりその額が算定されているものに限る。）及び改正前国共済法附則第十二条の八の規定による退職共済年金

二 改正前地共済年金のうち改正前地共済法附則第十九条の規定による退職共済年金（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十五条の二第二項及び第三項の規定によりその額が算定されているものに限る。）及び改正前地共済法附則第二十六条の規定による退職共済年金

三 改正前私学共済年金のうち改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金（なお効力を有する改正前私学共済法第二十五条において準用する例による改正前国共済法附則第十二条の七の二第二項及び第三項の規定によりその額が算定されているものに限る。）及び改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の八の規定による退職共済年金

四 平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法附則第七条の規定による退職共済年金（同項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法附則第十二条の二第二項及び第三項の規定によりその額が算定されているものに限る。）及び平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法附則第十三条第二項の規定による退職共済年金

第五十二条 前条第一項に規定する受給権者（継続組合員等であつて、障害者・長期加入者の老齢厚生年金の受給権者であるものに限る。次項において同じ。）について、同条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第一項及び第二項の規定を適用する場合（前条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十五条第二項の規定により老齢厚生年金の支給が停止される場合を除く。）においては、前条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第一項の規定にかかわらず、同項に規定する基本支給停止額に相当する部分の支給を停止せず、同条第二項に規定する支給停止基準額は、当該基本支給停止額を含まないものとして計算した額とする。

2 前条第一項に規定する受給権者について、同項の規定により読み替えられた厚生年金保険法附則第十一条の六第一項の規定を適用する場合（前条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十五条第二項の規定により老齢厚生年金の支給が停止される場合を除く。）においては、前条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の二の規定を適用した場合における同条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する基本支給停止額に相当する部分の支給を停止せず、同条第二項に規定する支給停止基準額は、当該基本支給停止額を含まないものとして計算した額とする。

（厚生年金保険法附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者であつて退職共済年金等の受給権者であるものに係る老齢厚生年金の支給停止に関する特例）

第五十三条 厚生年金保険法附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者であつて、第四十八条各号に掲げる年金たる給付の受給権者（昭和二十五年十月二日から昭和三十年十月一日までの間に生まれた者に限る。）であるものについて、改正後厚生年金保険法附則第十三条の六（第三項を除く。）の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	に限る	
		であつて、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号。以下この項及び第四項において「平成二十七年経過措置政令」という。）第四十八条各号に掲げる年金たる給付の受給権者（昭和二十

		第四項				
十二	の受給権者	に十二	において「基本月額	を十二	と老齢厚生年金	五年十月二日から昭和三十年十月一日までの間に生まれ た者に限る。）に限る
			及び第四項において「基本月額	と平成二十七年経過措置政令第四十八条各号に掲げる年 金たる給付の額との合計額をいう。）を十二	と老齢厚生年金等の額の合計額（老齢厚生年金	
			に当該老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月 額で除して得た数を乗じて得た額に十二			
			の受給権者（平成二十七年経過措置政令第四十八条各号 に掲げる年金たる給付の受給権者（昭和二十五年十月二 日から昭和三十年十月一日までの間に生まれた者に限る 。）に限る。）			
			当該老齢厚生年金の額（第四十四条第一項に規定する加			

額（第四十四条第一項に規定する加給年金額を除く。）	給年金額を除く。以下この項において同じ。）を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額に十二
額	

2 平成二十四年一元化法附則第十五条第二項の規定は、前項の場合（同項に規定する受給権者が継続第一

号厚生年金被保険者である場合に限る。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十三条の六（第三項を除く。）の規定を適用するときは、平成二十四年一元化法附則第十五条第二項中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項	同項の規定により読み替えられた改正後厚生年金	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保
-----	------------------------	--

第四項			
	保険法附則第十一条第一項各号	前項の規定により読み替えられた同条第一項の	前項の規定により読み替えられた同条第一項各号
	除給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号。以下この項において「平成二十七年経過措置政令」という。）第五十三条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十三条の六第一項各号	平成二十七年経過措置政令第五十三条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十三条の六第一項の	平成二十七年経過措置政令第五十三条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十三条の六第一項各号
	同項の規定により読み替えられた改正後厚生年金	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保	

保険法附則第十一条第一
項各号に定める額が、前
項の規定により読み替え
られた同条第一項の規定
による総報酬月額相当額
と基本月額

険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年
政令第三百四十三号。以下この項において「平成二十七
年経過措置政令」という。）第五十三条第一項の規定に
より読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十三条
の六第一項の規定を適用した場合における同項各号に定
める額と平成二十七年経過措置政令第五十三条第一項の
規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第
十三条の六第四項各号（改正後厚生年金保険法附則第十
三条の六第八項において準用する場合を含む。以下この
項において同じ。）に掲げる場合に応じた平成二十七年
経過措置政令第五十三条第一項の規定により読み替えら
れた改正後厚生年金保険法附則第十三条の六第四項各号
に定める額（その額に六分の十五を乗じて得た額に当該

受給権者に係る標準報酬月額を加えた額が雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条第一項第二号に規定する支給限度額（以下この項において「支給限度額」という。）を超えるときは、支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額に十五分の六を乗じて得た額。以下この項において同じ。）との合計額が、平成二十七年経過措置政令第五十三条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十三条の六第一項の規定を適用した場合における同項の規定による総報酬月額相当額と基本月額に雇用保険法の規定による高年齢雇用継続基本給付金（以下この項において「高年齢雇用継続基本給付金」という。）及び高年齢再就職給付金（以下この項において「高年齢再就職給付金」という。）

に相当する額（当該受給権者に係る標準報酬月額が、みなし賃金日額（当該受給権者が高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けることができる場合における同法第六十一条第一項、第三項及び第四項の規定によるみなし賃金日額をいう。以下この項において同じ。）又は賃金日額（当該受給権者が高年齢再就職給付金の支給を受けることができる場合における同法第六十一条の二第一項の賃金日額をいう。以下この項において同じ。）に三十を乗じて得た額の百分の六十一に相当する額未満であるときは、当該標準報酬月額に百分の十五を乗じて得た額とし、当該標準報酬月額が、みなし賃金日額又は賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の六十一に相当する額以上であるときは、みなし賃金日額又は賃金日額に三十を乗じ

	て得た額に対するみなし賃金日額又は賃金日額の割合が 逡増する程度に応じ、百分の十五から一定の割合で逡減 するように厚生労働省令で定める率を乗じて得た額とす る。ただし、その額に当該標準報酬月額を加えた額が支 給限度額を超えるときは、当該支給限度額から当該標準 報酬月額を減じて得た額とする。）を加算した額
前項の規定により読み替 えられた同条第一項の規 定による当該老齢厚生年 金の額を十二で除して得 た額を当該	平成二十七年経過措置政令第五十三条第一項の規定によ り読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十三条の 六第一項の規定を適用した場合における同項の規定によ る当該老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を同項の 規定による
前項の規定により読み替 えられた同条第一項各号	平成二十七年経過措置政令第五十三条第一項の規定によ り読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十三条の

	に定める額
六第一項の規定を適用した場合における同項各号に定める額と平成二十七年経過措置政令第五十三条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十三条の六第四項各号に掲げる場合に応じた同項各号に定める額との合計額	

3 第一項に規定する受給権者（継続組合員等に限る。）について、改正後厚生年金保険法附則第十三条の六（第三項を除く。）の規定を適用する場合には、前二項の規定の例による。

4 厚生年金保険法附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者であつて、第四十八条各号に掲げる年金たる給付（特例による退職共済年金に限る。）の受給権者（昭和三十年十月二日以後に生まれたる者であつて、六十五歳に達していないものに限る。）であるものについては、第一項の規定を準用する。この場合において、同項の表第一項の項中「の受給権者（昭和二十五年十月二日から昭和三十年十月一日までの間」とあるのは「（平成二十七年経過措置政令第五十一条第四項に規定する特例による退職共済年金に限る。以下この項及び第四項において同じ。）の受給権者（昭和三十年十月二日以後」と、同

表第四項の項中「昭和二十五年十月二日から昭和三十年十月一日までの間」とあるのは「昭和三十年十月二日以後」と読み替えるものとする。

第五十四条 前条第一項に規定する受給権者（継続組合員等であつて、厚生年金保険法附則第十三条の五第一項に規定する繰上げ調整額（以下この条において「繰上げ調整額」という。）が加算された老齢厚生年金（同法附則第八条の二第三項に規定する者であることにより繰上げ調整額が加算されているものを除く。）の受給権者であるものに限る。）については、改正後厚生年金保険法附則第十三条の五第六項の規定は、適用しない。

（厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者であつて退職共済年金等の受給権者であるものに係る老齢厚生年金の改正後平成六年改正法の規定による支給停止に関する特例）

第五十五条 厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者であつて、第四十八条各号に掲げる年金たる給付の受給権者（昭和二十五年十月二日から昭和三十年十月一日までの間に生まれた者に限る。）であるものについて、改正後平成六年改正法附則第二十一条（改正後平成六年改正法附則第二十条において準用する場合を含む。）、第二十四条第四項及び第五項並びに第二十六条の規定を適用する

場合においては、次の表の上欄に掲げる改正後平成六年改正法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第二十一条	受給権者	受給権者（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号。以下この項、第二十四条第四項及び第二十六条第一項において「平成二十七年経過措置政令」という。）第四十八条各号に掲げる年金たる給付の受給権者（昭和二十五年十月二日から昭和三十年十月一日までの間に生まれた者に限る。）に限る。
第一項（改正後平成六年改正法附則第二十二條において準用する場合を含む。）		
と老齢厚生年金	と老齢厚生年金等の額の合計額（老齢厚生年金	
を十二	と平成二十七年経過措置政令第四十八条各号に掲げる年	

	に十二	金たる給付の額との合計額をいう。)を十二に当該老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額に十二
附則第二十四条第四項	)の受給権者	)の受給権者(平成二十七年経過措置政令第四十八条各号に掲げる年金たる給付の受給権者(昭和二十五年十月二日から昭和三十年十月一日までの間に生まれた者に限る。)に限る。)
附則第二十六条第一項(同条第九項において準用する場合を含む。)	の受給権者	の受給権者(平成二十七年経過措置政令第四十八条各号に掲げる年金たる給付の受給権者(昭和二十五年十月二日から昭和三十年十月一日までの間に生まれた者に限る。)に限る。)
	十二	附則第二十一条の規定を適用した場合における同条第一項の規定による当該老齢厚生年金の額を十二で除して得

	附則第二十六条 第三項（同条第九項において準用する場合を含む。）		
	十二		
		た額を同項の規定による基本月額で除して得た数を乗じて得た額に十二 附則第二十四条第四項及び第五項の規定を適用した場合における老齢厚生年金の額（同条第四項の規定により同項に規定する報酬比例部分等の額につき適用する場合における附則第二十一条第一項の規定による老齢厚生年金の額とする。以下この項において同じ。）を十二で除して得た額を附則第二十四条第四項及び第五項の規定を適用した場合における基本月額（同条第四項の規定により同項に規定する報酬比例部分等の額につき適用する場合における附則第二十一条第一項の規定による基本月額をいう。）で除して得た数を乗じて得た額に十二	

2 平成二十四年一元化法附則第十五条第二項の規定は、前項の場合（同項に規定する受給権者が継続第一

号厚生年金被保険者である場合に限る。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる法令の規定を適用するときは、同条第二項中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

前項の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十一条第一項	同項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項各号	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号。以下この項において「平成二十七年経過措置政令」という。）第五十五条第一項の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法（附則第九十条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）をいう。以下この項において同じ。）附則第二十一条（改正後平成六年改正法附則第二十二條において準用する場合を含む。以下この
（改正後平成六年改正法附則第二十二條において準用する場合を含む。）		

	前項の規定により読み替 えられた同条第一項の	平成二十七年経過措置政令第五十五条第一項の規定によ り読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十一条 第一項の	項において同じ。）第一項各号
	前項の規定により読み替 えられた同条第一項各号	平成二十七年経過措置政令第五十五条第一項の規定によ り読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十一条 第一項各号	
前項の規定によ り読み替えられ た改正後平成六 年改正法附則第 二十四条第四項	同項の規定により読み替 えられた改正後厚生年金 保険法附則第十一条第一 項各号	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法 等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保 険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年 政令第三百四十三号。以下この項において「平成二十七 年経過措置政令」という。）第五十五条第一項の規定に より読み替えられた改正後平成六年改正法（附則第九十	

前項の規定により読み替	
報酬比例部分等の額につき平成二十七年経過措置政令第	条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）をいう。以下この項において同じ。）附則第二十四条第四項に規定する当該老齢厚生年金に係る報酬比例部分等の額（以下この項において「報酬比例部分等の額」という。）につき平成二十七年経過措置政令第五十五条第一項の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十一条（改正後平成六年改正法附則第二十二条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定を適用して計算した場合における平成二十七年経過措置政令第五十五条第一項の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十一条第一項各号

	えられた	
前項の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十六条第一項	同項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項各号に定める額が、前項の規定により読み替え	数に乗じて得た額
五十五条第一項の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十一条の規定を適用して計算した場合における		数に乗じて得た額と平成二十七年経過措置政令第五十五条第一項の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十四条第四項に規定する当該老齢厚生年金に係る厚生年金保険法附則第九条の二第二項第一号に規定する額との合計額 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号。以下この項において「平成二十七年経過措置政令」という。）第五十五条第一項の規定に

(改正後平成六年改正法附則第二十六条第九項において準用する場合を含む。	(改正後平成六年改正法(附則第九十条の規定による総報酬月額相当額と基本月額	より読み替えられた改正後平成六年改正法(附則第九十条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号)をいう。以下この項において同じ。)附則第二十一条(改正後平成六年改正法附則第二十二条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定を適用した場合における平成二十七年経過措置政令第五十五条第一項の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十一条第一項各号に定める額と平成二十七年経過措置政令第五十五条第一項の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十六条第一項各号(改正後平成六年改正法附則第二十六条第八項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に掲げる場合に応じた平成二
--	--	--

十七年経過措置政令第五十五条第一項の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十六条第一項各号に定める額（その額に六分の十五を乗じて得た額に当該受給権者に係る標準報酬月額を加えた額が雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条第一項第二号に規定する支給限度額（以下この項において「支給限度額」という。）を超えるときは、支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額に十五分の六を乗じて得た額。以下この項において同じ。）との合計額が、平成二十七年経過措置政令第五十五条第一項の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十一条の規定を適用した場合における同条第一項の規定による総報酬月額相当額と基本月額に雇用保険法の規定による高年

齢雇用継続基本給付金（以下この項において「高年齢雇用継続基本給付金」という。）及び高年齢再就職給付金（以下この項において「高年齢再就職給付金」という。）に相当する額（当該受給権者に係る標準報酬月額が、みなし賃金日額（当該受給権者が高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けることができる場合における同法第六十一条第一項、第三項及び第四項の規定によるみなし賃金日額をいう。以下この項において同じ。）又は賃金日額（当該受給権者が高年齢再就職給付金の支給を受けることができる場合における同法第六十一条の二第一項の賃金日額をいう。以下この項において同じ。）に三十を乗じて得た額の百分の六十一に相当する額未満であるときは、当該標準報酬月額に百分の十五を乗じて得た額と

	し、当該標準報酬月額が、みなし賃金月額又は賃金月額に三十を乗じて得た額の百分の六十一に相当する額以上であるときは、みなし賃金月額又は賃金月額に三十を乗じて得た額に対するみなし賃金月額又は賃金月額の割合が逡増する程度に応じ、百分の十五から一定の割合で逡減するように厚生労働省令で定める率を乗じて得た額とする。ただし、その額に当該標準報酬月額を加えた額が支給限度額を超えるときは、当該支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額とする。）を加算した額
前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による当該老齢厚生年金の額を十二で除して得	平成二十七年経過措置政令第五十五条第一項の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十一条の規定を適用した場合における同条第一項の規定による当該老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を同項の規

	た額を当該 前項の規定により読み替えられた同条第一項各号に定める額		定による 平成二十七年経過措置政令第五十五条第一項の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十一条の規定を適用した場合における同条第一項各号に定める額と平成二十七年経過措置政令第五十五条第一項の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十六条第一項各号に掲げる場合に応じた同項各号に定める額との合計額
前項の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十六条第三項	同項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項各号に定める額が、前項の規定により読み替え	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号。以下この項において「平成二十七年経過措置政令」という。）第五十五条第一項の規定に	

(改正後平成六年改正法附則第二十六条第九項において準用する場合を含む。	(改正後平成六年改正法附則第二十六条第九項と基本月額	より読み替えられた改正後平成六年改正法（附則第九十条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）をいう。以下この項において同じ。）附則第二十四条第四項及び第五項の規定を適用した場合における同条第四項の規定により同項に規定する当該老齢厚生年金に係る報酬比例部分等の額（以下この項において「報酬比例部分等の額」という。）につき適用する場合における平成二十七年経過措置政令第五十五条第一項の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十一条（改正後平成六年改正法附則第二十二條において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）第一項各号に定める額と平成二十七年経過措置政令第五十五条第一項の規定により読み替えら
--	-----------------------------------	--

れた改正後平成六年改正法附則第二十六条第一項各号（改正後平成六年改正法附則第二十六条第八項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に掲げる場合に応じた平成二十七年経過措置政令第五十五条第一項の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十六条第一項各号に定める額（その額に六分の十五を乗じて得た額に当該受給権者に係る標準報酬月額を加えた額が雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条第一項第二号に規定する支給限度額（以下この項において「支給限度額」という。）を超えるときは、支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額に十五分の六を乗じて得た額。以下この項において同じ。）との合計額が、平成二十七年経過措置政令第五十五条

第一項の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十四条第四項及び第五項の規定を適用した場合における平成二十七年経過措置政令第五十五条第一項の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十一条第一項の規定による総報酬月額相当額と基本月額（報酬比例部分等の額につき適用する場合における平成二十七年経過措置政令第五十五条第一項の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十一条第一項の規定による基本月額をいう。以下この項において同じ。）に雇用保険法の規定による高年齢雇用継続基本給付金（以下この項において「高年齢雇用継続基本給付金」という。）及び高年齢再就職給付金（以下この項において「高年齢再就職給付金」という。）に相当する

額（当該受給権者に係る標準報酬月額が、みなし賃金日額（当該受給権者が高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けることができる場合における同法第六十一条第一項、第三項及び第四項の規定によるみなし賃金日額をいう。以下この項において同じ。）又は賃金日額（当該受給権者が高年齢再就職給付金の支給を受けることができる場合における同法第六十一条の二第一項の賃金日額をいう。以下この項において同じ。）に三十を乗じて得た額の百分の六十一に相当する額未満であるときは、当該標準報酬月額に百分の十五を乗じて得た額とし、当該標準報酬月額が、みなし賃金日額又は賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の六十一に相当する額以上であるときは、みなし賃金日額又は賃金日額に三十を乗じて得た額に

	特例支給停止相当額に十二を乗じて得た額に前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による当該老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を当該基本月額で除して
対するみなし賃金日額又は賃金日額の割合が逡増する程度に応じ、百分の十五から一定の割合で逡減するように厚生労働省令で定める率を乗じて得た額とする。ただし、その額に当該標準報酬月額を加えた額が支給限度額を超えるときは、当該支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額とする。）を加算した額	特例支給停止相当額に十二を乗じて得た額に平成二十七年経過措置政令第五十五条第一項の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十四条第四項及び第五項の規定を適用した場合における当該老齢厚生年金の額（報酬比例部分等の額につき適用する場合における平成二十七年経過措置政令第五十五条第一項の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十一条

得た数を乗じて得た額	
第一項の規定による老齢厚生年金の額とする。以下この項において同じ。）を十二で除して得た額を当該基本月額で除して得た数を乗じて得た額と平成二十七年経過措置政令第五十五条第一項の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十四条第四項に規定する当該老齢厚生年金に係る厚生年金保険法附則第九条の二第二項第一号に規定する額との合計額	前項の規定により読み替えられた同条第一項各号に定める額 報酬比例部分等の額につき適用する場合における平成二十七年経過措置政令第五十五条第一項の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十一条第一項各号に定める額と平成二十七年経過措置政令第五十五条第一項の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十六条第一項各号に掲げる場合に応じた同項

低い額に十二を乗じて得た額に前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による当該老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を当該基本月額で除して得た数を乗じて得た額	
各号に定める額との合計額	低い額に十二を乗じて得た額に平成二十七年経過措置政令第五十五条第一項の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十四条第四項及び第五項の規定を適用した場合における当該老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を当該基本月額で除して得た数を乗じて得た額と平成二十七年経過措置政令第五十五条第一項の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十四条第四項に規定する当該老齢厚生年金に係る厚生年金保険法附則第九条の二第二項第一号に規定する額との合計額

3 第一項に規定する受給権者（継続組合員等に限る。）について、改正後平成六年改正法附則第二十一条

（改正後平成六年改正法附則第二十二條において準用する場合を含む。）、第二十四条第四項及び第五項

並びに第二十六条の規定を適用する場合においては、前二項の規定の例による。

（継続組合員等である施行日以後に支給事由の生じた改正後厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権者であつて施行日前において支給事由の生じた改正前厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権者であるものに係る厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金の支給停止に関する特例）

第五十六条 施行日以後に支給事由の生じた改正後厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者であつて、施行日前において支給事由の生じた改正前厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権者（継続組合員等に限る。）であるものが受給権を有する当該同条の規定による老齢厚生年金について、改正後厚年令第八条の五第二項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第二十条第二項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条、改正後厚年令第八条の五第三項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の二、第十一条の三、第十一条の四第二項及び第三項並びに厚生年金保険法附則第十一条の六の規定並びに第七十二条の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十一条（第七十二条の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十二條において準用する場合を含む。）、第二十四条第四項及び第五項並びに第二十六条の規定を適用

する場合においては、平成二十四年一元化法附則第十五条第二項の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる法令の規定を適用するときは、同項中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

改正後厚生年令第八条の五第二項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第二十条第二項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附	同項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項各号に定める額	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備に関する政令（平成二十七年政令第三百四十二号）第一条の規定による改正後の厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号。以下この項において「改正後厚生年令」という。）第八条の五第二項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第二十条第二項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項各号に定める額（当該各号において当該各号に規定する一の期間に基づく老齢厚生年金の額
---	---	---

改正後厚生令第	項 則第十一条第一			
同項の規定により読み替	前項の規定により読み替 えられた同条第一項各号	当該老齡厚生年金	前項の規定により読み替 えられた同条第一項の	
被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法	改正後厚生年金保険法附則第二十条第二項の規定に より読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条 第一項各号	改正後厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する一 の期間に基づく老齡厚生年金	改正後厚生年金保険法附則第二十条第二項の規定に より読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条 第一項の	を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じ ないで計算した額とする。以下この項において同じ。)

八条の五第三項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項各号に定める額 正後厚生年金保険法附則第十一条の二第一項及び第二項	えられた改正後厚生年金等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備に関する政令（平成二十七年政令第三百四十二号）第一条の規定による改正後の厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号。以下この項において「改正後厚生年令」という。）第八条の五第三項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第二項各号に定める額（当該各号において当該各号に規定する一の期間に基づく老齢厚生年金に係る報酬比例部分の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じないで計算した額とする。以下この項において同じ。）	前項の規定により読み替えられた同条第一項の	改正後厚生年令第八条の五第三項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第一項の
--	---	------------------------------	---

	当該老齢厚生年金	改正後厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する一の期間に基づく老齢厚生年金に係る報酬比例部分
	数を乗じて得た額	数を乗じて得た額と改正後厚生年令第八条の五第三項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十条の二第一項に規定する基本支給停止額との合計額
	前項の規定により読み替えられた同条第一項各号	改正後厚生年令第八条の五第三項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第二項各号
改正後厚生年令第八条の五第三項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項各号に定める額	同項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項各号に定める額	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備に関する政令（平成二十七年政令第三百四十二号）第一条の規定による改正後の厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号。以下この項において「改正後厚生年令」という。）第八条の五第三項の規定によ

条の三第一項		前項の規定により読み替 えられた同条第一項の	当該老齢厚生年金	前項の規定により読み替 えられた同条第一項各号	改正後厚生令第 八条の五第三項
り読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の 三第一項各号に定める額（当該各号において当該各号に 規定する一の期間に基づく老齢厚生年金の額を十二で除 して得た額を基本月額で除して得た数を乗じないで計算 した額とする。以下この項において同じ。）	改正後厚生令第八条の五第三項の規定により読み替えら れた改正後厚生年金保険法附則第十一条の三第一項の	改正後厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する一 の期間に基づく老齢厚生年金	改正後厚生令第八条の五第三項の規定により読み替えら れた改正後厚生年金保険法附則第十一条の三第一項各号	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法 等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政	

の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の四第二項	保険法附則第十一条第一項各号に定める額
令等の整備に関する政令（平成二十七年政令第三百四十二号）第一条の規定による改正後の厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号。以下この項において「改正後厚年令」という。）第八条の五第三項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の四第二項に規定する一の期間に基づく老齢厚生年金に係る報酬比例部分等の額（以下この項において「報酬比例部分等の額」という。）につき改正後厚年令第八条の五第三項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の三の規定を適用して計算した場合における同条第一項各号に定める額（当該各号において当該各号に規定する一の期間に基づく老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じない	

	前項の規定により読み替 えられた同条第一項の		当該老齢厚生年金	数を乗じて得た額	前項の規定により読み替
で計算した額とする。以下この項において同じ。）	報酬比例部分等の額につき改正後厚年令第八条の五第三 項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附 則第十一条の三の規定を適用して計算した場合における 同条第一項の	改正後厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する一 の期間に基づく老齢厚生年金	数を乗じて得た額と改正後厚年令第八条の五第三項の規 定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十 一条の四第二項に規定する一の期間に基づく老齢厚生年 金に係る厚生年金保険法附則第九条の二第二項第一号に 規定する額との合計額	報酬比例部分等の額につき改正後厚年令第八条の五第三	

	えられた同条第一項各号	項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の三の規定を適用して計算した場合における同条第一項各号
改正後厚年令第 八条の五第三項 の規定により読 み替えられた厚 生年金保険法附 則第十一条の六 第一項（厚生年 金保険法附則第 十一条の六第八 項において準用	同項の規定により読み替 えられた改正後厚生年金 保険法附則第十一条第一 項各号に定める額が、前 項の規定により読み替え られた同条第一項の規定 による総報酬月額相当額 と基本月額	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備に関する政令（平成二十七年政令第三百四十二号）第一条の規定による改正後の厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号。以下この項において「改正後厚年令」という。）第八条の五第二項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第二十条第二項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の規定を適用した場合における同条第一項各号に定める額（当該各号において当該各号に規定する

する場合を含む

。）

一の期間に基づく老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じないで計算した額とする。以下この項において同じ。）又は改正後厚年令第八条の五第三項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の二の規定を適用した場合における同条第二項各号に定める額（当該各号において当該各号に規定する一の期間に基づく老齢厚生年金に係る報酬比例部分の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じないで計算した額とする。以下この項において同じ。）と改正後厚年令第八条の五第三項の規定により読み替えられた厚生年金保険法附則第十一条の六第一項各号（厚生年金保険法附則第十一条の六第八項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。

）に掲げる場合に応じた改正後厚年令第八条の五第三項の規定により読み替えられた厚生年金保険法附則第十一条の六第一項各号に定める額（その額に六分の十五を乗じて得た額に当該受給権者に係る標準報酬月額を加えた額が雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十条第一項第二号に規定する支給限度額（以下この項において「支給限度額」という。）を超えるときは、支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額に十五分の六を乗じて得た額。以下この項において同じ。）との合計額が、改正後厚年令第八条の五第二項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第二十条第二項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の規定を適用した場合における同条第一項の規

定による総報酬月額相当額及び基本月額又は改正後厚生令第八条の五第三項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の二の規定を適用した場合における同条第一項の規定による総報酬月額相当額及び基本月額と雇用保険法の規定による高年齢雇用継続基本給付金（以下この項において「高年齢雇用継続基本給付金」という。）及び高年齢再就職給付金（以下この項において「高年齢再就職給付金」という。）に相当する額（当該受給権者に係る標準報酬月額が、みなし賃金日額（当該受給権者が高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けることができる場合における同法第六十一条第一項、第三項及び第四項の規定によるみなし賃金日額をいう。以下この項において同じ。）又は賃金日額（当該受給権

者が高年齢再就職給付金の支給を受けることができる場合における同法第六十一条の二第一項の賃金日額をいう。

以下この項において同じ。）に三十を乗じて得た額の百分の六十一に相当する額未満であるときは、当該標準報酬月額に百分の十五を乗じて得た額とし、当該標準報酬月額が、みなし賃金日額又は賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の六十一に相当する額以上であるときは、みなし賃金日額又は賃金日額に三十を乗じて得た額に対するみなし賃金日額又は賃金日額の割合が逡増する程度に応じ、百分の十五から一定の割合で逡減するように厚生労働省令で定める率を乗じて得た額とする。ただし、その額に当該標準報酬月額を加えた額が支給限度額を超えるときは、当該支給限度額から当該標準報酬月額を減

	じて得た額とする。)
特例支給停止相当額に十二を乗じて得た額に改正後厚生年金保険法附則第二十条第二項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の規定による改正後厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する一の期間に基 づく老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を同項の規定による基本月額で除して得た数乗じて得た額又は改正後厚生年金保険法附則第十一条の二の規定を適用した場合には同条第一項に規定する基本支給停止額と特例支給停止相当額に十二を乗じて得た額に改正後厚	特例支給停止相当額に十二を乗じて得た額に改正後厚生年金保険法附則第二十条第二項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第二十条第二項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の規定による改正後厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する一の期間に基 づく老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を同項の規定による基本月額で除して得た数乗じて得た額又は改正後厚生年金保険法附則第十一条の二の規定を適用した場合には同条第一項に規定する基本支給停止額と特例支給停止相当額に十二を乗じて得た額に改正後厚

	前項の規定により読み替 えられた同条第一項各号 に定める額
年令第八条の五第三項の規定により読み替えられた改正 後厚生年金保険法附則第十一条の二の規定を適用した場 合における同条第一項の規定による改正後厚生年金保険 法第七十八条の二十二に規定する一の期間に基づく老齢 厚生年金に係る報酬比例部分の額を十二で除して得た額 を同項の規定による基本月額で除して得た数を乗じて得 た額との合計額	改正後厚年令第八条の五第二項の規定により読み替えら れた改正後厚生年金保険法附則第二十条第二項の規定に より読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条 の規定を適用した場合における同条第一項各号に定める 額又は改正後厚年令第八条の五第三項の規定により読み 替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の二の規

	定を適用した場合における同条第二項各号に定める額と改正後厚年令第八条の五第三項の規定により読み替えられた厚生年金保険法附則第十一条の六第一項各号に掲げる場合に応じた同項各号に定める額との合計額
低い額に十二を乗じて得た額に前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による当該老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を当該基本月額で除して得た数に乗じて得た額	低い額に十二を乗じて得た額に改正後厚年令第八条の五第二項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第二十条第二項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の規定を適用した場合における同条第一項の規定による改正後厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する一の期間に基づく老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を同項の規定による基本月額で除して得た数に乗じて得た額又は改正後厚年令第八条の五第三項の規定により読み替えられた改正後厚生

	改正後厚生令第 八条の五第三項 の規定により読
	同項の規定により読み替 えられた改正後厚生年金 保険法附則第十一条第一
年金保険法附則第十一条の二の規定を適用した場合における同条第一項に規定する基本支給停止額と特例支給停止相当額又は特定支給停止相当額のいずれか低い額に十二を乗じて得た額に改正後厚生令第8条の五第三項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十条の二の規定を適用した場合における同条第一項の規定による改正後厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する一の期間に基づく老齢厚生年金に係る報酬比例部分の額を十二で除して得た額を同項の規定による基本月額で除して得た数を乗じて得た額との合計額 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備に関する政令（平成二十七年政令第三百四十	

み替えられた厚生年金保険法附則第十一条の六第二項（厚生年金保険法附則第十一条の六）	項各号に定める額が、前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による総報酬月額相当額と基本月額	二号）第一条の規定による改正後の厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第一百十号。以下この項において「改正後厚年令」という。）第八条の五第三項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の三の規定を適用した場合における同条第一項各号に定める額（当該各号において当該各号に規定する一の期間に基づく老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じないで計算した額とする。以下この項において同じ。）と改正後厚年令第八条の五第三項の規定により読み替えられた厚生年金保険法附則第十一条の六第一項各号（厚生年金保険法附則第十一条の六第八項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に掲げる場合に応じた改正後厚年令第八条の
---	---	--

五第三項の規定により読み替えられた厚生年金保険法附則第十一条の六第一項各号に定める額（その額に六分の十五を乗じて得た額に当該受給権者に係る標準報酬月額を加えた額が雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条第一項第二号に規定する支給限度額（以下この項において「支給限度額」という。）を超えるときは、支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額に十五分の六を乗じて得た額。以下この項において同じ。）との合計額が、改正後厚年令第八条の五第三項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の三の規定を適用した場合における同条第一項の規定による総報酬月額相当額と基本月額に雇用保険法の規定による高年齢雇用継続基本給付金（以下この項において

「高年齢雇用継続基本給付金」という。）及び高年齢再就職給付金（以下この項において「高年齢再就職給付金」という。）に相当する額（当該受給権者に係る標準報酬月額が、みなし賃金月額（当該受給権者が高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けることができる場合における同法第六十一条第一項、第三項及び第四項の規定によるみなし賃金月額をいう。以下この項において同じ。）又は賃金月額（当該受給権者が高年齢再就職給付金の支給を受けることができる場合における同法第六十一条の二第一項の賃金月額をいう。以下この項において同じ。）に三十を乗じて得た額の百分の六十一に相当する額未満であるときは、当該標準報酬月額に百分の十五を乗じて得た額とし、当該標準報酬月額が、みなし賃金月額又

	前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による当該老齢厚生年金の額を十二で除して得
は賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の六十一に相当する額以上であるときは、みなし賃金日額又は賃金日額に三十を乗じて得た額に対するみなし賃金日額又は賃金日額の割合が逡増する程度に応じ、百分の十五から一定の割合で逡減するように厚生労働省令で定める率を乗じて得た額とする。ただし、その額に当該標準報酬月額を加えた額が支給限度額を超えるときは、当該支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額とする。）を加算した額	改正後厚生令第八条の五第三項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の三の規定を適用した場合における同条第一項の規定による改正後厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する一の期間に基

た額を当該	前項の規定により読み替 えられた同条第一項各号 に定める額	改正後厚年令第八 条の五第三項の規 定により読み替え られた改正後厚生 年金保険法附則第 十一条の三の規定 を適用した場合に おける同条第一項 各号に定める額と 改正後厚年令第八 条の五第三項の規 定により読み替え られた厚生年金保 険法附則第十一条 の六第一項各号に 掲げる場合に応じ た同項各号に定め る額との合計額
づく老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を同項の規定による		被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備に関する政令（平成二十七年政令第三百四十二号）第一条の規定による改正後の厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号。以下この項において「
		令（昭和二十九年政令第百十号。以下この項において「

則第十一条の六 第四項（厚生年金 保険法附則第 十一条の六第八 項において準用 する場合を含む 。）		られた同条第一項の規定 による総報酬月額相当額 と基本月額	改正後厚年令」という。）第八条の五第三項の規定によ り読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の 四第二項及び第三項の規定を適用した場合における同条 第二項の規定により同項に規定する一の期間に基づく老 齡厚生年金に係る報酬比例部分等の額（以下この項にお いて「報酬比例部分等の額」という。）につき適用する 場合における改正後厚年令第八条の五第三項の規定によ り読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の 三第一項各号に定める額（当該各号において当該各号に 規定する一の期間に基づく老齡厚生年金の額を十二で除 して得た額を基本月額で除して得た数を乗じないで計算 した額とする。以下この項において同じ。）と改正後厚 年令第八条の五第三項の規定により読み替えられた厚生
---	--	--	--

年金保険法附則第十一条の六第一項各号（厚生年金保険法附則第十一条の六第八項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に掲げる場合に応じた改正後厚年令第八条の五第三項の規定により読み替えられた厚生年金保険法附則第十一条の六第一項各号に定められた厚生年金保険法附則第十一条の六第一項各号に定められた額（その額に六分の十五を乗じて得た額に当該受給権者に係る標準報酬月額を加えた額が雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条第一項第二号に規定する支給限度額（以下この項において「支給限度額」という。）を超えるときは、支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額に十五分の六を乗じて得た額。以下この項において同じ。）との合計額が、改正後厚年令第八条の五第三項の規定により読み替えられた改正後厚生年

金保険法附則第十一条の四第二項及び第三項の規定を適用した場合における改正後厚生年令第八条の五第三項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十条の三第一項の規定による総報酬月額相当額と基本月額（報酬比例部分等の額につき適用する場合における改正後厚生年令第八条の五第三項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の三第一項の規定による基本月額をいう。以下この項において同じ。）に雇用保険法の規定による高年齢雇用継続基本給付金（以下この項において「高年齢雇用継続基本給付金」という。）及び高年齢再就職給付金（以下この項において「高年齢再就職給付金」という。）に相当する額（当該受給権者に係る標準報酬月額が、みなし賃金日額（当該受給

権者が高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けることができる場合における同法第六十一条第一項、第三項及び第四項の規定によるみなし賃金日額をいう。以下この項において同じ。）又は賃金日額（当該受給権者が高年齢再就職給付金の支給を受けることができる場合における同法第六十一条の二第一項の賃金日額をいう。以下この項において同じ。）に三十を乗じて得た額の百分の六十に相当する額未満であるときは、当該標準報酬月額に百分の十五を乗じて得た額とし、当該標準報酬月額が、みなし賃金日額又は賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の六十一に相当する額以上であるときは、みなし賃金日額又は賃金日額に三十を乗じて得た額に対するみなし賃金日額又は賃金日額の割合が逡増する程度に応じ、百

	分の十五から一定の割合で通減するように厚生労働省令で定める率を乗じて得た額とする。ただし、その額に当該標準報酬月額を加えた額が支給限度額を超えるときは、当該支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額とする。）を加算した額
特例支給停止相当額に十二を乗じて得た額に改正後厚生年金保険法附則第十一条の四第二項及び第三項の規定を適用した場合における一の期間（改正後厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する一の期間をいう。以下この項において同じ。）に基づく老齢厚生年金の額（報酬比例部分等の額につき適用する場合における改正後厚生年金第八條の五第三項の規定により読み替えられた改	特例支給停止相当額に十二を乗じて得た額に改正後厚生年金保険法附則第十一条の四第二項及び第三項の規定を適用した場合における一の期間（改正後厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する一の期間をいう。以下この項において同じ。）に基づく老齢厚生年金の額（報酬比例部分等の額につき適用する場合における改正後厚生年金第八條の五第三項の規定により読み替えられた改

	前項の規定により読み替 えられた同条第一項各号 に定める額
正後厚生年金保険法附則第十一条の三第一項の規定によ る一の期間に基づく老齢厚生年金の額とする。以下この 項において同じ。）を十二で除して得た額を当該基本月 額で除して得た数を乗じて得た額と改正後厚年令第八条 の五第三項の規定により読み替えられた改正後厚生年金 保険法附則第十一条の四第二項に規定する一の期間に基 づく老齢厚生年金に係る厚生年金保険法附則第九条の二 第二項第一号に規定する額との合計額	報酬比例部分等の額につき適用する場合における改正後 厚年令第八条の五第三項の規定により読み替えられた改 正後厚生年金保険法附則第十一条の三第一項各号に定め る額と改正後厚年令第八条の五第三項の規定により読み 替えられた厚生年金保険法附則第十一条の六第一項各号

	低い額に十二を乗じて得た額に前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による当該老齡厚生年金の額を十二で除して得た額を当該基本月額で除して得た数に乗じて得た額	に掲げる場合に応じた同項各号に定める額との合計額 低い額に十二を乗じて得た額に改正後厚年令第八条の五第三項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の四第二項及び第三項の規定を適用した場合における一の期間に基づく老齡厚生年金の額を十二で除して得た額を当該基本月額で除して得た数に乗じて得た額と改正後厚年令第八条の五第三項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の四第二項に規定する一の期間に基づく老齡厚生年金に係る厚生年金保険法附則第九条の二第二項第一号に規定する額との合計額
第七十二条の規定により読み替	同項の規定により読み替えられた改正後厚生年金	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保

えられた改正後 平成六年改正法 附則第二十一条 第一項（第七十 二条の規定によ り読み替えられ た改正後平成六 年改正法附則第 二十二条におい て準用する場合 を含む。）	保険法附則第十一条第一 項各号に定める額	除給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年 政令第三百四十三号。以下この項において「平成二十七 年経過措置政令」という。）第七十二条の規定により読 み替えられた改正後平成六年改正法（附則第九十条の規 定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律（ 平成六年法律第九十五号）をいう。以下この項において 同じ。）附則第二十一条（平成二十七年経過措置政令第 七十二条の規定により読み替えられた改正後平成六年改 正法附則第二十二條において準用する場合を含む。以下 この項において同じ。）第一項各号に定める額（当該各 号において当該各号に規定する一の期間に基づく老齢厚 生年金の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得 た数を乗じないで計算した額とする。以下この項におい
---	-------------------------	--

第七十二条の規定により読み替えられた改正後 平成六年改正法				
	前項の規定により読み替えられた同条第一項の	当該老齢厚生年金	前項の規定により読み替えられた同条第一項各号	同項の規定により読み替えられた改正後厚生年金 保険法附則第十一条第一 項各号に定める額
	の	改正後厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する一の期間に基づく老齢厚生年金	平成二十七年経過措置政令第七十二条の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十一条第一項各号	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号。以下この項において「平成二十七

て同じ。）

附則第二十四条

第四項

年経過措置政令」という。）第七十二条の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法（附則第九十条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）をいう。以下この項において同じ。）附則第二十四条第四項に規定する一の期間に基づく老齢厚生年金に係る報酬比例部分等の額（以下この項において「報酬比例部分等の額」という。）につき平成二十七年経過措置政令第七十二条の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十一条（平成二十七年経過措置政令第七十二条の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十二條において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定を適用して計算した場合における平成二十七年経過措置政

	令第七十二条の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十一条第一項各号に定める額（当該各号において当該各号に規定する一の期間に基づく老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数に乗じないで計算した額とする。以下この項において同じ。）
前項の規定により読み替えられた	報酬比例部分等の額につき平成二十七年経過措置政令第七十二条の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十一条の規定を適用して計算した場合における
当該老齢厚生年金	改正後厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する一の期間に基づく老齢厚生年金
数に乗じて得た額	数に乗じて得た額と平成二十七年経過措置政令第七十二

		条の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十四条第四項に規定する一の期間に基づく老齢厚生年金に係る厚生年金保険法附則第九条の二第二項第一号に規定する額との合計額
第七十二条の規定により読み替えられた改正後えられた改正後平成六年改正法附則第二十六条第一項（改正後平成六年改正法附則第二十六条	同項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項各号に定める額が、前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による総報酬月額相当額と基本月額	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号。以下この項において「平成二十七年経過措置政令」という。）第七十二条の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法（附則第九十条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）をいう。以下この項において同じ。）附則第二十一条（平成二十七年経過措置政令第

準用する場合を

含む。)

七十二条の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十二条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定を適用した場合における平成二十七年経過措置政令第七十二条の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十一条第一項各号に定める額(当該各号において当該各号に規定する一の期間に基づく老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じないで計算した額とする。以下この項において同じ。)と平成二十七年経過措置政令第七十二条の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十六条第一項各号(改正後平成六年改正法附則第二十六条第八項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に掲げる場合に応

じた平成二十七年経過措置政令第七十二条の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十六条第一項各号に定める額（その額に六分の十五を乗じて得た額に当該受給権者に係る標準報酬月額を加えた額が雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条第一項第二号に規定する支給限度額（以下この項において「支給限度額」という。）を超えるときは、支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額に十五分の六を乗じて得た額。以下この項において同じ。）との合計額が、平成二十七年経過措置政令第七十二条の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十一条の規定を適用した場合における同条第一項の規定による総報酬月額相当額と基本月額に雇用保険法の規定による高年齢

雇用継続基本給付金（以下この項において「高年齢雇用継続基本給付金」という。）及び高年齢再就職給付金（以下この項において「高年齢再就職給付金」という。）に相当する額（当該受給権者に係る標準報酬月額が、みなし賃金日額（当該受給権者が高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けることができる場合における同法第六十一条第一項、第三項及び第四項の規定によるみなし賃金日額をいう。以下この項において同じ。）又は賃金日額（当該受給権者が高年齢再就職給付金の支給を受けることができる場合における同法第六十一条の賃金日額をいう。以下この項において同じ。）に三十を乗じて得た額の百分の六十一に相当する額未満であるときは、当該標準報酬月額に百分の十五を乗じて得た額とし

	、当該標準報酬月額が、みなし賃金日額又は賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の六十一に相当する額以上であるときは、みなし賃金日額又は賃金日額に三十を乗じて得た額に対するみなし賃金日額又は賃金日額の割合が逡増する程度に応じ、百分の十五から一定の割合で逡減するように厚生労働省令で定める率を乗じて得た額とする。ただし、その額に当該標準報酬月額を加えた額が支給限度額を超えるときは、当該支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額とする。）を加算した額
前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による当該老齢厚生年金の額を十二で除して得	平成二十七年経過措置政令第七十二条の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十一条の規定を適用した場合における同条第一項の規定による改正後厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する一の期間

た額を当該	前項の規定により読み替 えられた同条第一項各号 に定める額	
に基づく老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を同項 の規定による	平成二十七年経過措置政令第七十二条の規定により読み 替えられた改正後平成六年改正法附則第二十一条の規定 を適用した場合における同条第一項各号に定める額と平 成二十七年経過措置政令第七十二条の規定により読み替 えられた改正後平成六年改正法附則第二十六条第一項各 号に掲げる場合に応じた同項各号に定める額との合計額	第七十二条の規 定により読み替 えられた改正後 えられた改正後 平成六年改正法 附則第二十六条

第三項（改正後 平成六年改正法 附則第二十六条 第九項において 準用する場合を 含む。）	られた同条第一項の規定 による総報酬月額相当額 と基本月額 み替えられた改正後平成六年改正法（附則第九十条の規 定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律（ 平成六年法律第九十五号）をいう。以下この項において 同じ。）附則第二十四条第四項及び第五項の規定を適用 した場合における同条第四項の規定により同項に規定す る一の期間に基づく老齢厚生年金に係る報酬比例部分等 の額（以下この項において「報酬比例部分等の額」とい う。）につき適用する場合における平成二十七年経過措 置政令第七十二条の規定により読み替えられた改正後平 成六年改正法附則第二十一条（平成二十七年経過措置政 令第七十二条の規定により読み替えられた改正後平成六 年改正法附則第二十二條において準用する場合を含む。 以下この項において同じ。）第一項各号に定める額（当
---	---

該各号において当該各号に規定する一の期間に基づく老
齡厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額で除し
て得た数を乗じないで計算した額とする。以下この項に
おいて同じ。）と平成二十七年経過措置政令第七十二条
の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則
第二十六条第一項各号（改正後平成六年改正法附則第二
十六条第八項において準用する場合を含む。以下この項
において同じ。）に掲げる場合に応じた平成二十七年経
過措置政令第七十二条の規定により読み替えられた改正
後平成六年改正法附則第二十六条第一項各号に定める額
（その額に六分の十五を乗じて得た額に当該受給権者に
係る標準報酬月額を加えた額が雇用保険法（昭和四十九
年法律第百十六号）第六十一条第一項第二号に規定する

支給限度額（以下この項において「支給限度額」という。）を超えるときは、支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額に十五分の六を乗じて得た額。以下この項において同じ。）との合計額が、平成二十七年経過措置政令第七十二条の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十四条第四項及び第五項の規定を適用した場合における平成二十七年経過措置政令第七十二条の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十一条第一項の規定による総報酬月額相当額と基本月額（報酬比例部分等の額につき適用する場合における平成二十七年経過措置政令第七十二条の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十一条第一項の規定による基本月額をいう。以下この項において

同じ。)に雇用保険法の規定による高年齢雇用継続基本給付金(以下この項において「高年齢雇用継続基本給付金」という。)及び高年齢再就職給付金(以下この項において「高年齢再就職給付金」という。)に相当する額(当該受給権者に係る標準報酬月額が、みなし賃金日額(当該受給権者が高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けることができる場合における同法第六十一条第一項の賃金日額をいう。以下この項において同じ。)に三十を乗じて得た額の百分の六十一に相当する額未満であるときは、当該標準

特例支給停止相当額に十二を乗じて得た額に平成二十七年経過措置政令第七十二条の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十四条第四項及び第五項	報酬月額に百分の十五を乗じて得た額とし、当該標準報酬月額が、みなし賃金日額又は賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の六十一に相当する額以上であるときは、みなし賃金日額又は賃金日額に三十を乗じて得た額に対するみなし賃金日額又は賃金日額の割合が逡増する程度に応じ、百分の十五から一定の割合で逡減するように厚生労働省令で定める率を乗じて得た額とする。ただし、その額に当該標準報酬月額を加えた額が支給限度額を超えるときは、当該支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額とする。）を加算した額

れた同条第一項の規定に
よる当該老齢厚生年金の
額を十二で除して得た額
を当該基本月額で除して
得た数を乗じて得た額

の規定を適用した場合における一の期間（改正後厚生年
金保険法第七十八条の二十二に規定する一の期間をいう
。以下この項において同じ。）に基づく老齢厚生年金の
額（報酬比例部分等の額につき適用する場合における平
成二十七年経過措置政令第七十二条の規定により読み替
えられた改正後平成六年改正法附則第二十一条第一項の
規定による一の期間に基づく老齢厚生年金の額とする。
以下この項において同じ。）を十二で除して得た額を当
該基本月額で除して得た数を乗じて得た額と平成二十七
年経過措置政令第七十二条の規定により読み替えられた
改正後平成六年改正法附則第二十四条第四項に規定する
一の期間に基づく老齢厚生年金に係る厚生年金保険法附
則第九条の二第二項第一号に規定する額との合計額

前項の規定により読み替えられた同条第一項各号に定める額	報酬比例部分等の額につき適用する場合における平成二十七年経過措置政令第七十二条の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十一条第一項各号に定める額と平成二十七年経過措置政令第七十二条の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十六条第一項各号に掲げる場合に応じた同項各号に定める額との合計額
低い額に十二を乗じて得た額に前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による当該老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を当該基本月	低い額に十二を乗じて得た額に平成二十七年経過措置政令第七十二条の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十四条第四項及び第五項の規定を適用した場合における一の期間に基づく老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を当該基本月額で除して得た数を乗じて得た額と平成二十七年経過措置政令第七十二条の規

	額で除して得た数を乗じて得た額	定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十四条第四項に規定する一の期間に基づく老齢厚生年金に係る厚生年金保険法附則第九条の二第二項第一号に規定する額との合計額
--	-----------------	--

2 前項の規定は、施行日前において支給事由の生じた改正前厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者であつて、施行日以後に支給事由の生じた改正後厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権者（継続組合員等に限る。）であるものが受給権を有する当該同条の規定による老齢厚生年金について準用する。この場合において、前項の表改正後厚年令第八条の五第三項の規定により読み替えられ

た改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第二項及び第二項の項中

数を乗じて得た額		数を乗
前項の規定により読み替えられた同条第一項各号	改正後	一条の
えられた改	れた改	

じて得た額と改正後厚生年令第八条の五第三項の規 り読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十 二第一項に規定する基本支給停止額との合計額	
厚生年令第八条の五第三項の規定により読み替えら 正後厚生年金保険法附則第十一条の二第二項各号	

とあるのは

前項の規定により読み替 えられた同条第一項各号	
	改正後厚 れた改正

年令第八条の五第三項の規定により読み替えら 後厚生年金保険法附則第十一条の二第二項各号
--

と、同表改正後厚生年令第八条の五第三項の規定により

読み替えられた厚生年金保険法附則第十一条の六第一項（厚生年金保険法附則第十一条の六第八項におい
て準用する場合を含む。）の項中「を乗じて得た額又は改正後厚生年令第八条の五第三項の規定により読み
替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の二の規定を適用した場合における同条第一項に規定する
基本支給停止額と特例支給停止相当額に十二を乗じて得た額に」とあるのは「又は」と、「得た額との合
計額」とあるのは「得た額」と、「を乗じて得た額又は改正後厚生年令第八条の五第三項の規定により読み

替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の二の規定を適用した場合における同条第一項に規定する基本支給停止額と特例支給停止相当額又は特定支給停止相当額のいずれか低い額に十二を乗じて得た額に」とあるのは「又は」と読み替えるものとする。

（継続組合員等である施行日以後に支給事由の生じた改正後厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権者であつて施行日前において支給事由の生じた改正前厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権者であるものに係る厚生年金保険法附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の支給停止に関する特例）

第五十七条 施行日以後に支給事由の生じた改正後厚生年金保険法附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者であつて、施行日前において支給事由の生じた改正前厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権者（継続組合員等に限る。）であるものが受給権を有する当該同項の規定による老齢厚生年金について、改正後厚年令第八条の六第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十三条の六（第三項を除く。）の規定を適用する場合においては、平成二十四年一元化法附則第十五条第二項の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定を適用するとき、同項中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

改正後厚生年令第八 条の六第一項 の規定により読 み替えられた改 正後厚生年金保 険法附則第十三 条の六第一項	同項の規定により読み替 えられた改正後厚生年金 保険法附則第十一条第一 項各号に定める額	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法 等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政 令等の整備に関する政令（平成二十七年政令第三百四十 二号）第一条の規定による改正後の厚生年金保険法施行 令（昭和二十九年政令第百十号。以下この項において「 改正後厚生年令」という。）第八条の六第一項の規定によ り読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十三条の 六第一項各号に定める額（当該各号において当該各号に 規定する一の期間に基づく老齢厚生年金の額を十二で除 して得た額を基本月額で除して得た数を乗じないで計算 した額とする。以下この項において同じ。）
前項の規定により読み替 えられた同条第一項の	改正後厚生年令第八条の六第一項の規定により読み替えら れた改正後厚生年金保険法附則第十三条の六第一項の	

	当該老齢厚生年金 前項の規定により読み替えられた同条第一項各号	改正後厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する一の期間に基づく老齢厚生年金
改正後厚生年令第八条の六第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項各号に定める額が、前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による総報酬月額相当額と基本月額	同項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項各号に定める額が、前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による総報酬月額相当額と基本月額	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備に関する政令（平成二十七年政令第三百四十二号）第一条の規定による改正後の厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号。以下この項において「改正後厚生年令」という。）第八条の六第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十三条の六第一項の規定を適用した場合における同項各号に定める額（当該各号において当該各号に規定する一の期間に

基づく老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じないで計算した額とする。以下この項において同じ。」と改正後厚年令第八条の六第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十三条の六第四項各号（改正後厚生年金保険法附則第十三条の六第八項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に掲げる場合に応じた改正後厚年令第八条の六第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十三条の六第四項各号に定める額（その額に六分の十五を乗じて得た額に当該受給権者に係る標準報酬月額を加えた額が雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条第一項第二号に規定する支給限度額（以下この項において「支給限度額」とい

う。）を超えるときは、支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額に十五分の六を乗じて得た額。以下この項において同じ。）との合計額が、改正後厚生年令第八条の六第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十三条の六第一項の規定を適用した場合における同項の規定による総報酬月額相当額と基本月額に雇用保険法の規定による高年齢雇用継続基本給付金（以下この項において「高年齢雇用継続基本給付金」という。）及び高年齢再就職給付金（以下この項において「高年齢再就職給付金」という。）に相当する額（当該支給権者に係る標準報酬月額が、みなし賃金日額（当該受給権者が高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けることができる場合における同法第六十一条第一項、第三項及

び第四項の規定によるみなし賃金日額をいう。以下この項において同じ。）又は賃金日額（当該受給権者が高年齢再就職給付金の支給を受けることができる場合における同法第六十一条の二第一項の賃金日額をいう。以下この項において同じ。）に三十を乗じて得た額の百分の六十一に相当する額未満であるときは、当該標準報酬月額に百分の十五を乗じて得た額とし、当該標準報酬月額が、みなし賃金日額又は賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の六十一に相当する額以上であるときは、みなし賃金日額又は賃金日額に三十を乗じて得た額に対するみなし賃金日額又は賃金日額の割合が逓増する程度に応じ、百分の十五から一定の割合で逓減するように厚生労働省令で定める率を乗じて得た額とする。ただし、その額に

	前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による当該老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を当該	前項の規定により読み替えられた同条第一項各号に定める額
当該標準報酬月額を加えた額が支給限度額を超えるときは、当該支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額とする。）を加算した額	改正後厚年令第八条の六第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十三条の六第一項の規定を適用した場合における同項の規定による改正後厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する一の期間に基づく老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を同項の規定による	改正後厚年令第八条の六第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十三条の六第一項の規定を適用した場合における同項各号に定める額と改正後厚年令第八条の六第一項の規定により読み替えられた改

	正後厚生年金保険法附則第十三条の六第四項各号に掲げる場合に応じた同項各号に定める額との合計額
--	--

2 前項の規定は、施行日前において支給事由の生じた改正前厚生年金保険法附則第十三条の四第三項の規定による老齡厚生年金の受給権者であつて、施行日以後に支給事由の生じた改正後厚生年金保険法による老齡厚生年金の受給権者（継続組合員等に限る。）であるものが受給権を有する当該同項の規定による老齡厚生年金について準用する。

3 前項に規定する受給権者（施行日前において支給事由の生じた改正前厚生年金保険法附則第十三条の五第一項に規定する繰上げ調整額（以下この項において「繰上げ調整額」という。）が加算された老齡厚生年金（厚生年金保険法附則第八条の二第三項に規定する者であることにより繰上げ調整額が加算されているものを除く。以下この項において同じ。）の受給権者に限る。）が受給権を有する施行日前において支給事由の生じた繰上げ調整額が加算された老齡厚生年金については、改正後厚生年金保険法附則第十三条の五第六項の規定は、適用しない。

（旧厚生年金保険法による老齡年金等の受給権者に係る第五十五条第一項の規定の準用等）

第五十八条 旧厚生年金保険法による老齡年金及び旧船員保険法による老齡年金（第三項において「旧厚生年金保険法による老齡年金等」という。）の受給権者であつて、第四十八条各号に掲げる年金たる給付の受給権者であるものについて、これらの老齡年金を昭和六十年改正法附則第七十八条第六項（昭和六十年改正法附則第八十七条第七項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）の規定により厚生年金保険法附則第八条の規定による老齡厚生年金（改正後平成六年改正法附則第十八条の規定によりその額が計算されているものに限る。第三項において同じ。）とみなして改正後平成六年改正法附則第二十一条の規定を適用する場合においては、第五十五条第一項（同項の表附則第二十一条第一項（改正後平成六年改正法附則第二十二条において準用する場合を含む。）の項に係る部分に限る。）の規定を準用する。

2 平成二十四年一元化法附則第十五条第二項の規定は、前項の場合（同項に規定する受給権者が継続第一号厚生年金被保険者である場合に限る。）について準用する。この場合において、同条第二項中「同項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項各号」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号。以下この項において「平成二十七年

経過措置政令」という。）第五十八条第一項において準用する平成二十七年経過措置政令第五十五条第一項の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法（附則第九十条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）をいう。以下この項において同じ。）附則第二十一条第一項各号」と、「前項の規定により読み替えられた同条第一項の」とあるのは「平成二十七年経過措置政令第五十八条第一項において準用する平成二十七年経過措置政令第五十五条第一項の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十一条第一項の」と、「前項の規定により読み替えられた同条第一項各号」とあるのは「平成二十七年経過措置政令第五十八条第一項において準用する平成二十七年経過措置政令第五十五条第一項の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十一条第一項各号」と読み替えるものとする。

3 第一項に規定する受給権者（継続組合員等に限る。）について、旧厚生年金保険法による老齢年金等を昭和六十年改正法附則第七十八条第六項の規定により厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金とみなして改正後平成六年改正法附則第二十一条の規定を適用する場合には、前二項の規定の例による。

（平成二十四年一元化法附則第十六条において準用する平成二十四年一元化法附則第十三条第一項の規定の読替え）

第五十九条 平成二十四年一元化法附則第十六条第一項及び第二項において平成二十四年一元化法附則第十三条第一項の規定を準用する場合には、同項中「国家公務員共済組合の組合員、地方公務員共済組合の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者である者に限る。」である日が」とあるのは「同一の厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所において同法第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。」である日」と、「同項」とあるのは「改正後厚生年金保険法第四十六条第一項」と読み替えるものとする。

第四款 障害厚生年金及び障害手当金の支給要件に関する事項

（障害厚生年金の支給要件に関する経過措置）

第六十条 旧国家公務員共済被保険者期間中に初診日（改正前国共済法第八十一条第一項に規定する初診日をいう。次条第一項、第六十二条第一項、第六十三条第一項及び第六十四条第一項第一号において同じ。）がある傷病による障害（当該障害に係る改正前国共済法第八十一条第一項に規定する障害認定日が、施

行日前にある場合を除く。」について、厚生年金保険法第四十七条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「被保険者であつた者」とあるのは、「国家公務員共済組合の組合員であつた者（他の法令の規定により当該組合員であつた者とみなされたものを含むものとし、当該初診日が平成二十六年四月一日以後にある場合に限る。）とする。

2 旧地方公務員共済被保険者期間中に初診日（改正前地共済法第八十四条第一項に規定する初診日をいう。次条第二項、第六十二条第二項、第六十三条第二項及び第六十四条第一項第二号において同じ。）がある傷病による障害（当該障害に係る改正前地共済法第八十四条第一項に規定する障害認定日が、施行日前にある場合を除く。）について、厚生年金保険法第四十七条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「被保険者であつた者」とあるのは、「地方公務員共済組合の組合員であつた者（他の法令の規定により当該組合員であつた者とみなされたものを含むものとし、当該初診日が平成二十六年四月一日以後にある場合に限る。）とする。

3 旧私立学校教職員共済被保険者期間中に初診日（改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第八十一条第一項に規定する初診日をいう。次条第三項、第六十二条第三項、第六十三条第三項

及び第六十四条第一項第三号において同じ。）がある傷病による障害（当該障害に係る改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第八十一条第一項に規定する障害認定日が、施行日前にある場合を除く。）について、厚生年金保険法第四十七条第一項の規定を適用する場合には、同項中「被保険者であつた者」とあるのは、「私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者であつた者（他の法令の規定により当該加入者であつた者とみなされたものを含むものとし、当該初診日が平成二十六年四月一日以後にある場合に限る。）とする。

第六十一条 初診日（当該初診日が昭和六十一年四月一日以後にある場合に限る。）において国家公務員共済組合の組合員であつた者（他の法令の規定により当該組合員であつた者とみなされたものを含む。）又は同月一日前の旧国家公務員共済被保険者期間中に疾病にかかり、若しくは負傷した者（これらの者のうち同一の傷病による障害について施行日前に改正前国共済法による障害共済年金又は旧国共済法による障害年金の受給権を有していなかったものに限る。）が、施行日以後六十五歳に達する日の前日までの間において厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態に至ったときは、同法第四十七条の二第一項の規定に該当するものとして、同条の規定を適用する。

2 初診日（当該初診日が昭和六十一年四月一日以後にある場合に限る。）において地方公務員共済組合の組合員であつた者（他の法令の規定により当該組合員であつた者とみなされたものを含む。）又は同月一日前の旧地方公務員共済被保険者期間中に疾病にかかり、若しくは負傷した者（これらの者のうち同一の傷病による障害について施行日前に改正前地共済法による障害共済年金又は旧地共済法による障害年金の受給権を有していなかったものに限る。）が、施行日以後六十五歳に達する日の前日までの間において厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態に至ったときは、同法第四十七条の二第一項の規定に該当するものとして、同条の規定を適用する。

3 初診日（当該初診日が昭和六十一年四月一日以後にある場合に限る。）において私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者であつた者（他の法令の規定により当該加入者であつた者とみなされたものを含む。）又は同月一日前の旧私立学校教職員共済被保険者期間中に疾病にかかり、若しくは負傷した者（これらの者のうち同一の傷病による障害について施行日前に改正前私学共済法による障害共済年金又は旧私学共済法による障害年金の受給権を有していなかったものに限る。）が、施行日以後六十五歳に達する日の前日までの間において厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する障害等級に該

当する程度の障害の状態に至ったときは、同法第四十七条の二第一項の規定に該当するものとして、同条の規定を適用する。

4 前三項に規定する障害（昭和六十一年四月一日前に発した傷病によるものに限る。）であつて、次の表の上欄に掲げる期間中に発した同表の中欄に掲げる傷病によるものについて、厚生年金保険法第四十七条の二第二項において準用する同法第四十七条第一項ただし書の規定を適用する場合には、同項ただし書は、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

国家公務員共済組合の組合員であつた間		
昭和五十一年九月三十日までの間に発した傷病	昭和五十一年十月一日から昭和六十一年三月三十一日までの間に発した傷病	ただし、国家公務員共済組合の組合員となつて一年を経過する前に発した傷病による障害については、この限りでない。
		ただし、当該傷病が発する日前に国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第二条第一項の規定による廃止前の通算年金通則法（昭和三十六

		年法律第百八十一号）第四条第一項各号に掲げる期間を合算した期間が一年未満であるときは、この限りでない。
地方公務員共済組合の組合員（地方公務員等共済組合法附則第四条に規定する旧市町村職員共済組合の組合員及び昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第七十三号）による改正前の地方公務員等共	昭和五十一年九月三十日までの間に発した傷病	ただし、地方公務員共済組合の組合員（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）附則第四条に規定する旧市町村職員共済組合の組合員及び昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第七十三号）による改正前の地方公務員等共済組合法第百七十四条第一項の規定に基づく地方団体関係団体職員共済組合の組合員を含

私立学校教職員共済組合の組合員であつた間	済組合法第七十四条第一項の規定に基づく地方団体関係団体職員共済組合の組合員を含む。）であつた間
昭和三十七年一月一日から昭和五十一年九月三十日までの間に発した傷病	昭和五十一年十月一日から昭和六十一年三月三十一日までの間に発した傷病
ただし、私立学校教職員共済組合の組合員となつて一年を経過する前に発した傷病による障害については、この限りでない。	む。）となつて一年を経過する前に発した傷病による障害については、この限りでない。 ただし、当該傷病が発する日前に国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第二条第一項の規定による廃止前の通算年金通則法（昭和三十六年法律第八十一号）第四条第一項各号に掲げる期間を合算した期間が一年未満であるときは、この限りでない。

	国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第八十二号）附則第二条の規定に
昭和五十一年十月一日から昭和六十一年三月三十一日までの間に発した傷病	昭和五十一年九月三十日までの間に発した傷病
ただし、当該傷病が発する日前に国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第二条第一項の規定による廃止前の通算年金通則法（昭和三十六年法律第百八十一号）第四条第一項各号に掲げる期間を合算した期間が一年未満であるときは、この限りでない。	ただし、国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第八十二号）附則第二条の規定による廃止前の公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十

よる廃止前の公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三百三十四号）第三条第一項の規定により設けられた共済組合の組合員であつた間	昭和五十一年十月一日から昭和五十九年三月三十一日までの間に発した傷病（同日以前に退職した者に係るものに限る。）	四号）第三条第一項の規定により設けられた共済組合の組合員となつて二年を経過する前に発した傷病による障害については、この限りでない。
		ただし、当該傷病が発する日前に国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第二条第一項の規定による廃止前の通算年金通則法（昭和三十六年法律第百八十一号）第四条第一項各号に掲げる期間を合算した期間が二年未満であるときは、この限りでない。

5 前項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十七条の二第二項において準用する同法第四十七条第一項ただし書の規定を適用する場合においては、昭和六十年改正法附則第二条第一項の規定による廃

止前の通算年金通則法（昭和三十六年法律第百八十一号）第六条第一項及び第三項、第七条並びに第九条第一項の規定の例による。

第六十二条 旧国家公務員共済被保険者期間中に初診日がある傷病による障害について、厚生年金保険法第四十七条の三第一項の規定を適用する場合には、同項中「被保険者であつた者」とあるのは、「国家公務員共済組合の組合員であつた者（他の法令の規定により当該組合員であつた者とみなされたものを含む。）」とする。

2 旧地方公務員共済被保険者期間中に初診日がある傷病による障害について、厚生年金保険法第四十七条の三第一項の規定を適用する場合には、同項中「被保険者であつた者」とあるのは、「地方公務員共済組合の組合員であつた者（他の法令の規定により当該組合員であつた者とみなされたものを含む。）」とする。

3 旧私立学校教職員共済被保険者期間中に初診日がある傷病による障害について、厚生年金保険法第四十七条の三第一項の規定を適用する場合には、同項中「被保険者であつた者」とあるのは、「私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者であつた者（他の法令の規定により当該加

入者であつた者とみなされたものを含む。」とする。

(障害手当金の支給要件に関する経過措置)

第六十三条 旧国家公務員共済被保険者期間中に初診日がある傷病による障害について、厚生年金保険法第五十五条第一項の規定を適用する場合には、同項中「被保険者であつた者」とあるのは「国家公務員共済組合の組合員であつた者（他の法令の規定により当該組合員であつた者とみなされたものを含む。）」と、「支給する」とあるのは「支給する。ただし、当該傷病による障害について被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）の施行の日前に同法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）による障害一時金の受給権を有していたことがある者に係る当該傷病による障害については、この限りでない」とする。

2 旧地方公務員共済被保険者期間中に初診日がある傷病による障害について、厚生年金保険法第五十五条第一項の規定を適用する場合には、同項中「被保険者であつた者」とあるのは「地方公務員共済組合の組合員であつた者（他の法令の規定により当該組合員であつた者とみなされたものを含む。）」と、

「支給する」とあるのは「支給する。ただし、当該傷病による障害について被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）の施行の日前に同法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）による障害一時金の受給権を有していたことがある者に係る当該傷病による障害については、この限りでない」とする。

3 旧私立学校教職員共済被保険者期間中に初診日がある傷病による障害について、厚生年金保険法第五十条第一項の規定を適用する場合には、同項中「被保険者であつた者」とあるのは「私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（他の法令の規定により当該加入者であつた者とみなされたものを含む。）」と、「支給する」とあるのは「支給する。ただし、当該傷病による障害について被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）の施行の日前に同法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法による障害一時金の受給権を有していたことがある者に係る当該傷病による障害については、この限りでない」とする。

第五款 遺族厚生年金の支給要件に関する事項

（遺族厚生年金の支給要件に関する経過措置）

第六十四条 平成二十四年一元化法附則第二十条の政令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 国家公務員共済組合の組合員であつた者であつて、その資格を喪失した後に、旧国家公務員共済被保険者期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡したもの
- 二 地方公務員共済組合の組合員であつた者であつて、その資格を喪失した後に、旧地方公務員共済被保険者期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡したもの
- 三 私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者であつた者であつて、その資格を喪失した後に、旧私立学校教職員共済被保険者期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡したもの
- 四 旧国家公務員共済組合員期間を有する者であつて、次に掲げる年金である給付（平成二十四年一元化法附則第三十七条第二項の規定により国家公務員共済組合連合会が支給するものとされたものに限る。）の受給権を有するもの
- イ 改正前国共済年金のうち障害共済年金（なお効力を有する改正前国共済法第八十一条第二項に規定する障害等級の一級又は二級に該当する程度の障害の状態にある受給権者に係るものに限る。）

ロ 旧国共済法による障害年金（旧国共済法別表第三に定める一級又は二級に該当する程度の障害の状態にある受給権者に係るものに限る。）

ハ 改正前国共済年金のうち退職共済年金

ニ 旧国共済法による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

五 旧地方公務員共済組合員期間を有する者であつて、次に掲げる年金である給付の受給権を有するもの
イ 改正前地共済年金のうち障害共済年金（なお効力を有する改正前地共済法第八十四条第二項に規定する障害等級の一級又は二級に該当する程度の障害の状態にある受給権者に係るものに限る。）

ロ 旧地共済法による障害年金（旧地共済法別表第三に定める一級又は二級に該当する程度の障害の状態にある受給権者に係るものに限る。）

ハ 改正前地共済年金のうち退職共済年金

ニ 旧地共済法による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

六 旧私立学校教職員共済加入者期間を有する者であつて、次に掲げる年金である給付の受給権を有するもの

イ 改正前私学共済年金のうち障害共済年金（なお効力を有する改正前私学共済法第二十五条において準用する例による改正前国共済法第八十一条第二項に規定する障害等級の一級又は二級に該当する程度の障害の状態にある受給権者に係るものに限る。）

ロ 旧私学共済法による障害年金（旧私学共済法第二十五条において準用する旧国共済法別表第三に定める一級又は二級に該当する程度の障害の状態にある受給権者に係るものに限る。）

ハ 改正前私学共済年金のうち退職共済年金

ニ 旧私学共済法による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

七 旧国家公務員共済組合員期間を有する者であつて、施行日の前日において改正前国共済年金のうち退職共済年金又は旧国共済法による退職年金若しくは通算退職年金を受けるのに必要な期間を満たしているもの（第四号ハ及びニに掲げる年金たる給付の受給権を有する者を除く。）

八 旧地方公務員共済組合員期間を有する者であつて、施行日の前日において改正前地共済年金のうち退職共済年金又は旧地共済法による退職年金若しくは通算退職年金を受けるのに必要な期間を満たしているもの（第五号ハ及びニに掲げる年金たる給付の受給権を有する者を除く。）

九 旧私立学校教職員共済加入者期間を有する者であつて、施行日の前日において改正前私学共済年金のうち退職共済年金又は旧私学共済法による退職年金若しくは通算退職年金を受けるのに必要な期間を満たしていたもの（第六号ハ及びニに掲げる年金たる給付の受給権を有する者を除く。）

2 前項各号に掲げる者が施行日以後に死亡したときは、その者は厚生年金保険法第五十八条第一項本文に規定する被保険者又は被保険者であつた者とみなし、前項第一号から第三号までに掲げる者が死亡した場合と同条第一項第二号に該当する場合と、前項第四号から第六号までに掲げる者（当該各号イ又はロに掲げる年金たる給付の受給権を有する者に限る。）が死亡した場合は同条第一項第三号に該当する場合と、前項第四号から第六号までに掲げる者（当該各号ハ又はニに掲げる年金たる給付の受給権を有する者に限る。）又は同項第七号から第九号までに掲げる者が死亡した場合は同条第一項第四号に該当する場合とみなす。

第六十五条 旧国家公務員共済組合員期間、旧地方公務員共済組合員期間又は旧私立学校教職員共済加入者期間を有する者の死亡について、厚生年金保険法第三章第四節の規定を適用する場合には、当分の間、同法第五十八条第一項中「又は被保険者であつた者」とあるのは、「又は被保険者であつた者（被用

者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七条第一項の規定により第二号厚生年金被保険者期間とみなされた期間を有する国家公務員共済組合の組合員であつた者、同項の規定により第三号厚生年金被保険者期間とみなされた期間を有する地方公務員共済組合の組合員であつた者及び同項の規定により第四号厚生年金被保険者期間とみなされた期間を有する私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者であつた者を含む。以下この節において同じ。」とする。

第六款 加給年金額の加算要件等に関する事項

（老齢厚生年金に係る加給年金額等の特例）

第六十六条 平成二十四年一元化法附則第二十一条の政令で定める規定は、次の表の上欄に掲げる法令の規定とし、同条に規定する者について、同欄に掲げる法令の規定を適用する場合においては、同欄に掲げる法令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

改正後厚生年金保険法第四十六條第六項（改正後厚生年金	被保険者期間	被保険者期間（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改
----------------------------	--------	--

保険法第五十四条第三項において準用する場合を含む。）

正する法律（平成二十四年法律第六十三号
。以下この項及び附則第十六条第一項において「平成二十四年一元化法」という。）
附則第七条第一項の規定により被保険者期間とみなされた旧国家公務員共済組合員期間（他の法令の規定により当該旧国家公務員共済組合員期間に算入された期間を含む
。）、旧地方公務員共済組合員期間（他の法令の規定により当該旧地方公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。）又は旧私立学校教職員共済加入者期間と当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間とを合算して得た被保険者期間とす

		る。） その間、平成二十四年一元化法附則第二十条の規定により読み替えられた第四十四条第一項
改正後厚生年金保険法附則第十六条第一項	被保険者期間の月数が二百四十以上で	被保険者期間（平成二十四年一元化法附則第七条第一項の規定により被保険者期間とみなされた旧国家公務員共済組合員期間（他の法令の規定により当該旧国家公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。）旧地方公務員共済組合員期間（他の法令の規定により当該旧地方公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。）又は旧私立学校教職員共済加入者期間と当該老齢厚

	第四十四条第一項中	取得した当時、当該老齡 厚生年金の額の計算の基 礎となる被保険者期間の	により当該
生年金の額の計算の基礎となる被保険者期 間とを合算して得た被保険者期間とする。 次項及び第三項において同じ。）の月数が 二百四十以上で	厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令 第百十号）第三条の十三第一項の規定によ り読み替えられた第四十四条第一項中「他 の期間（以下この項において「他の期間」 という。」とあるのは「他の期間」と、	取得した当時、当該	又は他の期間に基づく老齡厚生年金の受給

	権を取得したことにより当該
請求があつた当時、当該老齡厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間	請求があつた当時、当該老齡厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七条第一項の規定により被保険者期間とみなされた旧国家公務員共済組合員期間（他の法令の規定により当該旧国家公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。）、旧地方公務員共済組合員期間（他の法令の規定により当該旧地方公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。）又は旧私立学校教職員共

		改正後厚生年金保険法附則第十六条第二項	
		第四十四条第一項中	
当時、当該老齡厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の	により当該	当時、当該老齡厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の	得た被保険者期間とする。）
		当時、当該老齡厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の	厚生年金保険法施行令第三条の十三第一項の規定により読み替えられた第四十四条第一項中「他の期間（以下この項において「他の期間」という。）」とあるのは「他の期間」と、
		当時、当該老齡厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の	又は他の期間に基づく老齡厚生年金の受給権を取得したことにより当該

当時当該老齢厚生年金の
額の計算の基礎となる被
保険者期間

当時当該老齢厚生年金の額の計算の基礎と
なる被保険者期間（被用者年金制度の一元
化等を図るための厚生年金保険法等の一部
を改正する法律（平成二十四年法律第六十
三号）附則第七条第一項の規定により被保
険者期間とみなされた旧国家公務員共済組
合員期間（他の法令の規定により当該旧国
家公務員共済組合員期間に算入された期間
を含む。）、旧地方公務員共済組合員期間
（他の法令の規定により当該旧地方公務員
共済組合員期間に算入された期間を含む。
）又は旧私立学校教職員共済加入者期間と
当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる

改正後厚生年金保険法附則第十六条第三項				
経過した当時、当該老齢	により当該	取得した当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の	第四十四条第一項中	被保険者期間とを合算して得た被保険者期間とする。）
			厚生年金保険法施行令第三条の十三第一項の規定により読み替えられた第四十四条第一項中「他の期間（以下この項において「他の期間」という。）」とあるのは「他の期間」と、	
経過した当時、当該老齢厚生年金の額の計	又は他の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を取得したことにより当該	取得した当時、当該		

厚生年金の額の計算の基
礎となる被保険者期間

算の基礎となる被保険者期間（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七条第一項の規定により被保険者期間とみなされた旧国家公務員共済組合員期間（他の法令の規定により当該旧国家公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。））、旧地方公務員共済組合員期間（他の法令の規定により当該旧地方公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。）又は旧私立学校教職員共済加入者期間と当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間とを合算して得た

	昭和六十年改正法附則第十四条第一項第一号	被保険者期間とする。）
	含む。）の	含む。）（老齢厚生年金にあつては、平成二十四年一元化法附則第七条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者期間とみなされた旧国家公務員共済組合員期間（他の法令の規定により当該旧国家公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。）、旧地方公務員共済組合員期間（他の法令の規定により当該旧地方公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。）又は旧私立学校教職員共済加入者期間と当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間とを合算して得た期間とする

		。）の
改正後平成六年改正法附則第三十条第二項	被保険者期間の月数が二百四十以上	被保険者期間（平成二十四年一元化法附則第七条第一項の規定により被保険者期間とみなされた旧国家公務員共済組合員期間（他の法令の規定により当該旧国家公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。）旧地方公務員共済組合員期間（他の法令の規定により当該旧地方公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。）又は旧私立学校教職員共済加入者期間と当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間とを合算して得た被保険者期間とする。次項及び第四項において同じ。）の月数が

	同法第四十四条第一項中	当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の	第四十三条第三項の規定により当該
二百四十以上	厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第三条の十三第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十四条第一項中「他の期間（以下この項において「他の期間」という。）」とあるのは「他の期間」と、	当該	第四十三条第三項の規定又は他の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を取得したことにより当該

附則第八条の規定による
老齡厚生年金の額の計算
の基礎となる被保険者期
間

附則第八条の規定による老齡厚生年金の額
の計算の基礎となる被保険者期間（被用者
年金制度の一元化等を図るための厚生年金
保険法等の一部を改正する法律（平成二十
四年法律第六十三号）附則第七条第一項の
規定により被保険者期間とみなされた旧国
家公務員共済組合員期間（他の法令の規定
により当該旧国家公務員共済組合員期間に
算入された期間を含む。）、旧地方公務員
共済組合員期間（他の法令の規定により当
該旧地方公務員共済組合員期間に算入され
た期間を含む。）又は旧私立学校教職員共
済加入者期間と当該老齡厚生年金の額の計

		改正後平成六年改正法附則第三十条第三項	
	又は同法	同法第四十四条第一項中	当該老齡厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の
算の基礎となる被保険者期間とを合算して得た被保険者期間とする。)	又は国民年金法等の一部を改正する法律	厚生年金保険法施行令第三条の十三第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十四条第一項中「他の期間（以下この項において「他の期間」という。）とあるのは「他の期間」と、	当該
			第四十三条第三項の規定又は他の期間に基づく老齡厚生年金の受給権を取得したこと

	により当該
附則第八条の規定による 老齢厚生年金の額の計算 の基礎となる被保険者期 間	附則第八条の規定による老齢厚生年金の額 の計算の基礎となる被保険者期間（被用者 年金制度の一元化等を図るための厚生年金 保険法等の一部を改正する法律（平成二十 四年法律第六十三号）附則第七条第一項の 規定により被保険者期間とみなされた旧国 家公務員共済組合員期間（他の法令の規定 により当該旧国家公務員共済組合員期間に 算入された期間を含む。）、旧地方公務員 共済組合員期間（他の法令の規定により当 該旧地方公務員共済組合員期間に算入され た期間を含む。）又は旧私立学校教職員共

		改正後平成六年改正法附則第三十条第四項	
第四十三條第三項の規定	又は同法	同法第四十四條第一項中	済加入者期間と当該老齡厚生年金の額の計算の基礎となる被保險者期間とを合算して得た被保險者期間とする。）
			又は国民年金法等の一部を改正する法律
第四十三條第三項の規定又は他の期間に基	当該老齡厚生年金の額の計算の基礎となる被保險者期間の	同法第四十四條第一項中	厚生年金保險法施行令第三條の十三第一項の規定により読み替えられた厚生年金保險の項において「他の期間」という。）とあるのは「他の期間」と、
			当該

により当該	附則第八条の規定による 老齢厚生年金の額の計算 の基礎となる被保険者期 間
づく老齢厚生年金の受給権を取得したこと により当該	附則第八条の規定による老齢厚生年金の額 の計算の基礎となる被保険者期間（被用者 年金制度の一元化等を図るための厚生年金 保険法等の一部を改正する法律（平成二十 四年法律第六十三号）附則第七条第一項の 規定により被保険者期間とみなされた旧国 家公務員共済組合員期間（他の法令の規定 により当該旧国家公務員共済組合員期間に 算入された期間を含む。）、旧地方公務員 共済組合員期間（他の法令の規定により当 該旧地方公務員共済組合員期間に算入され

	改正後厚年令第三条の五第一項	改正後厚年令第三条の五第一項第一号
	又は同法	法第四十四条第一項
た期間を含む。）又は旧私立学校教職員共済加入者期間と当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間とを合算して得た被保険者期間とする。）	又は国民年金法等の一部を改正する法律	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第二十一条の規定により読み替えられた法第四十四条第一項
被保険者期間（平成二十四年一元化法附則第七条第一項の規定により被保険者期間と		

	改正後厚年令第三条の七
	法第四十六条第六項
みなされた旧国家公務員共済組合員期間（他の法令の規定により当該旧国家公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。） 、旧地方公務員共済組合員期間（他の法令の規定により当該旧地方公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。）又は旧私立学校教職員共済加入者期間と当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間とを合算して得た被保険者期間とする。 以下この項及び第三条の七第一号において同じ。） 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施	

改正後厚年令第三条の七第三	改正後厚年令第三条の七第一号	
国共済組合員等期間	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）	
国共済組合員等期間と平成二十四年一元化	平成二十四年一元化法	行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号）第六十六条第一項の規定により読み替えられた法第四十六条第六項

号の二		改正後厚年令第三条の七第四号の二	改正後昭和六十一年経過措置 政令第二十五条第一号
		地共済組合員等期間	被保険者期間
法附則第七条第一項の規定により被保険者期間とみなされた旧私立学校教職員共済加入者期間とを合算して得た期間		地共済組合員等期間と平成二十四年一元化法附則第七条第一項の規定により被保険者期間とみなされた旧私立学校教職員共済加入者期間とを合算して得た期間	被保険者期間（平成二十四年一元化法附則第七条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者期間とみなされた旧国家公務員共済組合員期間（他の法令の規定により当該旧国家公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。）、旧地方公務員共済組合員

	改正後昭和六十一年経過措置 政令第二十五条第二号の二	改正後昭和六十一年経過措置 政令第二十五条第三号の二
	国共済組合員等期間	地共済組合員等期間
期間（他の法令の規定により当該旧地方公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。）又は旧私立学校教職員共済加入者期間と当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間とを合算して得た被保険者期間とする。）	国共済組合員等期間と平成二十四年一元化法附則第七条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者期間とみなされた旧私立学校教職員共済加入者期間とを合算して得た期間	地共済組合員等期間と平成二十四年一元化法附則第七条第一項の規定により厚生年金

		保険の被保険者期間とみなされた旧私立学 校教職員共済加入者期間とを合算して得た 期間

2 平成二十四年一元化法附則第二十一条に規定する者（施行日の前日において昭和六十年改正法附則第十四条第一項に規定する加算額が加算されている国民年金法による老齢基礎年金の受給権を有する者に限る

	改正後昭和六十一年経過措置 政令第二十五条第一号	被保険者期間	被保険者期間 第七条第一項 被保険者期間 済組合員期間 旧国家公務員 期間を含む。 期間（他の法 務員共済組合
--	-----------------------------	--------	--

。について、前項の表中

	改正後昭和六十一年経過措置 政令第二十五条第二号の二	改正後昭和六十一年経過措置 政令第二十五条第三号の二
	国共済組合員等期間	地共済組合員等期間
む。又は旧 間と当該老齡 なる厚生年金 して得た被保	国共済組合員 法附則第七条 保険の被保険 校教職員共済 期間	地共済組合員 法附則第七条 保険の被保険 校教職員共済

(平成二十四年一元化法附則の規定により厚生年金保険の
とみなされた旧国家公務員共
(他の法令の規定により当該
共済組合員期間に算入された
)、旧地方公務員共済組合員
令の規定により当該旧地方公
員期間に算入された期間を含
私立学校教職員共済加入者期
厚生年金の額の計算の基礎と

		期間
改正後昭和六十一年経過措置 政令第二十五条第二号	月数	
改正後昭和六十一年経過措置 政令第二十五条第三号	月数	

保険の被保険者期間とを合算

険者期間とする。）

等期間と平成二十四年一元化

第一項の規定により厚生年金

者期間とみなされた旧私立学

加入者期間とを合算して得た

等期間と平成二十四年一元化

第一項の規定により厚生年金

者期間とみなされた旧私立学

加入者期間とを合算して得た

とあるのは、

改正後昭和六十一年経過措置

政令第二十五条第四号

月数

	月数（当該退職共済年金の受給権者が老齢厚生年金（厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）の受給権を有する場合にあつては、当該月数と当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数とを合算した月数とする。）
月数（当該退職共済年金の受給権者が老齢厚生年金（厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）の受給権を	

とする。

有する場合にあつては、当該月数と当該老 齢厚生年金の額の計算の基礎となる厚生年 金保険の被保険者期間の月数とを合算した 月数とする。）	月数（当該退職共済年金の受給権者が老齢 厚生年金（厚生年金保険法第二条の五第一 項第四号に規定する第四号厚生年金被保険 者期間に基づくものに限る。）の受給権を 有する場合にあつては、当該月数と当該老 齢厚生年金の額の計算の基礎となる厚生年 金保険の被保険者期間の月数とを合算した 月数とする。）
---	---

3 平成二十四年一元化法附則第二十一条の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十四条第一項又は第一項の規定により読み替えられた昭和六十年改正法附則第十四条第一項第一号の規定を適用する場合において、平成二十四年一元化法附則第十一条第一項各号に掲げる年金たる給付が次の各号に掲げる年金たる給付であるときは、当該次の各号に掲げる年金たる給付の額の計算の基礎となる期間は、当該各号に定める日の前日までの間、平成二十四年一元化法附則第七条第一項の規定により被保険者期間とみなされた旧国家公務員共済組合員期間（他の法令の規定により当該旧国家公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。）間を含む。）、旧地方公務員共済組合員期間（他の法令の規定により当該旧地方公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。）又は旧私立学校教職員共済加入者期間から除くものとする。

一 改正前国共済年金のうち改正前国共済法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金 その受給権者が改正前国共済法附則第十二条の三の二の表の上欄に掲げる当該受給権者の生年月日に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年齢に達する日

二 改正前地共済年金のうち改正前地共済法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金 その受給権者が改正前地共済法附則第十九条の二第一項の表の上欄に掲げる当該受給権者の生年月日に応じ

、それぞれ同表の下欄に掲げる年齢に達する日

三 改正前私学共済年金のうち改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金 その受給権者が改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の三の二の表の上欄に掲げる当該受給権者の生年月日に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年齢に達する日

第六十七条 施行日の前日において平成二十四年一元化法附則第十一条第一項各号に掲げる年金たる給付の受給権を有していた者（当該年金たる給付の額の計算の基礎となる期間の月数が二百四十に満たない者に限る。）であつて、かつ、同日において改正前厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権を有していたもの（当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十に満たない者に限る。）のうち、次の各号のいずれかに該当した者については、平成二十四年一元化法附則第二十一条に規定する者とみなして、同条及び前条の規定を適用する。

一 施行日以後の第一号厚生年金被保険者期間に基づき、当該老齢厚生年金の額が平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第四十三条

第三項の規定により改定されたとき。

二 改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項第二号及び第二項第二号の規定により標準報酬の改定又は決定が行われたことにより、当該老齢厚生年金又は当該年金たる給付の額が次に掲げる規定により改定されたとき（当該標準報酬の改定又は決定が行われたことにより、改正後厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権を取得する場合を除く。）。

イ 厚生年金保険法第七十八条の十第一項

ロ なお効力を有する改正前国共済法第九十三条の十第一項

ハ なお効力を有する改正前地共済法第一百七条の四第一項

ニ なお効力を有する改正前私学共済法第二十五条において準用する例による改正前国共済法第九十三

条の十第一項

三 改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬の決定が行われたことにより、当該老齢厚生年金又は当該年金たる給付の額が次に掲げる規定により改定されたとき（当該標準報酬の決定が行われたことにより、改正後厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権を取得する

場合を除く。）。

イ 厚生年金保険法第七十八条の十八第一項

ロ なお効力を有する改正前国共済法第九十三条の十四第一項

ハ なお効力を有する改正前地共済法第一百七条の八第一項

ニ なお効力を有する改正前私学共済法第二十五条において準用する例による改正前国共済法第九十三

条の十四第一項

第七款 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る給付に関する規定の適用等に関

する事項

（平成二十四年一元化法附則第二十二条の政令で定める法律）

第六十八条 平成二十四年一元化法附則第二十二条に規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 昭和六十年改正法

二 平成六年改正法

（二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る昭和六十年改正法等の規定の適用の特例）

第六十九条 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者について、次の表の上欄に掲げる法令の規定を適用する場合においては、同欄に掲げる法令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

昭和六十年改正法附則第十四条第一項第一号	老齡厚生年金又は	厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する各号の厚生年金被保険者期間のうち同条に規定する一の期間（以下この号において「一の期間」という。）に基づく老齡厚生年金又は
含む。）の月数	含む。）の月数（当該一の期間に基づく老齡厚生年金にあつては、当該一の期間に基づく老齡厚生年金の額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数と同法第七十八条の二十二に規定する他の期間に	

		基づく老齢厚生年金の額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数とを合算した月数とする。）
改正後昭和六十一年経過措置 政令第二十五条第一号	規定による老齢厚生年金 月数	規定による一の期間に基づく老齢厚生年金月数（その者の二以上の被保険者の種別（同法第十五条に規定する被保険者の種別をいう。以下この条において同じ。）に係る厚生年金保険の被保険者であつた期間に係る厚生年金保険の被保険者期間を合算し、同法第七十八条の二十二に規定する一の期間（以下この条において「一の期間」という。）に係る厚生年金保険の被保険者期間のみを有するものとみなした場合における

		当該厚生年金保険の被保険者期間の月数とする。）
改正後昭和六十一年経過措置 政令第二十五条第二号の二及び 第三号の二	月数	月数と当該退職共済年金の受給権者に係る 老齢厚生年金の額の計算の基礎となる厚生 年金保険の被保険者期間の月数（その者の 二以上の被保険者の種別に係る厚生年金保 険の被保険者であつた期間に係る厚生年金 保険の被保険者期間を合算し、一の期間に 係る厚生年金保険の被保険者期間のみを有 するものとみなした場合における当該厚生 年金保険の被保険者期間の月数とする。） とを合算した月数

2 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者（施行日の前日において昭和六十年改正法附則第十四

条第一項に規定する加算額が加算された国民年金法による老齢基礎年金の受給権を有する者に限る。）については、前項（同項の表改正後昭和六十一年経過措置政令第二十五条第一号の項及び改正後昭和六十一年経過措置政令第二十五条第二号の二及び第三号の二の項に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

3 第一項の規定により読み替えられた昭和六十年改正法附則第十四条第一項第一号の規定を適用する場合において、同号に規定する他の期間に基づく老齢厚生年金のいずれかが次の各号に掲げる老齢厚生年金であるときは、当該各号に掲げる老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数は、当該各号に定める日の前日までの間、同項第一号に規定する他の期間に基づく老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数から除くものとする。

一 厚生年金保険法附則第七条の三第三項の規定による老齢厚生年金 その受給権者が六十五歳に達する日

二 厚生年金保険法附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金 その受給権者が改正後厚生年金保険法附則第八条の二各項の表の上欄に掲げる当該受給権者の生年月日に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年齢に達する日

第七十条 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者の遺族に係る遺族厚生年金について、改正後厚生年金保険法第七十八条の三十二第二項の規定を適用する場合において、昭和六十年改正法附則第七十三条第一項の規定による加算額を加算するときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める遺族厚生年金についてのみ同項の規定によりその額が加算された遺族厚生年金を支給するものとする。

一 当該遺族が六十五歳に達する日の前日において、改正後厚生年金保険法第七十八条の三十二第三項の規定により厚生年金保険法第六十二条第一項の規定による加算額が加算された各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に基づく遺族厚生年金の受給権者であつた場合 当該遺族厚生年金

二 当該遺族が遺族厚生年金を受ける権利を取得した当時六十五歳以上であつた場合 各号の厚生年金被保険者期間のうち最も長い一の期間（当該一の期間が二以上ある場合は、次に掲げる順序による。）に基づく遺族厚生年金

イ 第一号厚生年金被保険者期間

ロ 第二号厚生年金被保険者期間

ハ 第三号厚生年金被保険者期間

二 第四号厚生年金被保険者期間

（二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る平成六年改正法等の規定の適用に関する特例）

第七十一条 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金については、各号の厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金ごとに改正後平成六年改正法附則第十八条から第二十条の二までの規定を適用する。この場合において、改正後平成六年改正法附則第十八条第一項中「当該老齢厚生年金」とあるのは「当該老齢厚生年金（その者が第三号に該当する者である場合にあつては、同法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間（第二十条の二第一項において「第三号厚生年金被保険者期間」という。）に基づく老齢厚生年金に限る。）」と、改正後平成六年改正法附則第二十条の二第一項中「老齢厚生年金の」とあるのは「老齢厚生年金（第三号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。以下この条において同じ。）の」とする。

第七十二条 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者であつて、厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者であるものについては、各号の厚生年金被保険者期間ごとに改正後平成六年改正法附則第二十一条、第二十二条及び第二十四条から第二十六条まで並びに改正後平成六年経過措置

政令第十四条の三及び第十四条の四の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる法令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

改正後平成六年改正法附則第二十一条第一項			
厚生年金保険法附則第八条		附則第二十四条第三項	老齡厚生年金の額を十二
厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する各号の厚生年金被保険者期間（以下「各号の厚生年金被保険者期間」という。）のうち同条に規定する一の期間（以下「一の期間」という。）に基づく同法附則第八条		以下この条並びに附則第二十四条第三項	当該一の期間に基づく老齡厚生年金の額及び同法第七十八条の二十二に規定する他の期間に基づく老齡厚生年金の額（当該老齡厚生年金について、在職支給停止規定（老齡厚生年金の受給権者が同条に規定する二以上の種別の被保険者であつた期

改正後平成六年改正法附則第二十一条第一項第一号及			
	当該老齡厚生年金	老齡厚生年金の額	老齡厚生年金の全部
	当該一の期間に基づく老齡厚生年金	当該一の期間に基づく老齡厚生年金の額	当該一の期間に基づく老齡厚生年金の全部
間を有する者でないものとした場合に当該受給権者が被保険者等である日が属する月において適用される同法第四十六条第一項その他の当該老齡厚生年金の支給の停止に関する規定をいう。）により支給を停止する額を計算する場合において、その計算の基礎となる基本月額に十二を乗じて得た額に相当する額に限る。）を合算して得た額を十二	控除して得た額に当該一の期間に基づく老齡厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて	控除して	控除して

び 第 二 号						
改 正 後 平 成 六 年 改 正 法 附 則 第 二 十 一 条 第 一 項 第 三 号	二 分 の 一			当 該 一 の 期 間 に 基 づ く 老 齡 厚 生 年 金 の 額 を 十 二 で 除 し て 得 た 額 を 基 本 月 額 で 除 し て 得 た 数 を 乗 じ て 得 た 額 に 二 分 の 一		
改 正 後 平 成 六 年 改 正 法 附 則 第 二 十 一 条 第 一 項 第 四 号	得 た 額			得 た 額 に 当 該 一 の 期 間 に 基 づ く 老 齡 厚 生 年 金 の 額 を 十 二 で 除 し て 得 た 額 を 基 本 月 額 で 除 し て 得 た 数 を 乗 じ て 得 た 額		
改 正 後 平 成 六 年 改 正 法 附 則 第 二 十 一 条 第 二 項	厚 生 年 金 保 險 法 附 則 第 八 条 と 老 齡 厚 生 年 金 の 額			各 号 の 厚 生 年 金 被 保 險 者 期 間 の う ち 一 の 期 間 に 基 づ く 厚 生 年 金 保 險 法 附 則 第 八 条 と 当 該 一 の 期 間 に 基 づ く 老 齡 厚 生 年 金 の 額		
改 正 後 平 成 六 年 改 正 法 附 則 第 二 十 一	計 算 し た 老 齡 厚 生 年 金 の 額 厚 生 年 金 保 險 法			計 算 し た 当 該 一 の 期 間 に 基 づ く 老 齡 厚 生 年 金 の 額 各 号 の 厚 生 年 金 被 保 險 者 期 間 の う ち 一 の 期 間 に 基 づ く 厚 生 年 金 保 險 法		

条第三項		改正後平成六年改 正法附則第二十二 条	厚生年金保険法 当該老齢厚生年金	各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に基づ く厚生年金保険法
改正後平成六年改 正法附則第二十四 条第四項		厚生年金保険法附則第八条 当該老齢厚生年金	各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に基づ く厚生年金保険法附則第八条	当該一の期間に基づく老齢厚生年金
改正後平成六年改 正法附則第二十五 条第二項		厚生年金保険法 当該老齢厚生年金	各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に基づ く厚生年金保険法	当該一の期間に基づく老齢厚生年金
の五		について同法附則第十一条	について厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令 第百十号）第八条の五第三項の規定により読み替え られた同法附則第十一条の五	について厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令 第百十号）第八条の五第三項の規定により読み替え られた同法附則第十一条の五
については、同法附則第十		については、同法附則第十	については、同法附則第十	については、同法附則第十

改正後平成六年改 正法附則第二十六 条第一項	一条の五			み替えられた同法附則第十一条の五
	厚生年金保険法附則第八条	当該老齡厚生年金	十二	各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に基づ く厚生年金保険法附則第八条
改正後平成六年改 正法附則第二十六	老齡厚生年金の額	老齡厚生年金の額	老齡厚生年金の全部	当該一の期間に基づく老齡厚生年金の額
	第一項に	第一項に	第一項に	各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に基づ く第一項に

条第三項

当該老齡厚生年金	当該一の期間に基づく老齡厚生年金
厚生年金保険法	当該一の期間に基づく老齡厚生年金に係る厚生年金保険法
十二	当該一の期間に基づく老齡厚生年金につき附則第二十四條第四項及び第五項の規定を適用した場合における一の期間に基づく老齡厚生年金の額（同條第四項の規定により同項に規定する報酬比例部分等の額につき適用する場合における附則第二十一條第一項の規定による一の期間に基づく老齡厚生年金の額をいう。）を十二で除して得た額を当該一の期間に基づく老齡厚生年金につき附則第二十四條第四項及び第五項の規定を適用した場合における基本月額（同條第四項の規定により同項に規定する報酬比例部分

改正後平成六年経 過措置政令第十四 条の三	規定を			
		老齡厚生年金の額	老齡厚生年金の全部	等の額につき適用する場合における附則第二十一条 第一項の規定による基本月額をいう。）で除して得 た数を乗じて得た額に十二
改正後平成六年経 過措置政令第十四 条の三	規定を	老齡厚生年金の額	当該一の期間に基づく老齡厚生年金の額	当該一の期間に基づく老齡厚生年金の全部
		規定を	規定（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生 年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚 生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する 政令（平成二十七年政令第三百四十三号。以下「平 成二十七年経過措置政令」という。）第七十二条の 規定により読み替えて適用する場合に限る。）を	規定（平成二十七年経過措置政令第七十二条の規定 により読み替えて適用する場合に限る。）を

条の四

第七十三条 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者について、改正後平成六年改正法附則第二十七條第一項の規定を適用する場合には、各号の厚生年金被保険者期間ごとに同条第六項から第十四項までの規定を適用する。

第七十四条 改正後平成六年改正法附則第二十七條第一項に規定する者が二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者である場合は、平成六年改正法附則第二十七條第三項の政令で定める率は、各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に基づく老齢厚生年金ごとに第一号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率を合算して得た率とする。

一 改正後平成六年経過措置政令第十五條に規定する率（当該一の期間に基づく老齢厚生年金が改正後平成六年改正法附則第二十七條第一項に規定する老齢厚生年金（同項に規定する者が受給権を有するものを除く。）である場合にあっては一、請求日（改正後平成六年経過措置政令第十五條に規定する請求日をいう。）の属する月と当該一の期間に基づく老齢厚生年金に係る改正後平成六年改正法附則第十九條第一項、第二十条第一項若しくは第二十条の二第一項の表の下欄に掲げる年齢に達する日の属する月が

同一である場合又は当該一の期間に基づく老齢厚生年金が厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（同法第四十三条第一項及び附則第九条の規定によりその額が計算されているものを除く。）である場合にあつては零）

二 当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数を、当該月数と厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する他の期間に基づく老齢厚生年金の額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数とを合算した月数で除して得た率

第七十五条 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者について、改正後平成六年改正法附則第三十条第二項から第四項までの規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十四条第一項及び第三項（同法及びこの政令並びに他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる改正後平成六年改正法附則第三十条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項	附則第十九条第四項	
		厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する各号の厚生年金被保険者期間（次項及び第四項において

	「各号の厚生年金被保険者期間」という。）のうち同条に規定する一の期間（以下この条において「一の期間」という。）に基づく附則第十九条第四項
厚生年金保険法附則第八条	同法附則第八条
が二百四十以上である	と同法第七十八条の二十二に規定する他の期間（次項及び第四項において「他の期間」という。）に基づく老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数とを合算した月数が二百四十以上である
老齢厚生年金について	当該一の期間に基づく老齢厚生年金について
同法第四十四条第一項	厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第三条の十三第一項の規定により読み替えられた同法第四十四条第一項
当該老齢厚生年金の額の計	当該

第三項					
	算の基礎となる被保険者期間の	第四十三条第三項の規定により当該	附則第八条の規定による老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の	又は同法	第十二項の規定
附則第二十条第四項		第四十三条第三項の規定又は他の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を取得したことにより当該	当該一の期間に基づく附則第八条の規定による老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数と他の期間に基づく老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数とを合算した	若しくは同法	第十二項の規定又は他の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を取得したこと
					各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に基づく附則第二十条第四項

が二百四十以上である	と他の期間に基づく老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数とを合算した月数が二百四十以上である
老齢厚生年金について	当該一の期間に基づく老齢厚生年金について
同法第四十四条第一項	厚生年金保険法施行令第三条の十三第一項の規定により読み替えられた同法第四十四条第一項
当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の	当該
第四十三条第三項の規定により当該	第四十三条第三項の規定又は他の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を取得したことにより当該
附則第八条の規定による老齢厚生年金の額の計算の基	当該一の期間に基づく附則第八条の規定による老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月

第四項						
				基礎となる被保険者期間の	又は同法	第十三項の規定
附則第二十条の二第四項				各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に基づく附則第二十条の二第四項	第十三項の規定又は他の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を取得したこと	若しくは同法
が二百四十以上である				と他の期間に基づく老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数とを合算した月数が二百四十以上である	当該一の期間に基づく老齢厚生年金について	厚生年金保険法施行令第三条の十三第一項の規定により読み替えられた同法第四十四条第一項
老齢厚生年金について				同法第四十四条第一項		

	当該老齡厚生年金の額の計		第四十三條第三項の規定に	附則第八條の規定による老
	算の基礎となる被保険者期		間より當該	齡厚生年金の額の計算の基
	第十四項の規定	又は同法	基礎となる被保険者期間の	基礎となる被保険者期間の
	第十四項の規定又は他の期間に基づく老齡厚生年金		の受給権を取得したこと	の受給権を取得したこと
	第十四項の規定又は他の期間に基づく老齡厚生年金	若しくは同法	基礎となる被保険者期間の月数とを合算した	基礎となる被保険者期間の月
	第十四項の規定又は他の期間に基づく老齡厚生年金		の受給権を取得したこと	の受給権を取得したこと

(退職一時金を受けた者に支給する障害厚生年金等に関する事務の特例に関する経過措置)

第七十六条 次の各号に掲げる給付を受けた者が改正後厚生年金保険法第七十八条の三十の規定による障害厚生年金又は改正後厚生年金保険法第七十八条の三十一の規定による障害手当金（以下この条及び次条において「障害厚生年金等」という。）の受給権を取得した場合であつて、当該障害厚生年金等の支給事由となつた障害に係る傷病の初診日（厚生年金保険法第四十七条第一項に規定する初診日をいう。次項において同じ。）が当該各号に定める被保険者であつた期間中にない場合にあっては、当該障害厚生年金等の支給に関する事務は、当該各号に定める被保険者の種別に応じて、改正後厚生年金保険法第二条の五第一項各号に定める者が行う。

一 平成二十四年一元化法附則第三十九条第一項各号に掲げる一時金である給付 第二号厚生年金被保険者

二 平成二十四年一元化法附則第六十三条第一項各号に掲げる一時金である給付 第三号厚生年金被保険者

三 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十四号）第二条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法

第二十五条において準用する昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十二号）第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第八十条の規定による退職一時金（当該退職一時金とみなされる給付を含む。）

第四号厚生年金被保険者

2 次の表の上欄に掲げる給付を受けた者が障害厚生年金等の受給権を取得した場合であつて、当該障害厚生年金等の支給事由となつた障害に係る傷病の初診日が同表の中欄に掲げる被保険者であつた期間中になつてゐる場合には、前項の規定にかかわらず、当該障害厚生年金等の支給に関する事務は、同表の下欄に掲げる被保険者の種別に応じて、改正後厚生年金保険法第二条の五第一項各号に定める者が行う。

前項第一号に掲げる給付及び同項第三号に掲げる給付	第二号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者	第二号厚生年金被保険者（当該障害厚生年金等の額の計算の基礎となる第四号厚生年金被保険者期間が当該障害厚生年金等の額の計算の基礎となる第二号厚生年金被保険者期間より長い場合にあつては、第四号厚生年金被保険者）
--------------------------	--------------------------	---

前項第二号に掲げる給付及び同項第三号に掲げる給付	第三号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者	第三号厚生年金被保険者（当該障害厚生年金等の額の計算の基礎となる第四号厚生年金被保険者期間が当該障害厚生年金等の額の計算の基礎となる第三号厚生年金被保険者期間より長い場合にあつては、第四号厚生年金被保険者）
--------------------------	--------------------------	---

3 前二項の規定は、改正後厚生年金保険法第七十八条の三十二の規定による遺族厚生年金（厚生年金保険

法第五十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給されるものに限る。）の支給に関する事務について準用する。

（その額の計算の特例の適用を受ける者に支給する障害厚生年金等に関する事務の特例に関する経過措置）

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する者が障害厚生年金等の受給権を取得した場合においては、前条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該障害厚生年金等の支給に関する事務は、当該各号に定める者が行う。

一 次のイ又はロに該当する者 改正後厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に定める者

イ 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百八号）

第五十六条の四第一項（同令第五十六条の九の規定により適用する場合を含む。）に規定する特別納付を行った者

ロ 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）第百六条第一項の規定により同項に規定する農林共済組合の組合員であつた期間とみなされた期間を有する者

二 平成二十四年一元化法附則第六十八条第二項及び第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）

）の規定の適用を受ける者 改正後厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に定める者

2 前項各号のいずれにも該当する者が障害厚生年金等の受給権を取得した場合においては、同項の規定にかかわらず、当該障害厚生年金等の支給に関する事務は、改正後厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に定める者（当該障害厚生年金等の額の計算の基礎となる第三号厚生年金被保険者期間が当該障害厚生年金等の額の計算の基礎となる第一号厚生年金被保険者期間より長い場合にあつては、同項第三号に定める者）が行う。

3 前二項の規定は、改正後厚生年金保険法第七十八条の三十二の規定による遺族厚生年金（厚生年金保険

法第五十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給されるものに限る。）の支給に関する事務について準用する。

第八款 改正後厚生年金保険法等の適用に係る平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項等に規定する給付に関する事項

（改正前共済年金給付に関し改正後厚生年金保険法等の併給調整に関する規定等を適用する場合の読替え）
 第七十八条 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付及び平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付（第三項及び第五項において「改正前共済年金給付」という。）に関し、次の表の上欄に掲げる法律の規定を適用する場合においては、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

改正後厚生年金保	又は国民年金法	、国民年金法
除法第三十八条第一項	支給される障害基礎年金	支給される障害基礎年金を除く。）又は平成二十四年一元化法改正前共済年金（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正す

	る法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この項において「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付、平成二十四年一元化法附則第六十条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付及び平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する改正前私学共済法による年金である給付（第五十六条第二号において「平成二十四年一元化法改正前私学共済年金」という。）をいう。以下この項及び次項並びに第四十四条の三第一項において同じ。）（当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づいて支給される障害共済年金
遺族厚生年金を除く。）又	遺族厚生年金を除く。）、「国民年金法

改正後厚生年金保険法第三十八条第二項ただし書					
年金たる給付	又は国民年金法	遺族基礎年金	老齢厚生年金を除く。）又は同法	並びに障害基礎年金	は同法
年金	、国民年金法	改正前共済年金（退職共済年金及び当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づいて支給される遺族共済年金	老齢厚生年金を除く。）、同法	並びに障害基礎年金を除く。）又は平成二十四年一元化法改正前共済年金及び遺族共済年金	

改正後厚生年金保 険法第四十四条の 三第一項ただし書	又は国民年金法 障害基礎年金	、国民年金法 障害基礎年金を除く。）又は平成二十四年一元化法 改正前共済年金（退職を支給事由とするもの
改正後厚生年金保 険法第五十六条第 二号	年金たる給付	年金たる給付、共済組合が支給する年金たる給付又 は平成二十四年一元化法改正前私学共済年金
改正後厚生年金保 険法附則第十七条	）と、 とする	）と、「及び遺族共済年金」とあるのは「及び遺 族共済年金（その受給権者が六十五歳に達している ものに限る。）」と、 と、「退職共済年金及び当該遺族厚生年金」とある のは「退職共済年金（その受給権者が六十五歳に達 しているものに限る。）及び当該遺族厚生年金」と する

改正後国民年金法	又は厚生年金保険法	、厚生年金保険法
第二十条第一項	同じ。）	同じ。）又は平成二十四年一元化法改正前共済年金（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この項及び第三十条の二第四項において「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付及び平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する改正前私学共済法による年金である給付をいう。以下この条、第二十八条第一項、第三十条の二第四項及び附則第九条の二の三において同じ。）

改正後国民年金法 第二十条第二項た だし書		改正後国民年金法 第二十八条第一項 ただし書		改正後国民年金法 第三十条の二第四			
又は厚生年金保険法 保険給付		又は厚生年金保険法 をいう		又は第四十七条の二 障害厚生年金		又は同法 遺族厚生年金	
、厚生年金保険法 保険給付又は平成二十四年一元化法改正前共済年金		、厚生年金保険法 又は平成二十四年一元化法改正前共済年金（退職を 支給事由とするものを除く。）をいう		若しくは第四十七条の二 障害厚生年金又は平成二十四年一元化法改正前共済		（当該年金給付と同一の支給事由に基づいて支給さ れるものを除く。以下この条において同じ。）	
、厚生年金保険法 遺族厚生年金を除く。）又は平成二十四年一元化法 改正前共済年金（退職共済年金及び遺族共済年金		、厚生年金保険法 遺族厚生年金を除く。）又は平成二十四年一元化法					

年金のうち平成二十四年一元化法改正前国共済法（平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）をいう。以下この項及び附則第九条の二の三において同じ。）第八十一条第一項若しくは第三項（平成二十四年一元化法改正前私学共済法（平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法をいう。以下この項及び附則第九条の二の三において同じ。）第二十五条において準用する場合を含む。）若しくは平成二十四年一元化法改正前地共済法（平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百五十二号）をいう。以下この項及び

	附則第九条の二の三において同じ。）第八十四条若しくは第八十五条の規定による障害共済年金
同法第五十二条	厚生年金保険法第五十二条又は平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前国共済法第八十四条（平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前国共済法第八十四条の規定を適

	改正後国民年金法	附則第九条の二の	三
	同項	又は厚生年金保険法	老齢厚生年金
用する場合を含む。）若しくは平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前地共済法第八十九条	第一項	、厚生年金保険法	老齢厚生年金の受給権者又は平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の二の二第三項若しくは第十二条の六の二（平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する場合を含む。）若しくは平成二十四年一元化法改正前地共済法附則第十八条の二第三項若しくは第二十四条の二第三項の

		規定による退職共済年金
改正後平成六年改正 正法附則第二十七条 条第一項	厚生年金保険法附則第八条 の規定による老齢厚生年金 （同法第四十三条第一項及 び附則第九条の規定により その額が計算されているも のに限る。）の受給権者（ 附則第十九条第一項に規定 する者であつて同項の表の 下欄に掲げる年齢に達して いないものであるもの、附 則第二十条第一項に規定す る者であつて同項の表の下	次の各号のいずれかに該当する者

欄に掲げる年齢に達していないものであるもの又は附則第二十条の二第一項に規定する者であつて同項の表の下欄に掲げる年齢に達していないものであるものに限る。）	この限りでない。
	この限りでない。 一 厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（同法第四十三条第一項及び附則第九条の規定によりその額が計算されているものに限る。）の受給権者（男子であつて附則第十九条第一項の表の上欄に掲げる者（同表の下欄に掲げる年齢

に達していない者に限る。）であるもの、女子であつて附則第二十条第一項の表の上欄に掲げる者（同表の下欄に掲げる年齢に達していない者に限る。）であるもの又は同法附則第七条の三第一項第四号に規定する特定警察職員等であつて附則第二十条の二第一項の表の上欄に掲げる者（同表の下欄に掲げる年齢に達していない者に限る。）であるものに限る。）

二 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この項において「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付

のうち平成二十四年一元化法改正前国共済法（平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百十八号）をいう。以下この号及び第四号において同じ。）附則第十二条の三の規定による退職共済年金（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前国共済法をいう。以下この号において同じ。）第七十七条の規定によりその額が算定されているものに限る。）の受給権者であつて、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の

七の三第一項の表の上欄に掲げる者（同表の下欄に掲げる年齢に達していない者に限る。）

三 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付のうち平成二十四年一元化法改正前地共済法（平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）をいう。以下この号において同じ。）附則第十九条の規定による退職共済年金（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前地共済法をいう。以下こ

の号において同じ。）第七十九条の規定によりその額が算定されているものに限る。）の受給権者のうち、平成二十四年一元化法改正前地共済法附則第十八条の二第一項第一号に規定する特定警察職員等（以下この号において「特定警察職員等」という。）以外の者であつてなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法附則第二十五条の三第一項の表の上欄に掲げる者（同表の下欄に掲げる年齢に達していない者に限る。）又は特定警察職員等である者であつてなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法附則第二十五条の四第一項の表の上欄に掲げる者（同表の下欄に掲げる年齢に達していない者に限る。）

四 平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する改正前私学共済法による年金である給付のうち平成二十四年一元化法改正前私学共済法（平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法をいう。以下この号において同じ。）第二十五条において準用する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法（平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前私学共済法をいう。以下この号において同じ。）第二十五条において準用する例による平成二十

四年一元化法改正前国共済法（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前国共済法をいう。以下この号において同じ。）第七十七条の規定によりその額が算定されているものに限る。）の受給権者であつて、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する例による平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の七の三第一項の表の上欄に掲げる者（同表の下欄に掲げる年齢に達していない者に限る。）

改正後平成六年改正法附則第二十七条第六項及び第八項	第一項に	第一項第一号に
---------------------------	------	---------

2 前項の場合においては、改正後厚年令第三条の二の二及び第三条の九の二、改正後国年令第四条の四、改正後昭和六十一年経過措置政令第二十条及び第七十条並びに改正後平成六年経過措置政令第十五条及び第十六条の規定は適用せず、改正前厚年令第三条の二の二及び第三条の九の二、改正前国年令第四条の四、改正前昭和六十一年経過措置政令第二十条及び第七十条並びに改正前平成六年経過措置政令第十六条の二及び第十六条の三の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる法令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

改正前厚年令第三条の二の二第三号	国家公務員共済組合法	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。
------------------	------------	---

	改正前厚年令第三 条の二の二第四号		
	改正前厚年令第三 条の二の二第五号	地方公務員等共済組合法（ 私立学校教職員共済法（ 国家公務員共済組合法	（附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力 を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条 の規定による改正前の国家公務員共済組合法
			平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定 によりなおその効力を有するものとされた平成二十 四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務 員等共済組合法（
			平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定により なおその効力を有するものとされた平成二十四年一 元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員 共済法（
			私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定により その例によることとされる平成二十四年一元化法附

	改正前厚年令第三 条の九の二第一号 ロ	国家公務員共済組合法によ る	則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有 するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規 定による改正前の国家公務員共済組合法
	改正前厚年令第三 条の九の二第一号 ハ	地方公務員等共済組合法によ る	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定 する改正前地共済法による年金である給付のうち
改正前国年令第四 二	改正前厚年令第三 条の九の二第一号 ニ	私立学校教職員共済法によ る	平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する改 正前私学共済法による年金である給付のうち
改正前国年令第四	国家公務員共済組合法	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保	

改正前国年令第四 条の四第四号	改正前国年令第四 条の四第五号	条の四第三号
地方公務員等共済組合法	私立学校教職員共済法第二 十五条	
平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法 平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法第二十五条	陰法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。） （附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法	

	改正前昭和六十一年 経過措置政令第 二十条第三号
国家公務員共済組合法	国家公務員共済組合法
私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定により その例によることとされる平成二十四年一元化法附 則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有 するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規 定による改正前の国家公務員共済組合法	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共 済法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生 年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年 法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」と いう。）附則第三十七条第一項の規定によりなおそ の効力を有するものとされた平成二十四年一元化法 第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法 をいう。以下同じ。）

改正前昭和六十一年 経過措置政令第 二十条第四号	新地方公務員等共済組合法	
改正前昭和六十一年 経過措置政令第 二十条第五号	私立学校教職員共済法第二 十五条	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学 共済法（平成二十四年一元化法附則第七十九条の規 定によりなおその効力を有するものとされた平成二 十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学 校教職員共済法をいう。以下同じ。）第二十五条
	国家公務員共済組合法	例による平成二十四年一元化法改正前国共済法（私 立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりそ の例によることとされる平成二十四年一元化法附則

		第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいう。以下同じ。）
改正前昭和六十一年経過措置政令第七十条第三号	国家公務員共済組合法	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法
改正前昭和六十一年経過措置政令第七十条第四号	新地方公務員等共済組合法	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法
改正前昭和六十一年経過措置政令第七十条第五号	私立学校教職員共済法第二十五条 国家公務員共済組合法	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条 例による平成二十四年一元化法改正前国共済法

改正前平成六年経 過措置政令第十六 条の二第一項第一 号	又は第二十条第一項	、第二十条第一項又は第二十条の二第一項
改正前平成六年経 過措置政令第十六 条の二第一項第二 号	国家公務員共済組合法	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共 済法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生 年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年 法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」と いう。）附則第三十七条第一項の規定によりなおそ の効力を有するものとされた平成二十四年一元化法 第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法 をいう。以下同じ。）
	私立学校教職員共済法	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学

改正前平成六年経		
地方公務員等共済組合法	場合	
なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共	例による平成二十四年一元化法改正前国共済法（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいう。以下同じ。）附則第十二条の七の三第一項の規定を適用する場合	共済法（平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法をいう。以下同じ。）

過措置政令第十六 条の二第一項第三 号		済法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいう。以下同じ。）
改正前平成六年経過措置政令第十六 条の二第二項	平成六年改正法附則第二十七 条第一項	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第七十八条第一項の規定により読み替えられた平成六年改正法附則第二十七 条第一項
	国民年金法第五条第一項に 規定する被用者年金各法に	厚生年金保険法による老齢厚生年金又は平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前

	改正前平成六年経過措置政令第十六条の二第二項第一号
よる老齢厚生年金又は	平成六年改正法 第十五条各号に掲げる退職共済年金（前条各号
国共済法による年金である給付（以下「平成二十四年一元化法改正前国共済年金」という。）、「平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付（以下「平成十四年一元化法改正前地共済年金」という。）若しくは平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する改正前私学共済法による年金である給付（以下「平成二十四年一元化法改正前私学共済年金」という。）のうち	平成二十七年経過措置政令第七十八条第一項の規定により読み替えられた平成六年改正法 同項第二号から第四号までに規定する退職共済年金（同項第二号から第四号まで

改正前平成六年経 過措置政令第十六 条の二第二項第一 号ロ	国家公務員共済組合法		平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち平成 二十四年一元化法改正前国共済法（平成二十四年一 元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済 組合法をいう。以下同じ。）
改正前平成六年経 過措置政令第十六 条の二第二項第一 号ハ	又は同法	又は平成二十四年一元化法改正前国共済法	（同法
	地方公務員等共済組合法	平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち平成 二十四年一元化法改正前地共済法（平成二十四年一 元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共 済組合法をいう。以下同じ。）	
		（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地 共済法	

	又は同法	又は平成二十四年一元化法改正前地共済法
改正前平成六年経過措置政令第十六条の二第二項第一号二	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の三	平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち平成二十四年一元化法改正前私学共済法（平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法をいう。以下同じ。）第二十五条において準用する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の三
（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法	（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する例による平成二十四年一元化法改正前国共済法	又は私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法
又は平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する平成二十四年一元化法改正前国共済法		

改正前平成六年経過措置政令第十六条の二第二項第二号	国民年金法第五条第一項に規定する被用者年金各法の被保険者、組合員又は	厚生年金保険の被保険者、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員又は私立学校教職員共済制度の
---------------------------	------------------------------------	--

3 改正後厚生年金保険法による障害厚生年金（その権利を取得した当時から引き続き厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する障害等級の一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。）は、その受給権者が当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づく改正前共済年金給付のうち障害共済年金の受給権を有するときは、その間、その支給を停止する。

4 前項の場合においては、第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法第三十八条第二項及び第四項の規定を準用する。この場合において、同条第二項本文中「前項」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号）第七十八条第三項」と、「年金たる保険給付」とあるのは「障害厚生年金（その権利を取得した当時から引き続き障害等級の一級又は二級に

該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。」と、同項ただし書中「同項に規定する他の年金たる保険給付、国民年金法による年金たる給付又は平成二十四年一元化法改正前共済年金」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この項において「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付及び平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する改正前私学共済法による年金である給付のうち障害共済年金」と読み替えるものとする。

5 改正前共済年金給付の受給権を有する者が改正後国民年金法附則第九条の二の二第一項の請求をした場合においては、改正後国年令第十二条の三及び第十二条の四の規定は適用せず、改正前国年令第十二条の六及び第十二条の七の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前国年令第十二条の六の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項第二号	国家公務員共済組合法	
		なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生

私立学校教職員共済法	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法（平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法をいう。以下同じ。）
場合	例による平成二十四年一元化法改正前国共済法（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりそ

	第一項第三号	第二項
	地方公務員等共済組合法	被用者年金各法による老齢厚生年金又は
の例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいう。以下同じ。）附則第十二条の三の二の規定を適用する場合	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいう。以下同じ。）	厚生年金保険法による老齢厚生年金又は平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前

	第二項第一号ロ
	国家公務員共済組合法
国共済法による年金である給付（以下「平成二十四年一元化法改正前国共済年金」という。）、「平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付（以下「平成二十四年一元化法改正前地共済年金」という。）若しくは平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する改正前私学共済法による年金である給付（以下「平成二十四年一元化法改正前私学共済年金」という。）のうち	平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち平成二十四年一元化法改正前国共済法（平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいう。以下同じ。）

第二項第一号ハ							
地方公務員等共済組合法				同法第七十七条	又は同法	第一項	同法附則第十二条の二の二
平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち平成二十四年一元化法改正前地共済法（平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいう。以下同じ。）				済法第七十七条	又は平成二十四年一元化法改正前国共済法	の二の二第一項	平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条
平成二十四年一元化法改正前地共済法附則第十八条の二第一項各号				なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共	又は平成二十四年一元化法改正前地共済法		
同法第七十九条				済法第七十七条	又は平成二十四年一元化法改正前地共済法		
又は同法				済法第七十七条	又は平成二十四年一元化法改正前地共済法		
同法第七十九条				済法第七十七条	又は平成二十四年一元化法改正前地共済法		

		済法第七十九条
第二項第一号ニ	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十六条	平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち平成二十四年一元化法改正前私学共済法（平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法をいう。以下同じ。）第二十五条において準用する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十六条
	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の二の二第一項	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の二の二第一項
	又は私立学校教職員共済法第二十五条において準用す	又は平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する平成二十四年一元化法改正前

第二項第一号へ	国家公務員共済組合法		国共済法
	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十七条		なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する例による平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十七条
第二項第一号ト	同法	平成二十四年一元化法改正前国共済法	
	地方公務員等共済組合法	平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち平成二十四年一元化法改正前国共済法	
第二項第一号チ	同法	平成二十四年一元化法改正前地共済法	
	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国	平成二十四年一元化法改正前地共済法	
第二項第一号チ	同法	平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条に	
	十五条において準用する国	成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条に	

第二項第二号					
	家公務員共済組合法附則第十二条の三の規定	において準用する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の三の規定			
	(私立学校教職員共済法	(平成二十四年一元化法改正前私学共済法			
	国家公務員共済組合法附則第十二条の三の二	平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の三の二			
	又は私立学校教職員共済法	又は平成二十四年一元化法改正前私学共済法			
	国家公務員共済組合法附則第十二条の八	平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の八			
	被用者年金各法の被保険者、組合員又は	厚生年金保険の被保険者、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員又は私立学校教職員共済制度の			

(改正前国共済年金のうち退職共済年金等の受給権者に支給する老齢厚生年金の額の計算等の特例に関する経過措置)

第七十九条 次の表の上欄に掲げる退職共済年金の受給権者であつて、同表の中欄に掲げる厚生年金保険の被保険者の資格を取得したものに支給する同表の下欄に掲げる期間に基づく改正後厚生年金保険法による老齢厚生年金の額については、当該被保険者の資格を喪失し、当該被保険者となることなくして当該喪失した日（改正後厚生年金保険法第十四条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つた日）にあつては、その日）から起算して一月を経過する月の前月（その者が同月より前に六十五歳に達する場合にあつては、六十五歳に達する日が属する月）までの間、同欄に掲げる期間は、計算の基礎としない。

改正前国共済年金のうち退職共済年金（他の法令の規定により当該退職共済年金とみなされたものを含む。）	第二号厚生年金 金被保険者	第二号厚生年金 被保険者期間
改正前地共済年金のうち退職共済年金（他の法令の規定により当該退職共済年金とみなされたものを含む。）	第三号厚生年金 金被保険者	第三号厚生年金 被保険者期間
改正前私学共済年金のうち退職共済年金	第四号厚生年金 金被保険者	第四号厚生年金 被保険者期間

2 前項の表の上欄に掲げる退職共済年金（次の各号に掲げるものに限る。）の受給権者であつて、同表の

中欄に掲げる厚生年金保険の被保険者の資格を取得したもの（当該各号に定める年齢に達する日前に当該被保険者の資格を取得した者に限る。）に支給する同表の下欄に掲げる期間に基づく改正後厚生年金保険法による老齢厚生年金の額については、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める年齢に達する日が属する月までの間、同欄に掲げる期間は、計算の基礎としない。

一 改正前国共済年金のうち改正前国共済法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金 同条第六項に規定する年齢

二 改正前地共済年金のうち改正前地共済法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金 同条第六項に規定する年齢

三 改正前私学共済年金のうち改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金 同条第六項に規定する年齢

第八十条 次に掲げる年金たる給付の受給権者が、施行日以後の第二号厚生年金被保険者期間に基づく厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（同法附則第九条の二第二項及び第九条の三第一項の規定によりその額が計算されるものに限る。）の受給権を取得した場合における同法附則第九条の二第二項

第一号の規定の適用については、同号中「を超えるときは、四百八十」とあるのは、「から被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号）第八十条第一項各号に掲げる年金たる給付の額の計算の基礎となるものに限る。）の月数（当該月数が四百八十を超える場合は、四百八十とする。）を控除して得た月数を超えるときは、当該控除して得た月数」とする。

一 改正前国共済年金のうち改正前国共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金（なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四の二第二項及び第三項並びに第十二条の四の三第一項及び第三項の規定によりその額が計算されるものに限る。）

二 改正前国共済年金のうち改正前国共済法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金（なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の六の三第一項に規定する繰上げ調整額が加算されたものに限る。）

三 改正前国共済年金のうち改正前国共済法附則第十二条の八の規定による退職共済年金

- 2 次に掲げる年金たる給付の受給権者が、施行日以後の第三号厚生年金被保険者期間に基づく厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（同法附則第九条の二第二項及び第九条の三第一項並びに改正後平成六年改正法附則第二十条の二第二項の規定によりその額が計算されるものに限る。）の受給権を取得した場合における厚生年金保険法附則第九条の二第二項第一号の規定の適用については、同号中「を超えるときは、四百八十」とあるのは、「から被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号）第八十条第二項各号に掲げる年金たる給付の額の計算の基礎となるものに限る。）の月数（当該月数が四百八十を超える場合は、四百八十とする。）を控除して得た月数を超えるときは、当該控除して得た月数」とする。
- 一 改正前地共済年金のうち改正前地共済法附則第十九条の規定による退職共済年金（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項、第二十条の三第一項及び第四項並びに第二十五条の四第二項

及び第五項の規定によりその額が計算されるもの又はなお効力を有する改正前地共済法附則第二十五条の六第一項に規定する繰上げ調整額が加算されたものに限る。）

二 改正前地共済年金のうち改正前地共済法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条の三第一項に規定する繰上げ調整額が加算されたものに限る。）

三 改正前地共済年金のうち改正前地共済法附則第二十六条の規定による退職共済年金

3 次に掲げる年金たる給付の受給権者が、施行日以後の第四号厚生年金被保険者期間に基づく厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（同法附則第九条の二第二項及び第九条の三第一項の規定によりその額が計算されるものに限る。）の受給権を取得した場合における同法附則第九条の二第二項第一号の規定の適用については、同号中「を超えるときは、四百八十」とあるのは、「から被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四条第十三号に規定する旧私立学校教職員共済加入者期間（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（

平成二十七年政令第三百四十三号）第八十条第三項各号に掲げる年金たる給付の額の計算の基礎となるものに限る。）の月数（当該月数が四百八十を超える場合は、四百八十とする。）を控除して得た月数を超えるときは、当該控除して得た月数」とする。

一 改正前私学共済年金のうち改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金（なお効力を有する改正前私学共済法第二十五条において準用する例による改正前国共済法附則第十二条の四の二第二項及び第三項並びに第十二条の四の三第一項及び第三項の規定によりその額が計算されるものに限る。）

二 改正前私学共済年金のうち改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金（なお効力を有する改正前私学共済法第二十五条において準用する例による改正前国共済法附則第十二条の六の三第一項に規定する繰上げ調整額が加算されたものに限る。）

三 改正前私学共済年金のうち改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の八の規定による退職共済年金

第八十一条 改正前国共済年金のうち退職共済年金（昭和六十年国共済改正法附則第十六条第一項の規定による加算額が加算されるものに限る。）の受給権者が、施行日以後の第二号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金（昭和六十年改正法附則第五十九条第二項の規定による加算額が加算されるものに限る。）

）の受給権を取得した場合における同項第一号の規定の適用については、同号中「を超えるときは、四百八十」とあるのは、「から被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号）第八十一条第一項に規定する退職共済年金の額の計算の基礎となるものに限る。）の月数（当該月数が四百八十を超える場合は、四百八十とする。）を控除して得た月数を超えるときは、当該控除して得た月数」とする。

2 改正前地共済年金のうち退職共済年金（昭和六十年地共済改正法附則第十六条第一項の規定による加算額が加算されるものに限る。）の受給権者が、施行日以後の第三号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金（昭和六十年改正法附則第五十九条第二項の規定による加算額が加算されるものに限る。）の受給

権を取得した場合における同項第一号の規定の適用については、同号中「を超えるときは、四百八十」とあるのは、「から被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号）第八十一条第二項に規定する退職共済年金の額の計算の基礎となるものに限る。）の月数（当該月数が四百八十を超える場合は、四百八十とする。）を控除して得た月数を超えるときは、当該控除して得た月数」とする。

3 改正前私学共済年金のうち退職共済年金（なお効力を有する改正前私学共済法第二十五条において準用する私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第十六条第一項の規定による加算額が加算されるものに限る。）の受給権者が、施行日以後の第四号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金（昭和六十年改正法附則第五十九条第二項の規定による加算額が加算されるものに限る。）の受給権を取得した場合における同項第一号の規定の適用については、同号中「を超えるときは、四百八十」とあるのは、「から被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年

金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四条第十三号に規定する旧私立学校教職員共済加入者期間（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号）第八十一条第三項に規定する退職共済年金の額の計算の基礎となるものに限る。）の月数（当該月数が四百八十を超える場合は、四百八十とする。）を控除して得た月数を超えるときは、当該控除して得た月数」とする。

（改正前国共済年金のうち退職共済年金等の受給権者に支給する老齢厚生年金に加算する加給年金額に関する経過措置）

第八十二条 次に掲げる年金たる給付の受給権を有していた者が六十五歳に達したときに支給する老齢厚生年金については、当該年金たる給付を厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（同法附則第九条及び第九条の二第一項から第三項までの規定によりその額が計算されているものであって、かつ、その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるものに限る。）とみなして、同法附則第十六条第一項の規定を適用する。

一 改正前国共済年金のうち改正前国共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金（なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四及び第十二条の四の二第一項から第四項までの規定によりその額が算定されているものであつて、かつ、その年金額の算定の基礎となる旧国家公務員共済組合員期間（他の法令の規定により当該旧国家公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。）が二十年以上であるものに限る。）

二 改正前地共済年金のうち改正前地共済法附則第十九条の規定による退職共済年金（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条及び第二十条の二第一項から第三項までの規定によりその額が算定されているものであつて、かつ、その年金額の算定の基礎となる旧地方公務員共済組合員期間（他の法令の規定により当該旧地方公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。）が二十年以上であるものに限る。）

三 改正前私学共済年金のうち改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金（なお効力を有する改正前私学共済法第二十五条において準用する例による改正前国共済法附則第十二条の四及び第十二条の四の二第一項から第四項までの規定によりその

額が算定されているものであって、かつ、その年金額の算定の基礎となる旧私立学校教職員共済加入者期間が二十年以上であるものに限る。）

2 次に掲げる年金たる給付の受給権を有していた者が六十五歳に達したときに支給する老齢厚生年金については、当該年金たる給付を厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（同法附則第九条並びに第九条の三第一項及び第二項の規定によりその額が計算されているものに限る。）とみなして、同法附則第十六条第二項の規定を適用する。

一 改正前国共済年金のうち改正前国共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金（なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四並びに第十二条の四の三第一項及び第二項の規定によりその額が算定されているものに限る。）又は改正前国共済法附則第十二条の八の規定による退職共済年金

二 改正前地共済年金のうち改正前地共済法附則第十九条の規定による退職共済年金（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条並びに第二十条の三第一項及び第二項の規定によりその額が算定されているものに限る。）又は改正前地共済法附則第二十六条の規定による退職共済年金

三 改正前私学共済年金のうち改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二

条の三の規定による退職共済年金（なお効力を有する改正前私学共済法第二十五条において準用する例による改正前国共済法附則第十二条の四並びに第十二条の四の三第一項及び第二項の規定によりその額が算定されているものに限る。）又は改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の八の規定による退職共済年金

3 次に掲げる年金たる給付の受給権を有していた者が六十五歳に達したときに支給する老齢厚生年金については、当該年金たる給付を厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（同法附則第九条並びに改正後厚生年金保険法附則第九条の三第三項及び第四項の規定によりその額が計算されているものに限る。）とみなして、改正後厚生年金保険法附則第十六条第三項の規定を適用する。

一 改正前国共済年金のうち改正前国共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金（なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四並びに第十二条の四の三第三項及び第四項の規定によりその額が算定されているものに限る。）

二 改正前地共済年金のうち改正前地共済法附則第十九条の規定による退職共済年金（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条並びに第二十条の三第四項及び第五項の規定によりその額が算定されてい

るものに限る。)

三 改正前私学共済年金のうち改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金（なお効力を有する改正前私学共済法第二十五条において準用する例による改正前国共済法附則第十二条の四並びに第十二条の四の三第三項及び第四項の規定によりその額が算定されているものに限る。）

4 改正前地共済年金のうち改正前地共済法附則第十九条の規定による退職共済年金（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十五条の四第二項及び第三項の規定によりその額が算定されているものに限る。）

の受給権を有していた者が六十五歳に達したときに支給する老齢厚生年金については、当該退職共済年金を厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（改正後平成六年改正法附則第二十条の二第二項及び第三項の規定によりその額が計算されているものに限る。）とみなして、改正後平成六年改正法附則第三十条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法附則第十六条第二項の規定を適用する。

5 改正前地共済年金のうち改正前地共済法附則第十九条の規定による退職共済年金（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十五条の四第五項及び第六項の規定によりその額が算定されているもの又はなお効

力を有する改正前地共済法附則第二十五条の六第一項に規定する繰上げ調整額が加算されたものに限る。

）の受給権を有していた者が六十五歳に達したときに支給する老齢厚生年金については、当該退職共済年金を厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（改正後平成六年改正法附則第二十条の二第四項及び第五項の規定によりその額が計算されているもの又は改正後平成六年改正法附則第二十七条第六項に規定する繰上げ調整額が加算されたものに限る。）とみなして、改正後平成六年改正法附則第三十条第四項の規定を適用する。

（改正前国共済年金のうち退職共済年金等の受給権者の改正後厚生年金保険法による老齢厚生年金の支給の繰下げに関する経過措置）

第八十三条 施行日の前日において改正前退職共済年金の受給権を有していた者（当該改正前退職共済年金の請求をしていない者であつて、かつ、改正前国共済法第七十八条の二第一項、改正前地共済法第八十条の二第一項、改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十八条の二第一項又は平成十三年統合法附則第十六条第十三項において準用する改正前厚生年金保険法第四十四条の三第一項の申出をしていない者に限る。）であつて、改正後厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権を取得したも

のについて改正後厚生年令第三条の十三の二第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法第七十八條の二十八の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法第四十四條の三の規定を適用する場合においては、当該改正前退職共済年金を同条第一項第一号に規定する他の期間に基づく老齡厚生年金とみなす。

2 前項に規定する者が、施行日の前日において改正前厚生年金保険法による老齡厚生年金（同日において当該老齡厚生年金の請求又は当該老齡厚生年金について改正前厚生年金保険法第四十四條の三第一項の申出をしていない場合に限る。）の受給権を有していた場合における改正後厚生年令第三条の十三の二第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法第七十八條の二十八の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法第四十四條の三の規定の適用については、同条第二項第一号中「」の受給権を取得した日」とあるのは「」の受給権を取得した日（当該受給権を取得した日が被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）の施行の日（以下この号及び第三号において「施行日」という。）前にある場合にあつては、施行日の前日）」と、同項第三号中「経過した日」とあるのは「経過した日（当該五年を経過した日が施行日前にある場合にあつては、施行

日の前日)」とする。

（改正前退職共済年金の受給権者に支給する改正後厚生年金保険法による遺族厚生年金の額の計算に関する経過措置）

第八十四条 改正前退職共済年金の受給権を有する者に支給する遺族厚生年金の額の計算については、次の表の上欄に掲げる改正後厚生年金保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六十条第一項第二号	老齢厚生年金の受給権	
		老齢厚生年金等（老齢厚生年金並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この号及び次条第三項において「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付（ロ及び第六十四条の二において「平成二十四年一元化法改正

前国共済年金」という。）のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付（ロ及び第六十四条の二において「平成二十四年一元化法改正前地共済年金」という。）のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する改正前私学共済法による年金である給付（ロ及び第六十四条の二において「平成二十四年一元化法改正前私学共済年金」という。）のうち退職共済年金及び移行農林共済年金（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。ロ及び次条第三項において「平成

	第六十条第一項第	二 号 ロ
	老齡厚生年金の額	第 四 十 四 条 第 一 項
十三年統合法」という。）附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金をいう。）のうち退職共済年金をいう。以下この号並びに次条第三項及び第六十四条の二において同じ。）のいずれかの受給権	老齡厚生年金等の額の合計額	第四十四条第一項、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）をいう。（1）及び第六十四条の二第一号において同じ。）第七十八条第一項、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済

法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百十二号）をいう。(2)及び第六十四条の二第二号において同じ。）第八十条第一項、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法（平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法をいう。(3)及び第六十四条の二第三号において同じ。）第二十五条において準用する例による平成二十四年一元化法改正前国共済法（私立学校教職員共済法第四十

同項 老齡厚生年金にあつては、	
老齡厚生年金等にあつては、これら	八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいう。(3)及び第六十四条の二第三号において同じ。)第七十八条第一項又は平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法(平成十三年統合法附則第二条第一項第一号に規定する廃止前農林共済法をいう。次条第三項において同じ。)第三十八条第一項

に二分の一	得た額
から当該遺族厚生年金の受給権者が次の(1)から(3)までに掲げる年金たる給付の受給権を有するときは、当該(1)から(3)までに掲げる年金たる給付の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める額（当該遺族厚生年金の受給権者が次の(1)から(3)までに掲げる年金たる給付の受給権を二以上有するときは、(1)から(3)までに定める額を合算した額）を控除した額に二分の一	得た額 (1) 平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち退職共済年金 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額

第六十一条第三項	
第四十三条第三項	老齡厚生年金
第四十三条第三項（平成二十四年一元化法附則第三	老齡厚生年金等 職域加算額 (2) 平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち退職共済年金 当該退職共済年金の額のうちなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる部分に相当する額 (3) 平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち退職共済年金 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する例による平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四条第二項に規定する退職共済年金の

	第六十四条の二	
	老齢厚生年金の受給権	老齢厚生年金の額
十七条第四項（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。）又は第六十一条第四項の規定により適用する場合を含む。）又は平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法第三十七条第三項	老齢厚生年金等のいずれかの受給権	老齢厚生年金等の額の合計額から当該遺族厚生年金の受給権者が次の各号に掲げる年金たる給付の受給権を有するときは、当該各号に掲げる年金たる給付の区分に応じ、当該各号に定める額（当該遺族厚生年金の受給権者が、当該各号に掲げる年金たる給付の受給権を二以上有するときは、当該各号に定める

	額を合算した額）を控除した額
停止する。	停止する。ただし、当該遺族厚生年金の受給権者が当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けるときは、この限りでない。 一 平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち退職共済年金 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額 二 平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち退職共済年金 当該退職共済年金の額のうちなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法第七十六条第二項の規定により支給の停止を行

	わないこととされる部分に相当する額 三 平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち退職共済年金 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する例による平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額

第二節 共済組合の組合員であつた者に支給する老齢厚生年金等に関する事項

(平成二十四年一元化法附則第三十三条から第三十五条までの規定の適用範囲)

第八十五条 平成二十四年一元化法附則第三十三条から第三十五条までの規定は、第二号厚生年金被保険者期間に基づく厚生年金保険法による年金たる保険給付について適用するものとし、平成二十四年一元化法附則第三十三条第二項の規定は、第二号厚生年金被保険者について適用するものとする。

(改正前国共済法附則第十二条の七第二項に規定する者に支給する特例による老齢厚生年金の額の特例)

第八十六条 平成二十四年一元化法附則第三十三条第一項の規定による老齢厚生年金の額については、厚生年金保険法第四十三条第一項及び附則第九条の二並びに改正後厚生年金保険法附則第九条の三の規定は適用せず、当該老齢厚生年金の受給権者を改正後平成六年改正法附則第十八条第一項第三号に掲げる者となして、同条第二項前段の規定を適用して計算した額とする。

2 平成二十四年一元化法附則第三十三条第一項の規定による老齢厚生年金については、当該老齢厚生年金の受給権者を改正後平成六年改正法附則第二十四条第三項第二号に規定する者とみなして、同項から同条第六項までの規定を準用する。

（特例による老齢厚生年金の支給の繰上げにより減ずる額等）

第八十七条 平成二十四年一元化法附則第三十四条第二項の政令で定める額は、厚生年金保険法附則第九条の二第二項の規定の例により計算した額の百分の四に相当する額に、改正前国共済法附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じ、同表の中欄に掲げる年齢（第九十条において「特例支給開始年齢」という。）と平成二十四年一元化法附則第三十四条第一項の規定による老齢厚生年金の支給を開始する月の前月の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数を乗じて得た額とする。

第八十八条 平成二十四年一元化法附則第三十四条第四項の政令で定める額は、厚生年金保険法第四十三条第一項の規定の例により算定した額に、平成二十四年一元化法附則第三十四条第二項の規定により減じらるべきこととされた額をその算定の基礎となつた同項においてその例によるものとされる厚生年金保険法附則第九条の二第二項第二号に掲げる額で除して得た割合を乗じて得た額とする。

（改正前国共済法附則第十二条の八第二項に規定する者に係る繰上げ支給の老齢厚生年金の特例）

第八十九条 平成二十四年一元化法附則第三十四条第一項の規定による老齢厚生年金の受給権者については、改正後厚生年金保険法第四十六条第一項及び附則第十三条の四並びに厚生年金保険法附則第八条の規定は、適用しない。

2 平成二十四年一元化法附則第三十四条第一項の規定による老齢厚生年金に係る厚生年金保険法第四十四条の規定の適用については、同条第一項中「第四十三条の」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十四条第二項の規定並びに第四十三条第二項及び第三項の」と、「同条に定める」とあるのは「これらの規定により算定した」とする。

3 平成二十四年一元化法附則第三十四条第一項の規定による老齢厚生年金については、改正後厚生年金保

険法第四十三条第二項及び第三項、厚生年金保険法附則第七条の四、第十条及び第十六条第二項、平成六年改正法附則第二十一条第一項及び第三項並びに第二十六条第一項、第三項及び第五項から第八項まで並びに平成二十四年一元化法附則第三十三条第二項の規定を準用する。この場合において、厚生年金保険法附則第七条の四第二項第二号中「第四十六条第一項及び平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十六条第五項」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号）第八十九条第三項において準用する国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第二十一条第一項並びに同令第八十九条第四項において準用する同法附則第二十四条第四項及び第五項」と、同法附則第十六条第二項中「附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権を取得したときから引き続き（」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十四条第一項の規定による老齢厚生年金の受給権を取得したとき

から引き続き」と、「附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権を取得したときから引き続き」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十条第一項の規定による老齢厚生年金の受給権を取得したときから引き続き」と読み替えるものとする。

4 平成二十四年一元化法附則第三十四条第一項の規定による老齢厚生年金については、当該老齢厚生年金の受給権者を改正後平成六年改正法附則第二十四条第三項第二号に規定する者とみなして、同項から同条第六項までの規定を準用する。

（特例による老齢厚生年金の支給の繰上げの申出をした者が厚生年金保険の被保険者となった場合における特例）

第九十条 平成二十四年一元化法附則第三十四条第一項の規定による老齢厚生年金の受給権者であつて、六十五歳に達する前に厚生年金保険の被保険者となつたものが六十五歳に達する前に当該被保険者の資格を喪失した場合における改正後厚生年金保険法第四十三条第三項の規定による老齢厚生年金の改定額は、平成二十四年一元化法附則第三十四条第一項の規定の適用がないものとした場合に支給されるべき当該改定額から、改定前の老齢厚生年金の額を算定する場合において同条第二項又はこの項の規定により減じるべ

きこととされた額を減じた額とする。

2 平成二十四年一元化法附則第三十四条第一項の規定による老齢厚生年金の受給権者であつて、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日の前日において特例支給開始年齢に達していないものに対する前項の規定の適用については、同項中「額を減じた額」とあるのは、「額と当該喪失に係る被保険者期間及び当該被保険者期間に係る平均標準報酬額を基礎として厚生年金保険法附則第九条の二第二項の規定の例により算定された額に特例支給開始年齢と厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日の前日の属する月の末日におけるその者の年齢（その者の年齢が改定前の老齢厚生年金の支給を開始する月の前月の末日における年齢に達していないときは、当該前月の末日における年齢）との差に相当する年数一年につき百分の四を乗じて得た額との合算額を減じた額」とする。

3 前二項の規定の適用を受けた平成二十四年一元化法附則第三十四条第一項の規定による老齢厚生年金の受給権者であつて、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した後に厚生年金保険の被保険者となることなくして六十五歳に達したものに対する第八十八条の規定の適用については、同条中「平成二十四年一元化法附則第三十四条第二項」とあるのは「第九十条第一項又は第二項」と、「その算定の基礎となった同項

においてその例によるものとされる厚生年金保険法」とあるのは「平成二十四年一元化法附則第三十四条第一項の規定の適用がないものとした場合に支給されることとなる厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金の額のうち同法」とする。

4 平成二十四年一元化法附則第三十四条第一項の規定による老齢厚生年金の受給権者が六十五歳に達する前に厚生年金保険の被保険者となり六十五歳に達した日に厚生年金保険法第四十二条の規定による老齢厚生年金の受給権者となったとき、又は同項の規定による老齢厚生年金の受給権者であった者について改正後厚生年金保険法第四十三条第三項の規定による改定を行うこととなったときにおける当該老齢厚生年金の額の算定については、同条第一項の額は、同項の規定及び平成二十四年一元化法附則第三十四条第四項の規定にかかわらず、その者が六十五歳に達する前に厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した者であるものとして前項の規定の例により算定した額とする。

5 第一項及び第二項の場合における前条第二項の規定の適用については、同項中「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十四条第二項」とあるのは、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法

律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十
三号）第九十条第一項及び第二項」とする。

6 平成二十四年一元化法附則第三十四条第一項の規定による老齢厚生年金の受給権者であつた者に支給さ
れる厚生年金保険法第四十二条の規定による老齢厚生年金に係る同法第四十四条の規定の適用については
、同条第一項中「第四十三条の」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等
の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十四条第四項又は被用者年金制度の一元
化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関す
る経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号）第九十条第三項若しくは第四項の規定並び
に第四十三条第二項及び第三項の」と、「同条に定める」とあるのは「これらの規定により算定した」と
する。

7 当分の間、平成二十四年一元化法附則第三十四条第一項の規定による老齢厚生年金の受給権者であつた
者が、同条第四項の規定によりその額が算定された老齢厚生年金について改正後厚生年金保険法第四十四
条の三第一項の規定による支給の繰下げの申出をした場合には、厚生年金保険法施行令第三条の五の二第

一項の規定により加算する額は、平成二十四年一元化法附則第三十四条第四項の規定により算定した額について同令第三条の五の二第一項の規定の例により加算する額とする。

（改正前国共済年金のうち改正前国共済法附則第十二条の八の規定による退職共済年金の受給権者に支給する老齢厚生年金に関する経過措置）

第九十一条 改正前国共済年金のうち改正前国共済法附則第十二条の八の規定による退職共済年金の受給権者が六十五歳に達したときに支給する老齢厚生年金の額については、当該退職共済年金を平成二十四年一元化法附則第三十四条第一項の規定による老齢厚生年金とみなして、同条第四項の規定並びに第八十八条並びに前条第三項、第四項、第六項及び第七項の規定を適用する。

（衛視等に係る老齢厚生年金等の特例）

第九十二条 平成二十四年一元化法附則第三十五条第一項に規定する者に係る厚生年金保険法の規定の適用については、同項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる同法及び改正後厚生年金保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

厚生年金保険法第	当時（その権利を取得した当時、当該老齢厚生	当時
----------	-----------------------	----

四十四条第一項	年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、第四十三条第三項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた当時。第三項において同じ。）	
厚生年金保険法附則第七条の三第六項	第四十四条第一項	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「平成二十四年一元化法」という。） 附則第三十五条第一項及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する

厚生年金保険法附則第八条第三号				
	第四十二条第二号に該当する	当時（その権利を取得した当時	当時（六十五歳に達した当時」と、「第四十三	条第三項」とあるのは「第四十三条第三項又は附則第七条の三第五項
	平成二十四年一元化法附則第三十五	条第一項に規定する特定衛	視等である	経過措置に関する政令（平成二十
	七年政令第三百四十三号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第九十二条の規定により読み替えられた第四十四	条第一項	当時	当時

厚生年金保険法附 則第九条の二第二 項第一号	当該月数が四百八十を超えるときは、四百八十	当該月数が、二百四十未満であ るときは二百四十とし、四百八 十を超えるときは四百八十
厚生年金保険法附 則第九条の二第三 項	第四十四条第一項	平成二十四年一元化法附則第三 十五条第一項及び平成二十七年 経過措置政令第九十二条の規定 により読み替えられた第四十四 条第一項
改正後厚生年金保 険法附則第九条の 三第四項	当時（その権利を取得した当時 当時（当該請求があつた当時 第四十四条第一項	当時 平成二十四年一元化法附則第三 十五条第一項及び平成二十七年 経過措置政令第九十二条の規定

厚生年金保険法附則第十三条の四第七項			
当時（その権利を取得した当時	第四十四条第一項	当時（その権利を取得した当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、第四十三条第三項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた当時。第三項において同じ。）	
当時	条第一項 により読み替えられた第四十四条第一項	当時	条第一項 により読み替えられた第四十四
当時	平成二十四年一元化法附則第三十五条第一項及び平成二十七年経過措置政令第九十二条の規定により読み替えられた第四十四条第一項		

	改正後厚生年金保険法附則第十三条の五第一項	厚生年金保険法附則第十三条の五第
当時（六十五歳（その者が繰上げ調整額が加算されている老齢厚生年金の受給権者であるときは、特例支給開始年齢）に達した当時」と、「第四十三条第三項」とあるのは「第四十三条第三項又は附則第十三条の四第六項（その者が繰上げ調整額が加算されている老齢厚生年金の受給権者であるときは、第四十三条第三項又は附則第十三条の四第五項若しくは第六項）」	被保険者期間を	当該月数が
当時	被保険者期間（当該被保険者期間の月数が二百四十未満であるときは、二百四十とする。）を	当該月数が、二百四十未満であるときは二百四十とし、

三項及び第四項	厚生年金保険法附則第十六条第一項		
	計算されているものであつて、かつ、その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるもの	第四十四条第一項	当時（その権利を取得した当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、第四十三条第三項の規定により当該月数が二百四十以上と
	計算されているもの	平成二十四年一元化法附則第三十五条第一項及び平成二十七年経過措置政令第九十二条の規定により読み替えられた第四十四条第一項	当時

	厚生年金保険法附則第十六条第二項	
なるに至った当時。第三項において同じ。） 引き続き（当該請求があつた当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、当該被保険者期間の月数が二百四十以上となるに至ったときから引き続き。第三項において同じ。）	計算されているものであつて、かつ、その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるもの	第四十四条第一項
引き続き	計算されているもの	平成二十四年一元化法附則第三十五条第一項及び平成二十七年経過措置政令第九十二条の規定により読み替えられた第四十四

改正後厚生年金保 険法附則第十六条	当時（その権利を取得した当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、第四十三条第三項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた当時。第三項において同じ。） 引き続き（当該受給権を取得した当時当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、当該被保険者期間の月数が二百四十以上となるに至つたときから引き続き。第三項において同じ。）	条第一項 当時
	引き続き	計算されているもの

第三項

百四十以上であるもの		平成二十四年一元化法附則第三十五条第一項及び平成二十七年経過措置政令第九十二条の規定により読み替えられた第四十四条第一項
第四十四条第一項 当時（その権利を取得した当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、第四十三条第三項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた当時。第三項において同じ。）	当時	引き続き（当該一月を経過した当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間 引き続き

の月数が二百四十未満であつたときは、当該被 保険者期間の月数が二百四十以上となるに至つ たときから引き続き。第三項において同じ。）

（平成二十四年一元化法附則第五十七条から第五十九条まで及び第六十八条の規定の適用範囲）

第九十三条 平成二十四年一元化法附則第五十七条から第五十九条まで及び第六十八条の規定は、第三号厚生年金被保険者期間に基づく厚生年金保険法による年金たる保険給付について適用するものとし、平成二十四年一元化法附則第五十七条第三項の規定は、第三号厚生年金被保険者について適用するものとする。

（改正前地共済法附則第二十五条第二項又は第三項に規定する者に支給する特例による老齢厚生年金の額の特例）

第九十四条 平成二十四年一元化法附則第五十七条第一項及び第二項の規定による老齢厚生年金の額については、厚生年金保険法第四十三条第一項及び附則第九条の二並びに改正後厚生年金保険法附則第九条の三の規定は適用せず、当該老齢厚生年金の受給権者を改正後平成六年改正法附則第十八条第一項第三号に掲げる者とみなして、同条第二項前段の規定を適用して計算した額とする。

2 平成二十四年一元化法附則第五十七条第一項及び第二項の規定による老齢厚生年金については、当該老齢厚生年金の受給権者を改正後平成六年改正法附則第二十四条第三項第二号に規定する者とみなして、同項から同条第六項までの規定を準用する。

（特例による老齢厚生年金の支給の繰上げにより減ずる額等）

第九十五条 平成二十四年一元化法附則第五十八条第四項の政令で定める額は、厚生年金保険法附則第九条の二第二項の規定の例により計算した額の百分の四に相当する額に、改正前地共済法附則別表第三から附則別表第五までの上欄に掲げる者の区分に応じ、これらの表の中欄に掲げる年齢（第九十八条において「特例支給開始年齢」という。）と平成二十四年一元化法附則第五十八条第一項から第三項までの規定による老齢厚生年金の支給を開始する月の前月の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数を乗じて得た額とする。

第九十六条 平成二十四年一元化法附則第五十八条第六項の政令で定める額は、厚生年金保険法第四十三条第一項の規定の例により算定した額に、平成二十四年一元化法附則第五十八条第四項の規定により減じらるべきこととされた額をその算定の基礎となった同項においてその例によるものとされる厚生年金保険法附

則第九条の二第二項第二号に掲げる額で除して得た割合を乗じて得た額とする。

（改正前地共済法附則第二十六条第二項から第四項までに規定する者に係る繰上げ支給の老齢厚生年金の特例）

第九十七条 平成二十四年一元化法附則第五十八条第一項から第三項までの規定による老齢厚生年金の受給権者については、改正後厚生年金保険法第四十六条第一項及び附則第十三条の四並びに厚生年金保険法附則第八条の規定は、適用しない。

2 平成二十四年一元化法附則第五十八条第一項から第三項までの規定による老齢厚生年金に係る厚生年金保険法第四十四条の規定の適用については、同条第一項中「第四十三条の」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第五十八条第四項の規定並びに第四十三条第二項及び第三項の」と、「同条に定める」とあるのは「これらの規定により算定した」とする。

3 平成二十四年一元化法附則第五十八条第一項から第三項までの規定による老齢厚生年金については、改正後厚生年金保険法第四十三条第二項及び第三項、厚生年金保険法附則第七条の四、第十条及び第十六条

第二項、平成六年改正法附則第二十一条第一項及び第三項並びに第二十六条第一項、第三項及び第五項から第八項まで並びに平成二十四年一元化法附則第五十七条第三項の規定を準用する。この場合において、厚生年金保険法附則第七条の四第二項第二号中「第四十六条第一項及び平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十六条第五項」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号）第九十七条第三項において準用する国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第二十一条第一項並びに同令第九十七条第四項において準用する同法附則第二十四条第四項及び第五項」と、同法附則第十六条第二項中「附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権を取得したときから引き続き（）」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第五十八条第一項から第三項までの規定による老齢厚生年金の受給権を取得したときから引き続き（）」と、「附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権を取得したときから引き続き（）」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の

一部を改正する法律附則第五十八条第一項から第三項までの規定による老齢厚生年金の受給権を取得したときから引き続き」と読み替えるものとする。

4 平成二十四年一元化法附則第五十八条第一項から第三項までの規定による老齢厚生年金については、当該老齢厚生年金の受給権者を改正後平成六年改正法附則第二十四条第三項第二号に規定する者とみなして、同項から同条第六項までの規定を準用する。

（特例による老齢厚生年金の支給の繰上げの申出をした者が厚生年金保険の被保険者となった場合における特例）

第九十八条 平成二十四年一元化法附則第五十八条第一項から第三項までの規定による老齢厚生年金の受給権者であつて、六十五歳に達する前に厚生年金保険の被保険者となつたものが六十五歳に達する前に当該被保険者の資格を喪失した場合における改正後厚生年金保険法第四十三条第三項の規定による老齢厚生年金の改定額は、平成二十四年一元化法附則第五十八条第一項から第三項までの規定の適用がないものとした場合に支給されるべき当該改定額から、改定前の老齢厚生年金の額を算定する場合において同条第四項又はこの項の規定により減じるべきこととされた額を減じた額とする。

2 平成二十四年一元化法附則第五十八条第一項から第三項までの規定による老齢厚生年金の受給権者であつて、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日の前日において特例支給開始年齢に達していないものに対する前項の規定の適用については、同項中「額を減じた額」とあるのは、「額と当該喪失に係る被保険者期間及び当該被保険者期間に係る平均標準報酬額を基礎として厚生年金保険法附則第九条の二第二項の規定の例により算定された額に特例支給開始年齢と厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日の前日の属する月の末日におけるその者の年齢（その者の年齢が改定前の老齢厚生年金の支給を開始する月の前月の末日における年齢に達していないときは、当該前月の末日における年齢）との差に相当する年数一年につき百分の四を乗じて得た額との合算額を減じた額」とする。

3 前二項の規定の適用を受けた平成二十四年一元化法附則第五十八条第一項から第三項までの規定による老齢厚生年金の受給権者であつて、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した後に厚生年金保険の被保険者となることなくして六十五歳に達したものに対する第九十六条の規定の適用については、同条中「平成二十四年一元化法附則第五十八条第四項」とあるのは「第九十八条第一項又は第二項」と、「その算定の基礎となった同項においてその例によるものとされる厚生年金保険法」とあるのは「平成二十四年一元化

法附則第五十八条第一項から第三項までの規定の適用がないものとした場合に支給されることとなる厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金の額のうち同法」とする。

4 平成二十四年一元化法附則第五十八条第一項から第三項までの規定による老齢厚生年金の受給権者が六十五歳に達する前に厚生年金保険の被保険者となり六十五歳に達した日に厚生年金保険法第四十二条の規定による老齢厚生年金の受給権者となったとき、又は平成二十四年一元化法附則第五十八条第一項から第三項までの規定による老齢厚生年金の受給権者であった者について改正後厚生年金保険法第四十三条第三項の規定による改定を行うこととなったときにおける当該老齢厚生年金の額の算定については、同条第一項の額は、同項の規定及び平成二十四年一元化法附則第五十八条第六項の規定にかかわらず、その者が六十五歳に達する前に厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した者であるものとして前項の規定の例により算定した額とする。

5 第一項及び第二項の場合における前条第二項の規定の適用については、同項中「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第五十八条第四項」とあるのは、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法

律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十
三号）第九十八条第一項及び第二項」とする。

6 平成二十四年一元化法附則第五十八条第一項から第三項までの規定による老齢厚生年金の受給権者であ
った者に支給される厚生年金保険法第四十二条の規定による老齢厚生年金に係る同法第四十四条の規定の
適用については、同条第一項中「第四十三条の」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚
生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第五十八条第六項又は被用者
年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保
険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号）第九十八条第三項若しくは
第四項の規定並びに第四十三条第二項及び第三項の」と、「同条に定める」とあるのは「これらの規定に
より算定した」とする。

7 当分の間、平成二十四年一元化法附則第五十八条第一項から第三項までの規定による老齢厚生年金の受
給権者であった者が、同条第六項の規定によりその額が算定された老齢厚生年金について改正後厚生年金
保険法第四十四条の三第一項の規定による支給の繰下げの申出をした場合には、厚生年金保険法施行令第

三条の五の二第一項の規定により加算する額は、平成二十四年一元化法附則第五十八条第六項の規定により算定した額について同令第三条の五の二第一項の規定の例により加算する額とする。

（改正前地共済年金のうち改正前地共済法附則第二十六条の規定による退職共済年金の受給権者に支給する老齢厚生年金に関する経過措置）

第九十九条 改正前地共済年金のうち改正前地共済法附則第二十六条の規定による退職共済年金の受給権者が六十五歳に達したときに支給する老齢厚生年金の額については、当該退職共済年金を平成二十四年一元化法附則第五十八条第一項から第三項までの規定による老齢厚生年金とみなして、同条第六項の規定並びに第九十六条並びに前条第三項、第四項、第六項及び第七項の規定を適用する。

（警察職員等に係る老齢厚生年金等の特例）

第百条 平成二十四年一元化法附則第五十九条第一項（同条第二項の規定により適用する場合を含む。）の規定の適用を受ける者に係る平成二十四年一元化法附則第五十七条第一項の規定の適用については、その者の被保険者期間が二十年未満であるときはその者の被保険者期間は二十年以上であるものとみなし、その者に係る老齢厚生年金の額を計算する場合における厚生年金保険法第四十四条第一項（同法附則第九条

の二第三項、改正後厚生年金保険法附則第九条の三第二項及び第四項、平成六年改正法附則第十八条第三項並びに改正後平成六年改正法附則第二十条の二第三項及び第五項並びに第二十七条第十七項において準用する場合を含む。）、厚生年金保険法附則第九条の二第二項第一号（同法附則第九条の三第一項及び第三項、平成六年改正法附則第十八条第二項、改正後平成六年改正法附則第二十条の二第二項及び第四項並びに平成二十四年一元化法附則第五十八条第四項の規定によりその例によるものとされる場合を含む。）改正後厚生年金保険法附則第十六条並びに改正後平成六年改正法附則第三十条第一項及び第四項の規定の適用については、老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であるときはその者の当該被保険者期間の月数は二百四十以上であるものとみなし、その者に係る遺族厚生年金の額を計算する場合における厚生年金保険法第六十二条第一項の規定の適用については、遺族厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であるときはその者の当該被保険者期間の月数は二百四十以上であるものとみなす。

（地方公共団体の長であつた者に支給する改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付の額の計算に関する経過措置）

第百一条 地方公共団体の長であつた期間（平成二十四年一元化法附則第六十八条第一項に規定する地方公共団体の長であつた期間をいう。以下この条、次条及び第百七条において同じ。）の全部が平成十五年四月一日以後である者について、平成二十四年一元化法附則第六十八条（第七項を除く。以下この条から第百三条までにおいて同じ。）の規定により加算される額が、施行日前の地方公共団体の長であつた期間を計算の基礎として平成二十七年地共済経過措置政令第十八条の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号。次条第二項第二号ロにおいて「読替え後の平成十二年地共済改正法」という。）附則第十一条第五項第二号及び第八項の規定の例により計算される額に従前額改定率（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。次条第二項各号において「平成十二年改正法」という。）附則第二十一条第一項及び第二項に規定する従前額改定率をいう。次条第二項第二号イにおいて同じ。）を乗じて得た額に施行日前の地方公共団体の長であつた期間の月数（当該月数が百四十四を超えるときは、百四十四）を百四十四で除して得た割合を乗じて得た額に相当する額に満たないときは、当該額を平成二十四年一元化法附則第六十八条の規定により加算される額とする。

第百二条 地方公共団体の長であつた期間の全部又は一部が平成十五年四月一日前である者に対する平成二十四年一元化法附則第六十八条の規定の適用については、同条第一項中「地方公共団体の長であつた期間における平均標準報酬額の百分の四十三・八四六に相当する額」とあるのは「施行日前の地方公共団体の長であつた期間を計算の基礎として被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第十八条の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号。以下この条において「読替え後の平成十二年地共済改正法」という。）附則第十条第五項から第八項までの規定の例により計算した額」と、同条第二項、第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第五項及び第六項中「地方公共団体の長であつた期間における平均標準報酬額の百分の四十三・八四六に相当する額」とあるのは「施行日前の地方公共団体の長であつた期間を計算の基礎として読替え後の平成十二年地共済改正法附則第十条第五項から第八項までの規定の例により計算した額」とする。

2 前項に規定する者について、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないときは、同号ロに掲げる額に相当する額を同項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十八条の規定により加算される額とする。

一 平成十二年改正法附則第二十条第一項に規定する額及び前項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十八条の規定により加算される額の合算額

二 次に掲げる額の合算額

イ 平成十二年改正法附則第二十一条第一項各号に掲げる額を合算して得た額に従前額改定率を乗じて得た額

ロ 施行日前の地方公共団体の長であつた期間を計算の基礎として読替え後の平成十二年地共済改正法附則第十一条第五項、第七項及び第八項の規定の例により計算される額に施行日前の地方公共団体の長であつた期間の月数（当該月数が百四十四を超えるときは、百四十四）を百四十四で除して得た割合を乗じて得た額

（地方公共団体の長であつた者に支給する改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付の併給調整に関

する経過措置)

第百三条 平成二十四年一元化法附則第六十八条の規定による加算額が加算された改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付について、改正後厚生年金保険法第三十八条の規定を適用する場合においては、同条第一項中「障害厚生年金は」とあるのは「障害厚生年金（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この項において「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十八条第二項又は第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により加算された額に相当する部分を除く。）は」と、「老齢厚生年金」とあるのは「老齢厚生年金（同条第一項又は第六項の規定により加算された額に相当する部分を除く。）の」と、「遺族厚生年金」とあるのは「遺族厚生年金（同条第五項の規定により加算された額に相当する部分を除く。）の」とする。

2 平成二十四年一元化法附則第六十八条の規定による加算額が加算された改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付のうち、次の各号に掲げる額に相当する部分については、当該各号に定める年金たる給付とみなして、平成二十七年地共済経過措置政令第七条第一項の規定により読み替えられたなお効力を有す

る改正前地共済法（以下この項において「読替え後のなお効力を有する改正前地共済法」という。）第七十六条の規定を適用する。

一 平成二十四年一元化法附則第六十八条第一項及び第六項の規定により加算された額に相当する部分
読替え後のなお効力を有する改正前地共済法第五十一条ただし書に規定する旧職域加算退職給付

二 平成二十四年一元化法附則第六十八条第二項及び第三項（同条第四項において準用する場合を含む）

第六十六条第三項において同じ。）の規定により加算された額に相当する部分 読替え後のなお効力を有する改正前地共済法第七十四条第二号に規定する旧職域加算障害給付

三 平成二十四年一元化法附則第六十八条第五項の規定により加算された額に相当する部分 読替え後のなお効力を有する改正前地共済法第五十一条ただし書に規定する旧職域加算遺族給付

（地方公共団体の長であつた者に係る老齢厚生年金の支給の繰下げに関する経過措置）

第百四条 平成二十四年一元化法附則第六十八条第一項の規定による加算額が加算された改正後厚生年金保険法による老齢厚生年金について、改正後厚生年金保険法第四十四条の三及び厚生年金保険法施行令第三
条の五の二の規定を適用する場合には、厚生年金保険法第四十四条の三第四項中「及び第四十四条

」とあるのは「、第四十四条及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第六十八条第一項」と、同令第三条の五の二第一項中「加算した額」とあるのは「加算した額」と被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第六十八条第一項の規定による加算額に特例加算支給率を乗じて得た額との合算額」と、同条第二項中「をいう」とあるのは「をいい、前項の特例加算支給率は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第七条第二項の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法施行令第二十五条の四の二第三項の規定により算定した率をいう」とする。

（地方公共団体の長であつた者に係る老齢厚生年金の支給の繰上げに関する経過措置）

第百五条 平成二十四年一元化法附則第六十八条第一項の規定による加算額が加算された改正後厚生年金保険法による老齢厚生年金について、改正後厚生年金保険法附則第七条の三及び第十三条の四並びに改正後

厚生令第六条の三並びに厚生年金保険法施行令第八条の二の三の規定を適用する場合においては、厚生年金保険法附則第七条の三第四項中「第四十三条第一項」とあるのは「第四十三条第一項又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。附則第十三条の四第四項において「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十八条第一項」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、同法附則第十三条の四第四項中「第四十三条第一項」とあるのは「第四十三条第一項又は平成二十四年一元化法附則第六十八条第一項」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、改正後厚生令第六条の三中「第四十三条第一項」とあるのは「第四十三条第一項又は平成二十四年一元化法附則第六十八条第一項」と、厚生年金保険法施行令第八条の二の三第一項中「第四十三条第一項」とあるのは「第四十三条第一項又は平成二十四年一元化法附則第六十八条第一項」とする。

（地方公共団体の長であつた者に係る老齢厚生年金等の支給停止に関する経過措置）

第百六条 平成二十四年一元化法附則第六十八条第一項又は第六項の規定による加算額が加算された改正後厚生年金保険法による老齢厚生年金について、厚生年金保険法附則第七条の四（同法附則第十一条の五及び第十三条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定及び第四十九条第一項に規定する支給停止

に関する規定を適用する場合においては、平成二十四年一元化法附則第六十八条第一項又は第六項の規定により加算された額に相当する部分は、当該老齢厚生年金から除くものとする。

2 平成二十四年一元化法附則第六十八条第一項又は第六項の規定による加算額が加算された改正後厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権者が国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員（前月以前月に属する日から引き続き当該組合員の資格を有する者に限る。）であるときは、当該組合員である間、当該老齢厚生年金のうちこれらの規定により加算された額に相当する部分の支給を停止する。

3 平成二十四年一元化法附則第六十八条第二項又は第三項の規定による加算額が加算された改正後厚生年金保険法による障害厚生年金の受給権者が国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員であるときは、当該組合員である間、当該障害厚生年金のうちこれらの規定により加算された額に相当する部分の支給を停止する。

（地方公共団体の長であつた者が離婚等をした場合における標準報酬の改定等に係る経過措置）

第一百七十七条 地方公共団体の長であつた期間を有する者について、厚生年金保険法第七十八条の六第三項並びに第七十八条の十第一項及び第二項並びに改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第四項の規定を適用す

る場合においては、厚生年金保険法第七十八条の六第三項中「被保険者期間であつて」とあるのは「被保険者期間又は地方公共団体の長であつた期間（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第六十八条第一項に規定する地方公共団体の長であつた期間をいう。以下同じ。）であつて」と、「被保険者期間でない」とあるのは「被保険者期間又は地方公共団体の長であつた期間でない」と、「被保険者期間であつた」とあるのは「被保険者期間又は地方公共団体の長であつた期間（」と、同条第二項中「被保険者期間に」とあるのは「被保険者期間又は地方公共団体の長であつた期間に」と、改正後厚生年金保険法第七十八条の第十四項中「被保険者期間」とあるのは「被保険者期間又は地方公共団体の長であつた期間」とする。

第三節 脱退一時金に関する事項

（平成二十四年一元化法附則第二十三条第二項の地共済の掛金率の計算方法）

第百八条 平成二十四年一元化法附則第二十三条第二項に規定する地共済の掛金率は、改正前地共済法第百十四条第三項の規定により地方公務員共済組合連合会の定款で定める同項に規定する長期給付に係る組合

員の期末手当等と掛金との割合とする。

（改正前国共済年金のうち障害共済年金等の受給権者に支給する脱退一時金に関する特例）

第百九条 改正後厚生年金保険法附則第二十九条の規定の適用については、当分の間、同条第一項第二号中「保険給付」とあるのは、「保険給付又は平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付若しくは平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する改正前私学共済法による年金である給付のうち障害共済年金及び平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法、平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法若しくは平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法による障害手当金若しくは国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法若しくは私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法による障害年金及び障害手当金」とする。

2 施行日の前日において改正前厚生年金保険法附則第二十九条第一項の請求をすることができた者（施行日以後に国民年金の被保険者となった者及び日本国内に住所を有した者を除く。）に係る脱退一時金については、なお従前の例による。

第四章 費用の負担に関する経過措置

（平成二十四年一元化法附則第二十六条の厚生年金相当給付費用）

第百十条 平成二十四年一元化法附則第二十六条の厚生年金相当給付費用は、次の各号に掲げる給付の区分に応じ、当該各号に定める費用とする。

一 平成二十四年一元化法附則第二十条第一号に掲げる年金たる給付 当該年金たる給付に要する費用から当該費用のうち改正後厚年令第四条の二の四第一項第一号、第二号及び第五号に掲げる費用を控除した費用

二 平成二十四年一元化法附則第二十条第二号に掲げる年金たる給付 当該年金たる給付に要する費用から当該費用のうち改正後厚年令第四条の二の四第一項第一号、第三号及び第六号に掲げる費用を控除した費用

三 平成二十四年一元化法附則第二十条第三号に掲げる年金たる給付 当該年金たる給付に要する費用から当該費用のうち改正後厚年令第四条の二の四第一項第一号及び第四号に掲げる費用を控除した費用（平成二十四年一元化法附則第二十七条第一項の実施機関に係る政令で定める費用等）

第百十一条 平成二十四年一元化法附則第二十七条第一項の各実施機関（改正後厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関をいう。次条において同じ。）に係る政令で定める費用は、平成二十七年度における次に掲げる費用とする。

一 改正後厚年令第四条の二の二に規定する費用

二 改正後厚年令第四条の二の三各号（第二号を除く。）に掲げる給付に要する費用（改正後厚年令第四条の二の四第一項各号に掲げる費用に相当する部分を除く。以下この号において「厚生年金保険給付相当給付費用」という。）（施行日前における厚生年金保険給付相当給付費用に相当する費用を含む。）

三 改正後厚生年金保険法第八十四条の五第二項に規定する基礎年金拠出金保険料相当分の納付に要する費用

四 第一号及び第二号に掲げる費用に係る給付（国民年金法第九十四条の二第二項に規定する基礎年金拠

出金を含む。）に係る事務に要する費用（次項第四号に掲げる費用に相当する部分に限る。）

2 平成二十四年一元化法附則第二十七条第一項の厚生年金保険の実施者たる政府が負担すべき政令で定める費用は、平成二十七年度における次に掲げる費用とする。

一 改正後厚生年令第四条の二の二に規定する費用

二 改正後厚生年令第四条の二の三第一号及び第二号に掲げる給付に要する費用

三 改正後厚生年金保険法第八十四条の五第二項に規定する基礎年金拠出金保険料相当分の負担に要する費用

四 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第百十四条第六項に規定する額に相当する費用

（実施機関積立金の当初額の算定方法）

第百十二条 各実施機関の積立金（改正後厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に定める者（以下この項及び第五項並びに次条において「第三号厚生年金実施機関」という。）にあつては、地方公務員共済組合（地方公務員等共済組合法第二十七条第二項に規定する構成組合を除く。以下この項及び次条において同じ。））、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の積立金の総額とする。次項にお

いて同じ。）のうち、平成二十七年度の実施機関厚生年金保険事業費等（平成二十四年一元化法附則第二十七条第一項に規定する実施機関厚生年金保険事業費等をいう。以下この条及び次条において同じ。）の額（第三号厚生年金実施機関にあつては、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会に係る同年度の実施機関厚生年金保険事業費等の合計額とする。次項及び第五項において同じ。）の見込額に、同年度における前条第二項に規定する費用の額の見込額に対する平成二十六年年度の末日における改正後厚生年金保険法第八十四条の六第四項第一号に規定する厚生年金勘定の積立金額の見込額の比率（第六項において「概算政府積立比率」という。）を乗じて得た額（以下この条において「概算実施機関積立金の額」という。）に相当する部分は、施行日において、それぞれ実施機関積立金（改正後厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関積立金をいい、第三号厚生年金実施機関にあつては、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の当該実施機関積立金の総額とする。次項及び第三項において同じ。）として積み立てられたものとみなす。

2 実施機関に係る概算実施機関積立金の額が、平成二十七年度の実施機関厚生年金保険事業費等の額に平成二十四年一元化法附則第二十七条第一項に規定する政府積立比率（第七項及び次条において「政府積立

比率」という。)を乗じて得た額(次項及び第七項において「確定実施機関積立金の額」という。)に満たないときは、共済給付積立金(実施機関の積立金のうち実施機関積立金以外の部分をいう。次項において同じ。)のうち、その満たない額(その満たない額についての施行日の翌日から厚生労働大臣が定める日までの期間に応ずる利子に相当する額を含む。)に相当する部分は、当該厚生労働大臣が定める日において、実施機関積立金として積み立てられたものとみなす。

3 実施機関に係る概算実施機関積立金の額が、当該実施機関に係る確定実施機関積立金の額を超えるときは、当該実施機関の実施機関積立金のうち、その超える額(その超える額についての施行日の翌日から厚生労働大臣が定める日までの期間に応ずる利子に相当する額を含む。)に相当する部分は、当該厚生労働大臣が定める日において、共済給付積立金として積み立てられたものとみなす。

4 前二項に規定する利子は、複利計算の方法によるものとし、その利率は、国債の金利その他市場金利を考慮するとともに、厚生年金保険事業の財政の安定に配慮して、厚生労働大臣が定める率とする。

5 各実施機関(第三号厚生年金実施機関にあつては、地方公務員共済組合連合会とする。)は、当該実施機関を所管する大臣を経由して、平成二十七年度の実施機関厚生年金保険事業費等の額の見込額及び同年

度の実施機関厚生年金保険事業費等の額について、厚生労働大臣に報告を行うものとする。

6 概算政府積立比率及び概算実施機関積立金の額は、厚生労働大臣が定める。

7 厚生労働大臣は、政府積立比率及び確定実施機関積立金の額について、各実施機関を所管する大臣に報告を行うものとする。

第百十三条 第三号厚生年金実施機関の積立金のうち、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会に係る平成二十七年度の実施機関厚生年金保険事業費等の合計額に政府積立比率を乗じて得た額に相当する額に平成二十六年度の末日における地方公務員共済組合若しくは全国市町村職員共済組合連合会の積立金（改正前地共済法第二十四条（改正前地共済法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）に規定する積立金に限る。以下この条において同じ。）の額又は地方公務員共済組合連合会の長期給付積立金（改正前地共済法第三十八条の八に規定する長期給付積立金をいう。以下この条において同じ。）の額を同日における地方公務員共済組合及び全国市町村職員共済組合連合会の積立金の額並びに地方公務員共済組合連合会の長期給付積立金の額の合計額で除して得た率を乗じて得た額に相当する部分は、総務省令で定めるところにより、施行日において、それぞれ地方公務員共済組合、

全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の改正後厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関積立金として積み立てられたものとみなす。

（平成二十七年における交付金の交付等の特例）

第百十四條 平成二十七年における改正後厚生年金保険法第八十四條の三から第八十四條の七まで並びに附則第二十三條及び第二十三條の二並びに改正後厚年令第四條の二の二から第四條の二の七まで、第四條の二の十一から第四條の二の十三まで及び第八條の八の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる法令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

改正後厚生年金保険法第八十四條の三	費用（	費用（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）の施行の日（第八十四條の六第四項第一号において「施行日」という。）以後に支払われる給
	費用（	

改正後厚生年金保険法第八 十四条の五第二項	合計額を	付に係るものに限る。
改正後厚生年金保険法第八 十四条の六第一項	額を控除した	十二分の六に相当する額を控除した
改正後厚生年金保険法第八 十四条の六第二項	合計額	十二分の六に相当する額の合計額
改正後厚生年金保険法第八 十四条の六第四項第一号	に、当該年度の前年度 という。）と	に、施行日 という。）と施行日における
改正後厚生年金保険法附則 第二十三条第二項第一号	を加えた	の十二分の六に相当する額を加えた
改正後厚生年金保険法附則 第二十三条の二	から平成三十八年度までの間 当該年度	においては 平成二十七年十月から平成二十八年

		三月まで
改正後厚生年令第四条の二の二	法第八十四条の三	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第百十四条の規定により読み替えられた法第八十四条の三
次に掲げる費用	平成二十四年一元化法の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払われる給付に係るものに限り、次	

	改正後厚年令第四条の二の 四第一項		改正後厚年令第四条の二の
	法第八十四条の三	費用の	次に掲げる費用
に掲げる費用（当該費用の額の十二分の六に相当する額に相当する部分に限る。）	平成二十七年経過措置政令第百十四 条の規定により読み替えられた法第 八十四条の三	費用（施行日以後に支払われる給付 に係るものに限る。）の	施行日以後に支払われる給付に係る ものに限り、次に掲げる費用（当該 費用の額の十二分の六に相当する額 に相当する部分に限る。）
			平成二十七年経過措置政令第百十四

十一第一項並びに第四条の二の十二第一項及び第二項		条の規定により読み替えられた法第八十四条の六第一項
改正後厚年令第四条の二の十三第一項	法第八十四条の六	平成二十七年経過措置政令第百十四条の規定により読み替えられた法第八十四条の六
	同じ。） を控除した	同じ。）の十二分の六に相当する額の十二分の六に相当する額を控除した
改正後厚年令第四条の二の十三第二項第一号	当該年度	平成二十七年十月から平成二十八年三月まで
改正後厚年令第四条の二の十三第三項第一号	当該年度の前年度	施行日
改正後厚年令第八条の八第	法第八十四条の六	平成二十七年経過措置政令第百十四

				第四条の二の十一及び	
			第四条の二の十一第一項		
		(法」とあるのは「(法			
	法」と、				
第四条の二の十三第一項					
					条の規定により読み替えられた法第 八十四条の六
				平成二十七年経過措置政令第百十四 条の規定により読み替えられた第四 条の二の十一及び	
				平成二十七年経過措置政令第百十四 条の規定により読み替えられた第四 条の二の十一第一項	
		法第八十四条の六第一項」とあるの は「法			
	法第八十四条の六第一項」と、				
				平成二十七年経過措置政令第百十四 条の規定により読み替えられた第四	

（平成二十七年における地方公務員共済組合等の基礎年金拠出金の負担の特例）

第百十五条 次の各号に掲げる地方公務員共済組合及び全国市町村職員共済組合連合会は、平成二十七年において、改正後国民年金法第九十四条の四及び改正後国民年金法第十一条の六の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、改正後国民年金法第九十四条の三第一項の規定により計算した同年度における地方公務員共済組合連合会が納付すべき基礎年金拠出金の額に当該各号に定める割合を乗じて得た額を負担する。

一 地方公務員共済組合（平成二十四年一元化法第三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第二十七条第二項に規定する構成組合を除く。） 次に掲げる割合を合計した割合

イ 平成二十七年四月から九月までにおける地方公務員共済組合の組合員に係る改正前地共済法第二条第一項第五号に規定する給料の額を基礎として計算した額の総額と同項第六号に規定する期末手当等の額の総額との合計額（以下この条において「給料等総額」という。）に対する同年四月から九月までにおける当該地方公務員共済組合の組合員に係る給料等総額の割合に二分の一を乗じて得た割合

ロ 平成二十七年十月から平成二十八年三月までにおける地方公務員共済組合の組合員に係る標準報酬の総額に対する平成二十七年十月から平成二十八年三月までにおける当該地方公務員共済組合の組合員に係る標準報酬の総額の割合に二分の一を乗じて得た割合

二 指定都市職員共済組合 平成二十七年四月から九月までにおける地方公務員共済組合の組合員に係る給料等総額に対する同年四月から九月までにおける当該指定都市職員共済組合の組合員に係る給料等総額の割合に二分の一を乗じて得た割合

三 全国市町村職員共済組合連合会 次に掲げる割合を合計した割合

イ 平成二十七年四月から九月までにおける地方公務員共済組合の組合員に係る給料等総額に対する同年四月から九月までにおける全ての市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の組合員に係る給料等総額の割合に二分の一を乗じて得た割合

ロ 平成二十七年十月から平成二十八年三月までにおける地方公務員共済組合の組合員に係る標準報酬の総額に対する平成二十七年十月から平成二十八年三月までにおける全ての指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の組合員に係る標準報酬の総額の割合に二分の一を乗じて

得た割合

（平成二十七年年度における基礎年金交付金の交付等の特例）

第百十六条 平成二十七年年度における改正後昭和六十一年経過措置政令第五十八条の規定の適用については、同条第一項中「総額（」とあるのは「総額（同項第十号又は第十三号に掲げる給付にあつては当該給付に要する費用の総額に各実施機関たる共済組合等が支給する平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額（以下この項において「改正前国共済法による職域加算額」という。）（退職を給付事由とするものに限る。）に要する費用に相当する額の総額（第三項第十号又は第十三号に掲げる給付に係る部分に限る。）（以下この項において「改正前地共済法による職域加算額」という。）（退職を給付事由とするものに限る。）に要する費用に相当する額の総額（第三項第十号又は第十三号に掲げる給付に係る部分に限る。）又は平成二十四年一元化法附則第七十八条第三項に規定する改正前私学共済法による年金である給付（以下この項において「改正前私学共済法による年金である給付」という。）（退職を給付事由とするものに限る。）に要する費用に相当する額の総額（第三項第十号又は第十三号に掲

。を加えた額とし、」と、「基礎年金相当率」とあるのは「基礎年金相当率（同項第十号又は第十三号に掲げる給付にあつては同項第七号に掲げる給付に係る基礎年金相当率、同項第十一号又は第十四号に掲げる給付にあつては同項第八号に掲げる給付に係る基礎年金相当率、同項第十二号又は第十五号に掲げる給付にあつては同項第九号に掲げる給付に係る基礎年金相当率）」とする。

第五章 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する経過措置

（なおその効力を有するものとされた改正前協定実施特例法の規定により支給する改正前厚生年金保険法による年金たる保険給付に関する経過措置）

第百十七条 平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前協定実施特例法の規定により支給する改正前厚生年金保険法による年金たる保険給付について同項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前協定実施特例法及び改正前協定実施特例政令の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる法令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

改正前協	その厚生年金保	その厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日（被用者年金制度の一
------	---------	----------------------------------

定実施特	除の被保険者の	元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十
例法第三	資格を喪失した	四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）第一条
十一条第	日	の規定による改正後の厚生年金保険法第十四条第二号から第四号までの
四項		いずれかに該当するに至った日にあつては、その日）
改正前協	国共済法の退職	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法（平成二十四年
定実施特	共済年金の加給	一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するもの
例法第九		とされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員
十三条		共済組合法（以下この条及び第九十六条において「平成二十四年一元化
		法改正前国共済法」という。）をいう。第九十六条において同じ。）第
		七十八条第一項の規定により平成二十四年一元化法改正前国共済年金（
		平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法
		による年金である給付をいう。第九十六条において同じ。）のうち退職
		共済年金に加算する加給年金額に相当する部分

地共済法の退職 共済年金の加給	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以下この条及び第九十六条において「平成二十四年一元化法改正前地共済法」という。）をいう。第九十六条において同じ。）第八十条第一項の規定により平成二十四年一元化法改正前地共済年金（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付をいう。第九十六条において同じ。）のうち退職共済年金に加算する加給年金額に相当する部分
私学共済法の退 職共済年金の加 給	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法（平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法（以下この条及び第九十六条において「平成二十四年一元化法改正

国共済法第七十 九条第七項（私 学共済法第二十	
その額	正前私学共済法」という。）をいう。第九十六条において同じ。）第二十五条において準用する私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前国共済法（第九十六条第一項において「例による平成二十四年一元化法改正前国共済法」という。）第七十八条第一項の規定により平成二十四年一元化法改正前私学共済年金（平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する改正前私学共済法による年金である給付をいう。第九十六条において同じ。）のうち退職共済年金に加算する加給年金額に相当する部分

改正前協 定実施特 例法第九	
国共済法の遺族 共済年金の中高 齢寡婦加算	五条において読 み替えて準用す る場合を含む。 ～及び地共済法 第八十一条第八 項の規定にかか わらず、その額 共済年金各法の 定めるところに より
なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第九十条の規定 により平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち遺族共済年金に加 算する金額に相当する部分	平成二十四年一元化法改正前国共済法、平成二十四年一元化法改正前地 共済法及び平成二十四年一元化法改正前私学共済法の規定の例により

十六条第 一項	地共済法の遺族 共済年金の中 高 齢寡婦加算	私学共済法の遺 族共済年金の中 高 齢寡婦加算	国共済法第九十 三条第二項（私 学共済法第二十 五条において読 み替えて準用す る場合を含む。
	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法第九十九条の三 の規定により平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち遺族共済年 金に加算する金額に相当する部分	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条に おいて準用する例による平成二十四年一元化法改正前国共済法第九十条 の規定により平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち遺族共済 年金に加算する金額に相当する部分	その額

		～及び地共済法 第九十九条の六 第二項の規定に かかわらず、そ の額	
		共済年金各法の 定めるところに より	
改正前協 定実施特 例法第九 十六条第 二項	地共済法の遺族	国共済法の遺族 共済年金の経過 的寡婦加算	国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百 五号。以下この項において「昭和六十年国共済改正法」という。）附則 第二十八条第一項の規定により平成二十四年一元化法改正前国共済年金 のうち遺族共済年金に加算する金額に相当する部分
	地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百		

	共済年金の経過 的寡婦加算	私学共済法の遺 族共済年金の経 過的寡婦加算		共済年金各法の 定めるところに より	
改正前協 定実施特 例政令第 三十三条	厚生年金保険の 被保険者期間（ 当該厚生年金保 険の被保険者期	八号）附則第二十九条第一項の規定により平成二十四年一元化法改正前 地共済年金のうち遺族共済年金に加算する金額に相当する部分	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることと される昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第一項の規定により平成 二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち遺族共済年金に加算する金 額に相当する部分	平成二十四年一元化法改正前国共済法、平成二十四年一元化法改正前地 共済法及び平成二十四年一元化法改正前私学共済法の例により	第一号厚生年金被保険者期間（被用者年金制度の一元化等を図るための 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号 。以下「平成二十四年一元化法」という。）第一条の規定による改正後 の厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被

第一号	間 厚生年金保険の 被保険者期間を	保険者期間をいう。以下同じ。）（当該第一号厚生年金被保険者期間 第一号厚生年金被保険者期間を
改正前協 定実施特 例政令第 三十三条 第二号	国家公務員共済 組合の組合員期 間	旧国家公務員共済組合員期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十一 号に規定する旧国家公務員共済組合員期間をいう。以下同じ。）
改正前協 定実施特 例政令第 三十三条 第三号	地方公務員共済 組合の組合員期 間	旧地方公務員共済組合員期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十二 号に規定する旧地方公務員共済組合員期間をいう。以下同じ。）

改正前協 定実施特 例政令第 三十三条 第四号	私立学校教職員 共済法による加 入者期間	旧私立学校教職員共済加入者期間（平成二十四年一元化法附則第四条第 十三号に規定する旧私立学校教職員共済加入者期間をいう。以下同じ。 ）
改正前協 定実施特 例政令第 三十六条 第二項第 一号	若しくは共済年 金各法による	、平成二十四年一元化法改正前共済年金（平成二十四年一元化法改正前 国共済年金（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改 正前国共済法による年金である給付をいう。以下同じ。））、平成二十四 年一元化法改正前地共済年金（平成二十四年一元化法附則第六十一条第 一項に規定する改正前地共済法による年金である給付をいう。以下同じ 。）、及び平成二十四年一元化法改正前私学共済年金（平成二十四年一元 化法附則第七十九条に規定する改正前私学共済法による年金である給付 をいう。以下同じ。）をいう。）のうち

改正前協 法 の	改正前協 第十六条第四項	組合員期間若し くは加入者期間	当該共済年金各 法による	厚生年金保険の 被保険者期間
平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を	第十五条第四項	旧国家公務員共済組合員期間、旧地方公務員共済組合員期間若しくは旧 私立学校教職員共済加入者期間	当該	第一号厚生年金被保険者期間

定実施特					定実施特
例政令第					例政令第
三十六条					三十六条
第二項第	法第三十二条第				第二項第
五号	一項				五号
	(法				
	法第三十二条第				
	三項				
改正前協	国家公務員共済				改正前協
定実施特	組合法による				定実施特
		有するものとされた平成二十四年一元化法改正前協定実施特例法（平成二十四年一元化法附則第百六条の規定による改正前の法をいう。以下同じ。）の	平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前協定実施特例法第三十条第一項	（平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前協定実施特例法第三十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前協定実施特例法第三十二条第三項	平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち

例政令第 三十六條 第二項第 六号	同法	平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二條の規定による改正前の国家公務員共済組合法
法の	法第四十七條第 一項	平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前協定実施特例法の 十七條第一項
(法	法第四十七條第 三項	(平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前協定実施特例法 平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前協定実施特例法第四 十七條第三項

改正前協 定実施特 例政令第 三十六條 第二項第 七号	地方公務員等共 済組合法による	同法	法の 七号	法第六十四條第 一項	(法)	法第六十四條第 一項
	平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前協定実施特例法の	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前協定実施特例法第六十四條第一項	(平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前協定実施特例法	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力

		改正前協 定実施特 例政令第 三十六條 第二項第 八号	
三項	私立学校教職員 共済法による	同法	国家公務員共済 組合法
を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前協定実施特例法第六 十四條第三項	平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち	平成二十四年一元化法附則第七十九條の規定によりなおその効力を有す るものとされた平成二十四年一元化法第四條の規定による改正前の私立 学校教職員共済法	私立学校教職員共済法第四十八條の二の規定によりその例によることと される平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項の規定によりなおそ の効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二條の規定による 改正前の国家公務員共済組合法
法の			平成二十四年一元化法附則第七十九條の規定によりなおその効力を有す るものとされた平成二十四年一元化法改正前協定実施特例法の

	法第八十二条第 一項	平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前協定実施特例法第八十二条 第一項
	(法)	(平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前協定実施特例法
	法第八十二条第 三項	平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前協定実施特例法第八十二条 第三項
改正前協 定実施特 例政令第 六十八条	法第三十一条第 二項（法	平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前協定実施特例法第三十条第二項（平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前協定実施特例法

				改正前協 定実施特 例政令第 六十九条 第一項
及び法	となる厚生年金 保険の被保険者 期間	規定する厚生年 金保険の被保険 者期間	法第三十二条第 一項ただし書	規定を法
及び平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効 力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前協定実施特例法	となる第一号厚生年金被保険者期間	規定する厚生年金保険の被保険者期間（第一号厚生年金被保険者期間に 係るものに限る。）	平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を 有するものとされた平成二十四年一元化法改正前協定実施特例法第三十 二条第一項ただし書	規定を平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその 効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前協定実施特例法

改正前協 定実施特 例政令第 七十九条	改正前協 定実施特 例政令第 七十五条	、法	
		又は法	、平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前協定実施特例法
改正前協 定実施特 例政令第 七十九条	改正前協 定実施特 例政令第 七十五条	又は法	又は平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前協定実施特例法
		法第三十三條第一項ただし書	平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前協定実施特例法第三十三條第一項ただし書
改正前協 定実施特 例政令第 七十九条	改正前協 定実施特 例政令第 七十五条	規定を法	規定を平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前協定実施特例法
		法第三十四條	平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前協定実施特例法第三十四條

第一項	改正前協定実施特 例政令第 七十九条 第三項	
法の		厚生年金保険法 第四十六条第六 項（同法
平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を 有するものとされた平成二十四年一元化法改正前協定実施特例法の規定 、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効 力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前協定実施特例法の 規定、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおそ の効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前協定実施特例 法の規定又は平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおそ の効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前協定実施特例 法の		平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を 有するものとされた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正前の 厚生年金保険法第四十六条第六項（平成二十四年一元化法附則第十二条

	改正前協 定実施特 例政令第 七十九条 第四項	改正前協 定実施特 例政令第 百十八条 第一項及 び第二百二
	であつて法の	法
第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法	であつて平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前協定実施特例法の	平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前協定実施特例法

十二条第

一項

2 前項の場合において、平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前協定実施特例法の規定により支給する老齢厚生年金の加給（協定実施特例法第二十七条第五号に規定する老齢厚生年金の加給をいう。第二百二十三条において同じ。）又は障害厚生年金の配偶者加給（協定実施特例法第三十二条第四項に規定する障害厚生年金の配偶者加給をいう。第二百二十三条において同じ。）の受給権を有する者の配偶者が改正後協定実施特例法の規定により次の各号に掲げる年金たる給付の受給権を有する者となったときは、当該年金たる給付は、当該各号に定める年金たる給付とみなす。

- 一 改正後協定実施特例政令第三十六条第一項第一号に掲げる年金たる給付 改正前協定実施特例政令第三十六条第二項第一号に掲げる年金たる給付
- 二 改正後協定実施特例政令第三十六条第一項各号（第一号を除く。）に掲げる年金たる給付 改正前協定実施特例政令第三十六条第二項各号（第一号を除く。）に掲げる年金たる給付

第百十八条 改正前厚生年金保険法による老齢厚生年金について施行日以後に協定実施特例法第二十七条の規定により加給年金額が加算されたときは、当該改正前厚生年金保険法による老齢厚生年金については、改正後協定実施特例法第三十四条及び改正後協定実施特例政令第七十九条の規定を適用する。

（改正前協定実施特例法第十一条第二項の規定により支給する老齢基礎年金の振替加算等に関する経過措置）

第百十九条 施行日の前日において改正前協定実施特例法第十一条第二項の規定により支給する老齢基礎年金の振替加算等（同項に規定する老齢基礎年金の振替加算等をいう。第百二十一条及び第百二十三条において同じ。）の受給権を有していた者に対し、次の表の上欄に掲げる法令の規定を適用する場合においては、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

改正後協定実施特例法第十	老齢厚生年金の受給権者（第	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険
三条第一項第	十条第二項	法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十
一号		三号。以下この条において「平成二十四年一元化法」という。）第一条の規定による改正前の厚生年金保険

得た額	
得た額（当該受給権者が二以上の老齢厚生年金等の受	法による老齢厚生年金又は平成二十四年一元化法改正前共済年金（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付及び平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する改正前私学共済法による年金である給付をいう。第三号において「同じ。」のうち退職共済年金（以下この条において「老齢厚生年金等」という。）の受給権者（平成二十四年一元化法附則第一百六条の規定による改正前のこの法律（同号において「平成二十四年一元化法改正前協定実施特例法」という。）第十一条第二項

	改正後協定実施特例法第十 三条第一項第 三 号	
	この法律	(次項第三号において「特例 による障害厚生年金
給権を有しているときは、一の老齢厚生年金等の受給 権を有しているものとしてそれぞれ計算した額のうち 最も高いもの)	平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によ りなおその効力を有するものとされた平成二十四年一 元化法改正前協定実施特例法	又は平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち障害 共済年金（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一 項の規定によりなおその効力を有するものとされた平 成二十四年一元化法改正前協定実施特例法の規定、平 成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によ りなおその効力を有するものとされた平成二十四年一 元化法改正前協定実施特例法の規定又は平成二十四年

		一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前協定実施特例法の規定により支給するものに限り。次項第三号において「特例による障害給付		
改正後協定実施特例法第十 三条第二項第 一号	老齡厚生年金 厚生年金保険の被保険者であ った期間	老齡厚生年金等 第一号厚生年金被保険者期間又は平成二十四年一元化法附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組 合員期間、同条第十二号に規定する旧地方公務員共済 組合員期間若しくは同条第十三号に規定する旧私立学 校教職員共済加入者期間		
改正後協定実 施特例法第十	月数を合算した月数 特例による障害厚生年金	月数 特例による障害給付		

三条第二項第 三号	
改正後協定実 施特例法第十 三条第二項第 三号イ(2)	第五十一条
	第五十一条又は平成二十四年一元化法附則第三十七条 第一項の規定によりなおその効力を有するものとされ た平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の 国家公務員共済組合法第八十二条第四項、平成二十四 年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおそ の効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第 三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第 八十七条第五項若しくは平成二十四年一元化法附則第 七十九条の規定によりなおその効力を有するものとさ れた平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前 の私立学校教職員共済法第二十五条において準用する

改正後協定実 施特例政令第 三十三条	改正後協定実 施特例政令第 三十三条	改正後協定実 施特例政令第 三十三条第二 号	
特例による障害厚生年金	第二号厚生年金被保険者期間	第三号厚生年金被保険者期間	
改正前の国家公務員共済組合法第八十二条第四項	特例による障害給付	旧国家公務員共済組合員期間	旧地方公務員共済組合員期間
私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による			

施特例政令第 三十三条第三 号		改正後協定実 施特例政令第 三十三条第四 号	改正後協定実 施特例政令第 三十六条第一 項第一号イ
	第四号厚生年金被保険者期間		厚生年金保険の被保険者期間 の月数（当該老齢厚生年金の 受給権者が二以上の種別の被 保険者であつた期間を有する 者である場合にあつては、そ の者の二以上の被保険者の種
	旧私立学校教職員共済加入者期間	厚生年金保険の被保険者期間の月数	

改正後協定実 施特例政令第	
月数とを	別（法第三十五条に規定する被保険者の種別をいう。以下同じ。）に係る被保険者であった期間に係る被保険者期間を合算し、厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する一の期間（以下「一の期間」という。）のみを有するものとみなした場合における当該被保険者期間の月数とする。以下この条において同じ。）
月数（当該退職共済年金の受給権者が老齢厚生年金（第二号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）	

三十六条第一 項第一号ロ(1)		の受給権を有する場合にあつては、当該月数と当該老 齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月 数とを合算した月数とする。)とを
改正後協定実 施特例政令第 三十六条第一 項第一号ロ(2)	月数とを	月数（当該退職共済年金の受給権者が老齢厚生年金（ 第三号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。） の受給権を有する場合にあつては、当該月数と当該老 齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月 数とを合算した月数とする。）とを
改正後協定実 施特例政令第 三十六条第一 項第一号ロ(3)	月数とを	月数（当該退職共済年金の受給権者が老齢厚生年金（ 第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。） の受給権を有する場合にあつては、当該月数と当該老 齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月 数とを合算した月数とする。）とを

改正後協定実 施特例政令第 三十六条第一 項第一号ハ(1)	改正後協定実 施特例政令第 三十六条第一 項第一号ハ(2)
月数（当該退職共済年金の受給権者が二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者である場合にあつては、その者の当該国共済組合員等期間の月数と老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数とを合算した月数）	月数（当該退職共済年金の受給権者が二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者である場合にあつては、その者の当該地共済組合員等期間
月数	月数

	の月数と老齢厚生年金の額の 計算の基礎となる被保険者期 間の月数とを合算した月数）	
--	--	--

（相手国期間を有する退職共済年金の受給権者の配偶者に係る老齢基礎年金の振替加算等に関する経過措置）

第二百二十条 相手国期間（改正後協定実施特例法第二条第五号に規定する相手国期間をいう。次項において同じ。）を有する者であつて、改正前国共済年金のうち退職共済年金若しくは障害共済年金、改正前地共済年金のうち退職共済年金若しくは障害共済年金又は改正前私学共済年金のうち退職共済年金若しくは障害共済年金の受給権者（退職共済年金の受給権者にあつては、昭和六十年改正法附則第十四条第一項第一号に該当しない者に限る。）である者の配偶者に対し、次の表の上欄に掲げる法令の規定を適用する場合においては、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

改正後協	老齢厚生年金の受	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この条及び第十三条
定実施特	給権者	

例法第十 条第二項		当該老齡厚生年金	
改正後協 定実施特 例法第十 二項	において「平成二十四年一元化法」という。）第一条の規定による改正前の厚生年金保険法による老齡厚生年金又は平成二十四年一元化法改正前共済年金（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付及び平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する改正前私学共済法による年金である給付をいう。第十三条第一項第三号において同じ。）のうち退職共済年金（同項第一号及び第二項第一号において「老齡厚生年金等」という。）の受給権者	当該老齡厚生年金又は退職共済年金	老齡厚生年金等の受給権者（平成二十四年一元化法附則第百六条の規定による改正前のこの法律（第三号において「平成二十四年一元化法改正前協定実施特例法」という。）第十一条第二項

三条第一 項第一号	得た額	得た額（当該受給権者が二以上の老齢厚生年金等の受給権を有しているときは、一の老齢厚生年金等の受給権を有しているものとしてそれぞれ計算した額のうち最も高いもの）
改正後協 定実施特 例法第十 三条第一 項第三号	この法律 (次項第三号において「特例による障害厚生年金	平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前協定実施特例法を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち障害共済年金（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前協定実施特例法の規定、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前協定実施特例法の規定又は平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前協定実施特例法の規定により支給するものに限る。次項第三号において「特

	改正後協	定実施特	例法第十	三条第二	項第一号		
	老齡厚生年金	厚生年金保険の被 保険者であつた期 間			月数を合算した月 数	特例による障害厚 生年金	
例による障害給付	老齡厚生年金等	第一号厚生年金被保険者期間又は平成二十四年一元化法附則第四条第 十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間、同条第十二号に規定 する旧地方公務員共済組合員期間若しくは同条第十三号に規定する旧 私立学校教職員共済加入者期間			月数	特例による障害給付	

改正後協 定実施特 例法第十 三条第二 項第三号 イ(2)	第五十一条	第五十一条又は平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第八十二条第四項、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第八十七条第五項若しくは平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法第二十五条において準用する私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第八十二条第四項
--	-------	---

改正後協 定実施特 例政令第 三十三条	改正後協 定実施特 例政令第 三十三条 第二号	改正後協 定実施特 例政令第 三十三条	改正後協 定実施特 例政令第 三十三条
特例による障害厚 生年金	第二号厚生年金被 保険者期間	第三号厚生年金被 保険者期間	旧国家公務員共済組合員期間
旧地方公務員共済組合員期間	旧国家公務員共済組合員期間		

第三号		
改正後協 定実施特 例政令第 三十三条 第四号	第四号厚生年金被 保険者期間	旧私立学校教職員共済加入者期間

2

前項の規定により読み替えられた改正後協定実施特例法第十条第二項の規定により読み替えられた昭和六十年改正法附則第十四条第一項第一号の政令で定める相手国期間は、次の表の第一欄に掲げる場合に應じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる期間（それぞれ同表の第一欄に規定する期間の計算の基礎となつてゐる月に係るものを除くものとし、同欄に掲げる場合における協定実施特例政令第二条第四十号に規定する特定相手国船員期間又は同表一の項の第一欄に掲げる場合における同条第四十一号に規定する特定相手国坑内員期間については、昭和六十一年三月以前の期間に係るものにあつてはこれらの期間に三分の四を、同年四月から平成三年三月までの期間に係るものにあつてはこれらの期間に五分の六を乗じて得た期間と

する。）とする。

第一欄	第二欄
一 改正前国共済 年金のうち退 職共済年金の 額の計算の基 礎となる昭和 六十年改正法 附則第八条第 二項第二号に 掲げる期間と 合算する場合	昭和三十四年一月以後の相手国期間（ドイツ協定（改正後協定実施特例政令第二 条第四十二号に規定するドイツ協定をいう。以下同じ。）に係る場合にあっては 、ドイツ保険料納付期間（同号に規定するドイツ保険料納付期間をいう。以下同 じ。）とし、当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した日の翌日の属す る月以後（当該退職共済年金が平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規 定により適用するものとされた厚生年金保険法第四十三条第三項の規定によりそ の額の改定が行われたものである場合にあっては当該退職共済年金の受給権者が 退職した日の翌日の属する月以後、改正前国共済法附則第十二条の二の二第六項 又は第十二条の六の二第七項の規定によりその額の改定が行われたものである場 合にあっては改正前国共済法附則第十二条の二の二第六項又は第十二条の六の二 第七項に規定する受給権者が六十五歳に達した日の翌日の属する月以後、同条第

	六項の規定によりその額の改定が行われたものである場合にあつては同項に規定する受給権者が改正前国共済法附則第十二条の三の二の表の下欄に掲げる年齢に達した日の翌日の属する月以後）におけるものを除く。）
二 改正前地共済 年金のうち退 職共済年金の 額の計算の基 礎となる昭和 六十年改正法 附則第八条第 二項第三号に 掲げる期間と 合算する場合	昭和三十七年十二月以後の相手国期間（ドイツ協定に係る場合にあつては、ドイツ保険料納付期間とし、当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後（当該退職共済年金が平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法第四十三条第三項の規定によりその額の改定が行われたものである場合にあつては当該退職共済年金の受給権者が退職した日の翌日の属する月以後、改正前地共済法附則第十八条の二第六項又は第二十四条の二第七項の規定によりその額の改定が行われたものである場合にあつては第二十四条の二第七項に規定する受給権者が六十五歳に達した日の翌日の属する月以後、同条第六項の規定によりその額の改定が行われたものである場合にあつては同項に規定す

	る受給権者が改正前地共済法附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達した日の翌日の属する月以後）におけるものを除く。）
三 改正前私学共 済年金のうち 退職共済年金 の額の計算の 基礎となる昭 和六十年改正 法附則第八条 第二項第四号 に掲げる期間 と合算する場 合	昭和二十九年一月以後の相手国期間（ドイツ協定に係る場合にあつては、ドイツ保険料納付期間とし、当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後（当該退職共済年金が私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法第四十三条第三項の規定によりその額の改定が行われたものである場合にあつては当該退職共済年金の受給権者が退職した日の翌日の属する月以後、改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の二の二第六項又は第十二条の六の二第七項の規定によりその額の改定が行われたものである場合にあつては改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の二の二第六項又は第十二条の六の二第七項に規定する受給権者が六十五歳に達した日の翌日の属

する月以後、改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の六の二第六項の規定によりその額の改定が行われたものである場合にあっては同項に規定する受給権者が改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の三の二の表の下欄に掲げる年齢に達した日の翌日の属する月以後）におけるものを除く。）

（退職共済年金の受給権者の配偶者に係る老齢基礎年金の振替加算等の額の計算の特例に関する経過措置）

第二百一十一条 第一百十九条第一項又は前条第一項の規定により読み替えられた改正後協定実施特例法の規定により支給する老齢基礎年金の振替加算等の受給権を有する者の配偶者が昭和六十一年経過措置政令第二十六条各号に掲げる退職共済年金のうち、次の表の第一欄に掲げるもの（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前協定実施特例法の規定、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前協定実施特例法の規定又は平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前協定実施特例法の規定により支給するものに限る。）の受給権者であるときは、改正後協定実施特例法第

十三条第一項第一号の期間比率は、同条第二項第一号の規定にかかわらず、同欄に掲げる退職共済年金の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる期間の月数を、同表の第三欄に掲げる期間の月数で除して得た率とする。

	第一欄	第二欄	第三欄
一	改正前国共済年金のうち退職共済年金 (国共済施行法第八条第一号(国共済施行法第二十二條第一項、第二十三條第一項及び第四十八條第一項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた改正前国共済法によるものに限る。)	当該退職共済年金の受給権者の国共済施行法第八条第一号に規定する施行日前の在職年の年月数と同号に規定する施行日以後の新法第三十八條第一項に規定する組合員期間の年月数とを合算した年月数を月数に換算して得た月数	国共済施行法第八条第一号イからハまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれ同号イからハまでに掲げる年数に十二を乗じて得た月数
二	改正前国共済年金のうち退職共済年金	当該退職共済年金の受給権者の国共	二百四十

	(国共済施行法第九条(国共済施行法第二十二條第一項、第二十三條第一項及び第四十八條第一項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた改正前国共済法によるものに限る。)	済施行法第九条各号に掲げる期間を合算した月数と同条に規定する新法第三十八條第一項に規定する組合員期間の月数とを合算した月数	
三	改正前地共済年金のうち退職共済年金(地共済施行法第八条第一項の規定の適用を受けることにより支給されるものに限る。)	当該退職共済年金の受給権者の地共済施行法第八条第一項に規定する施行日直前の条例在職年の年月数と同項に規定する施行日以後の組合員期間の年月数とを合算した年月数を月数に換算して得た月数	地共済施行法第八条第一項の表の中欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年数に十二を乗じて得た月数

四	改正前地共済年金のうち退職共済年金 （地共済施行法第八条第二項（地共済 施行法第三十六条第一項において準用 する場合を含む。）の規定の適用を受 けることにより支給されるものに限る 。）	当該退職共済年金の受給権者の地共 済施行法第八条第二項に規定する施 行日前の条例在職年の年月数と同項 に規定する施行日以後の組合員期間 の年月数とを合算した年月数を月数 に換算して得た月数	地共済施行法第八 条第二項の表の中 欄に掲げる者の区 分に応じ、それぞ れ同表の下欄に掲 げる年数に十二を 乗じて得た月数
五	改正前地共済年金のうち退職共済年金 （地共済施行法第十条第一項（地共済 施行法第三十六条第一項において準用 する場合を含む。）の規定の適用を受 けることにより支給されるものに限る 。）	当該退職共済年金の受給権者の地共 済施行法第十条第一項各号に掲げる 期間を合算した月数と同項に規定す る組合員期間の月数とを合算した月 数	二百四十

六	改正前地共済年金のうち退職共済年金 （地共済施行法第十条第二項（地共済 施行法第三十六条第一項において準用 する場合を含む。）の規定の適用を受 けることにより支給されるものに限る 。	当該退職共済年金の受給権者の地方 公務員共済組合の組合員期間の月数 に地共済施行法第十条第二項の規定 によりその者が同項に規定する特定 事務従事者であつた期間の月数から 十二を控除した月数を算入すること とした場合のその算入後の月数	二百四十
七	改正前地共済年金のうち退職共済年金 （地共済施行法第十条第三項（地共済 施行法第三十六条第一項において準用 する場合を含む。）の規定の適用を受 けることにより支給されるものに限る 。	当該退職共済年金の受給権者の地方 公務員共済組合の組合員期間の月数 に地共済施行法第十条第三項の規定 によりその者が同項に規定する特定 事務従事地方公務員であつた期間の 月数から十二を控除した月数を算入	二百四十

		することとした場合のその算入後の 月数	
八	改正前私学共済年金のうち退職共済年金（私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四百十号）附則第十項（同法附則第十八項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法によるものに限る。）	当該退職共済年金の受給権者の改正前私学共済法による加入者期間の月数	百八十

（その額が改正前協定実施特例法第十七条第四項の規定により定められた遺族基礎年金に関する経過措置）

第二百二十二条 施行日の前日において遺族基礎年金（その額が改正前協定実施特例法第十七条第四項の規定

により定められたものに限る。」の受給権を有していた者に対し、改正後協定実施特例政令第四十一条の規定を適用する場合においては、同条中「法第二十七条の規定により支給する遺族厚生年金に加算する遺族厚生年金の中高齢寡婦加算又は遺族厚生年金の経過的寡婦加算」とあるのは、「平成二十七年経過措置政令第百十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法改正前協定実施特例法第九十六条第一項に限りなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前協定実施特例法第九十六条第一項に規定する遺族給付の中高齢寡婦加算又は同条第二項に規定する遺族給付の経過的寡婦加算」とする。

（改正前国共済年金等のうち退職共済年金又は障害共済年金に係る協定実施特例法等の適用に関する経過措置）

第二百二十三条 次の各号に掲げる退職共済年金又は障害共済年金であつて当該各号に定める改正前協定実施特例法の規定により支給するものの受給権を有する者に係る老齢基礎年金の振替加算等の支給の停止及び支給の調整並びに当該受給権を有する者の配偶者に係る老齢厚生年金の加給及び障害厚生年金の配偶者加給、改正後協定実施特例政令第百三十四条第一項に規定する旧厚生年金保険法による老齢年金の配偶者加給等並びに改正後協定実施特例政令第百三十九条第一項に規定する旧船員保険法による老齢年金の配偶者

加給等の支給の停止については、当該退職共済年金又は障害共済年金を改正後協定実施特例法の相当する規定により支給する給付とみなして、改正後協定実施特例法及び改正後協定実施特例政令の規定を適用する。

一 改正前国共済年金のうち退職共済年金又は障害共済年金 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前協定実施特例法の規定

二 改正前地共済年金のうち退職共済年金又は障害共済年金 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前協定実施特例法の規定

三 改正前私学共済年金のうち退職共済年金又は障害共済年金 平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前協定実施特例法の規定

附 則

この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。